令和 5年11月17日提出

第4回市議会定例会議案(2)

浜 松 市

議 案 件 目

第	160	号議案	令和5年度浜松市一般会計補正予算(第7号)3
第	161	号議案	令和5年度浜松市と畜場・市場事業特別会計補正予算(第2号)9
第	162	号議案	令和5年度浜松市中央卸売市場事業特別会計補正予算(第2号)11
第	163	号議案	令和5年度浜松市小型自動車競走事業特別会計補正予算(第1号)…13
第	164	号議案	令和5年度浜松市駐車場事業特別会計補正予算(第3号)15
第	165	号議案	令和5年度浜松市病院事業会計補正予算(第2号) ·····別冊
第	166	号議案	令和5年度浜松市水道事業会計補正予算(第3号) ·····別冊
第	167	号議案	令和5年度浜松市下水道事業会計補正予算(第3号)別冊
第	168	号議案	浜松市議会の議員に対する議員報酬及び期末手当の支給並びに 費用弁償条例の一部改正について・・・・・・・・・・・・121
第	169	号議案	浜松市特別職の給与に関する条例の一部改正について … 124
第	170	号議案	浜松市職員の給与に関する条例の一部改正について・・・・・・127
第	171	号議案	浜松市教育職員の給与に関する条例の一部改正について・・・・・・138
			資料
議案	€ (2)の参考	資料 · · · · · · · · · 152
議案	€ (2)の説明	資料 · · · · · · · · · · · · · · · · 153
補正	三予算	の参考資	料

令和5年度浜松市一般会計補正予算(第7号)

令和5年度浜松市の一般会計補正予算(第7号)は、次に定めるところによる。 (歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 976, 557 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 414, 756, 557 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算 の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年11月17日 提出

静岡県浜松市長 中野 祐介

第1表 歲入歲出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
18 国庫支出金		86, 236, 861	140, 084	86, 376, 945
	1 国庫負担金	56, 599, 018	140, 084	56, 739, 102
23 繰越金		6, 778, 630	836, 473	7, 615, 103
	1 繰越金	6, 778, 630	836, 473	7, 615, 103
歳 入	合 計	413, 780, 000	976, 557	414, 756, 557

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1 議会費		962, 894	4, 877	967, 771
	1 議会費	962, 894	4, 877	967, 771
2 総務費		38, 904, 502	159, 144	39, 063, 646
	1 総務管理費	14, 567, 471	33, 599	14, 601, 070
	2 中区役所費(中央区)	2, 791, 286	23, 708	2, 814, 994
	3 東区役所費(中央区)	1, 293, 351	10, 863	1, 304, 214
	4 西区役所費(中央区)	1, 480, 550	10, 476	1, 491, 026
	5 南区役所費(中央区)	1, 210, 379	9, 957	1, 220, 336
	6 北区役所費	1, 596, 494	11, 618	1, 608, 112
	(中央区・浜名区)			
	7 浜北区役所費	1, 336, 204	9, 930	1, 346, 134
	(浜名区)			
	8 天竜区役所費	1, 952, 068	14, 575	1, 966, 643
	9 文化振興費	2, 008, 219	2, 106	2, 010, 325
	10 スポーツ振興費	2, 345, 514	1, 307	2, 346, 821

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
	11 生涯学習費	3, 496, 121	5, 706	3, 501, 827
	12 徴税費	3, 512, 400	22, 834	3, 535, 234
	14 選挙費	476, 295	441	476, 736
	16 人事委員会費	139, 516	900	140, 416
	17 監查委員費	167, 178	1, 124	168, 302
3 民生費		122, 429, 696	57, 616	122, 487, 312
	1 社会福祉費	27, 373, 514	11, 799	27, 385, 313
	2 児童福祉費	56, 299, 387	42, 682	56, 342, 069
	8 介護保険費	11, 655, 240	3, 135	11, 658, 375
4 衛生費		60, 504, 765	38, 251	60, 543, 016
	1 保健衛生費	14, 181, 065	12, 200	14, 193, 265
	2 保健所費	2, 369, 652	6, 551	2, 376, 203
	3 清掃費	39, 902, 149	14, 669	39, 916, 818
	4 環境費	518, 868	4, 471	523, 339
	6 と畜場・市場費	214, 022	360	214, 382

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
5 労働費		439, 311	910	440, 221
	1 労働諸費	439, 311	910	440, 221
6 農林水産業費		6, 370, 748	11, 263	6, 382, 011
	1 農業費	2, 162, 277	7, 457	2, 169, 734
	 3 農地費 	2, 593, 051	2, 151	2, 595, 202
	4 林業費	1, 269, 996	1, 655	1, 271, 651
7 商工費		9, 870, 220	10, 361	9, 880, 581
	1 商工費	9, 870, 220	10, 361	9, 880, 581
8 土木費		48, 081, 905	54, 415	48, 136, 320
	1 土木管理費	4, 047, 598	9, 212	4, 056, 810
	2 道路橋りよう費	26, 710, 380	24, 771	26, 735, 151
	3 河川費	2, 752, 530	1, 441	2, 753, 971
	5 都市計画費	7, 246, 332	16, 877	7, 263, 209
	6 住宅費	1, 538, 310	2, 114	1, 540, 424
9 消防費		12, 592, 550	101, 129	12, 693, 679

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
	1 常備消防費	10, 907, 995	97, 815	11, 005, 810
	4 災害対策費	879, 172	3, 314	882, 486
10 教育費		65, 318, 409	538, 591	65, 857, 000
	1 教育総務費	7, 353, 099	17, 787	7, 370, 886
	2 小学校費	29, 324, 203	300, 432	29, 624, 635
	3 中学校費	17, 498, 728	183, 958	17, 682, 686
	4 高等学校費	912, 043	7, 164	919, 207
	5 幼稚園費	4, 819, 449	26, 933	4, 846, 382
	7 保健体育費	4, 006, 106	2, 317	4, 008, 423
歳 出	合 計	413, 780, 000	976, 557	414, 756, 557

令和5年度浜松市と畜場・市場事業 特別会計補正予算(第2号)

令和5年度浜松市のと畜場・市場事業特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ360千円を追加し、歳入歳出予算の総額を 歳入歳出それぞれ372,360千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算 の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年11月17日 提出

静岡県浜松市長 中野 祐介

第1表 歲入歲出予算補正

歳 入

款			項	補正前の額	補	正額	計
				千円		千円	千円
3 繰入金				214, 022		360	214, 382
		1 一般会計	十繰入金	214, 022		360	214, 382
歳	入	合	計	372, 000		360	372, 360

款		IJ	頁	補正前の額	補正	額	#
				千円		千円	千円
1 総務費				354, 666		360	355, 026
		1 総務管理	費	354, 666		360	355, 026
歳	出	合	計	372,000		360	372, 360

令和5年度浜松市中央卸売市場事業 特別会計補正予算(第2号)

令和5年度浜松市の中央卸売市場事業特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ831千円を追加し、歳入歳出予算の総額を 歳入歳出それぞれ747,831千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算 の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年11月17日 提出

静岡県浜松市長 中野 祐介

第1表 歲入歲出予算補正

歳 入

款		項	Į.	補正前の額	補正	額	計
				千円		千円	千円
3 繰越金				1,000		831	1,831
		1 繰越金		1,000		831	1,831
歳	入	合	≣ †	747, 000		831	747, 831

款	I	頁	補正前の額	補	正額	計
			千円		千円	千円
1 総務費			713, 039		831	713, 870
	1 総務管理	費	713, 039		831	713, 870
歳 出	合	計	747,000		831	747, 831

令和 5 年度浜松市小型自動車競走事業 特別会計補正予算(第1号)

令和5年度浜松市の小型自動車競走事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳出予算の補正)

第1条 歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳出予算の金額は、「第1表 歳出予算補正」による。

令和5年11月17日 提出

静岡県浜松市長 中野 祐介

第1表 歳出予算補正

款		Į	Į	補正前の額	補 正 額	計
				千円	千	円 千円
1 総務費				627, 621		0 627, 621
		1 総務管理	費	627, 621		0 627, 621
歳	出	合	計	20, 499, 000		0 20, 499, 000

令和5年度浜松市駐車場事業 特別会計補正予算(第3号)

令和5年度浜松市の駐車場事業特別会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。 (歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 210 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を 歳入歳出それぞれ 335,903 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算 の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年11月17日 提出

静岡県浜松市長 中野 祐介

第1表 歲入歲出予算補正

歳 入

款		Ą	Į.	補正前の額	補 正 額	計
				千円	千円	千円
3 繰越金				758	210	968
		1 繰越金		758	210	968
歳	入	合	計	335, 693	210	335, 903

款		項		補正前の額	補正額	計
				千円	千円	千円
1 駐車場費				297, 905	210	298, 115
		1 駐車場費		297, 905	210	298, 115
歳	出	合	計	335, 693	210	335, 903

令和5年度

補正予算に関する説明書

一般会計補正予算(第7号)等 (第4回市議会定例会)

令和5年11月

浜 松 市

この説明中、歳入歳出補正予算事項別明細書における歳入、歳出については、予算審議の便に供するため、議決科目である款項を予算執行科目の目節と同時に記載し、表罫二本線 (——) で議決科目と執行科目の区分を明確化したものである。

目 次

1	一般	会計	
	(1)	歳入歳出補正予算事項別明細書	22 頁
	(2)	給与費明細書	60 頁
2	と畜	場・市場事業特別会計	
	(1)	歳入歳出補正予算事項別明細書	69 頁
	(2)	給与費明細書	74 頁
3	中央	卸売市場事業特別会計	
	(1)	歳入歳出補正予算事項別明細書	83 頁
	(2)	給与費明細書	88 頁
4	小型	自動車競走事業特別会計	
	(1)	歳出補正予算事項別明細書	97 頁
	(2)	給与費明細書	100 頁
5	駐車	場事業特別会計	
	(1)	歳入歳出補正予算事項別明細書	109 頁
	(2)	給与費明細書	114 頁

一般会計

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総 括

(歳 入)

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 市税	千円 149, 700, 000	千円 -	千円 149, 700, 000
2 地方譲与税	3, 635, 000	-	3, 635, 000
3 利子割交付金	65, 000	-	65, 000
4 配当割交付金	824, 000	-	824, 000
5 株式等譲渡所得割交付金	703, 000	-	703, 000
6 分離課税所得割交付金	145, 000	-	145, 000
7 法人事業税交付金	2, 060, 000	-	2, 060, 000
8 地方消費税交付金	20, 229, 000	-	20, 229, 000
9 ゴルフ場利用税交付金	92, 000	-	92, 000
10 環境性能割交付金	629, 000	-	629, 000
11 軽油引取税交付金	5, 746, 000	-	5, 746, 000
12 国有提供施設等所在市町村助成交付金	342, 000	-	342, 000
13 地方特例交付金	1, 287, 537	-	1, 287, 537
14 地方交付税	33, 521, 947	-	33, 521, 947
15 交通安全対策特別交付金	398, 000	-	398, 000
16 分担金及び負担金	741, 325	-	741, 325
17 使用料及び手数料	4, 257, 778	-	4, 257, 778
18 国庫支出金	86, 236, 861	140, 084	86, 376, 945
19 県支出金	21, 559, 737	-	21, 559, 737
20 財産収入	625, 865	-	625, 865
21 寄附金	2, 978, 000	-	2, 978, 000
22 繰入金	26, 543, 148	-	26, 543, 148
23 繰越金	6, 778, 630	836, 473	7, 615, 103
24 諸収入	9, 927, 172	-	9, 927, 172
25 市債	34, 754, 000	-	34, 754, 000
歳 入 合 計	413, 780, 000	976, 557	414, 756, 557

(歳 出)

				補 正	額の	財 源	内 訳
款	補正前の額	補 正 額	計	特	定 財	源	. 前几 日子 河百
				国県支出金	地方債	その他	一般財源
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 議会費	962, 894	4, 877	967, 771				4, 877
2 総務費	38, 904, 502	159, 144	39, 063, 646				159, 144
3 民生費	122, 429, 696	57, 616	122, 487, 312				57, 616
4 衛生費	60, 504, 765	38, 251	60, 543, 016				38, 251
5 労働費	439, 311	910	440, 221				910
6 農林水産業費	6, 370, 748	11, 263	6, 382, 011				11, 263
7 商工費	9, 870, 220	10, 361	9, 880, 581				10, 361
8 土木費	48, 081, 905	54, 415	48, 136, 320				54, 415
9 消防費	12, 592, 550	101, 129	12, 693, 679				101, 129
10 教育費	65, 318, 409	538, 591	65, 857, 000	140, 084			398, 507
11 災害復旧費	12, 000, 000	_	12, 000, 000				
12 公債費	36, 205, 000	_	36, 205, 000				
13 予備費	100, 000	-	100, 000				
歳出合計	413, 780, 000	976, 557	414, 756, 557	140, 084			836, 473

2 歳 入

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計
	千円	千円	千円
18 国庫支出金	86, 236, 861	140, 084	86, 376, 945
1 国庫負担金	56, 599, 018	140, 084	56, 739, 102
5 教育費国庫負担金	9, 427, 371	140, 084	9, 567, 455

(歳 入) 18 国庫支出金

	節			
区分	金 額	説		明
	千円			
義務教育費国	140, 084	少人数学級対応講師人件費		
庫負担金		1,617千円の	1/ 3	5 3 9 千円
		職員人件費		
		409,158千円の	1/ 3	136,386千円
		再任用短時間勤務職員人件費		
		9,477千円の	1/ 3	3, 159千円

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計
(T.L.) A	千円	千円	千円
23 繰越金	6, 778, 630	836, 473	7, 615, 103
1 繰越金	6, 778, 630	836, 473	7, 615, 103
1 繰越金	6, 778, 630	836, 473	7, 615, 103
計	413, 780, 000	976, 557	414, 756, 557

(歳 入) 23 繰越金

	節		
区分	金	額	説明
		千円	
前年度繰越金	83	36, 473	

				補正	額の	財 源	内 訳
款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	特	定財	源	. 机 田 流
				国県支出金	地方債	その他	一般財源
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 議会費	962, 894	4,877	967, 771				4, 877
1 議会費	962, 894	4, 877	967, 771				4, 877
1 議会総務費	787, 793	3, 724	791, 517				3, 724
2 議事費	76, 783	568	77, 351				568
3 調査法制費	98, 318	585	98, 903				585

(歳 出) 1 議会費

節					
区 分	金額		説	明	
	千円				
2 給料	225	1 人件費			3,724千円
3 職員手当等	3, 419	(1) 議員			3,004千円
4 共済費	80	(2) 職員			720千円
2 給料	139	1 人件費			568千円
3 職員手当等	357	(1) 職員			568千円
4 共済費	72				
2 給料	147	1 人件費			585千円
3 職員手当等	364	(1) 職員			585千円
4 共済費	74				

				補正	<u>類</u> の	 財 源	内 訳
款項目	補正前の額	補正額	計	特	定 財	源	1.1 11/2
	110 22 134 35 187	1111 1111	н	国県支出金	1	その他	一般財源
	千円	千円	千円	千円			千円
2 総務費	38, 904, 502	159, 144	39, 063, 646				159, 144
1 総務管理費	14, 567, 471	33, 599	14, 601, 070				33, 599
1 秘書管理費	230, 902	1, 397	232, 299				1, 397
2 人事管理費	845, 630	2, 563	848, 193				2, 563
3 職員厚生管理費	324, 770	685	325, 455				685
4 広聴広報費	370, 253	1, 846	372, 099				1,846
5 文書行政費	171, 299	1, 751	173, 050				1, 751
6 財政管理費	2, 825, 988	2, 088	2, 828, 076				2, 088
7 会計管理費	378, 445	2, 769	381, 214				2, 769
8 アセットマネジメント推進費	2, 223, 387	1, 603	2, 224, 990				1, 603
9 調達費	200, 387	1, 732	202, 119				1, 732
10 企画費	294, 922	2, 405	297, 327				2, 405
11 政策法務費	151, 321	1, 366	152, 687				1, 366
 12 国際化推進費	364, 566	708	365, 274				708

(歳 出) 2 総務費

節				
区分	金額	討	说 明	
	千円			
2 給料	312	人件費		1,397千円
3 職員手当等	961	(1) 職員		1,397千円
4 共済費	124	ア特別職		422千円
		イ 一般職員		975千円
2 給料	680	人件費		2,563千円
3 職員手当等	1,645	(1) 職員		2,529千円
4 共済費	238	(2) 再任用短時間勤務職	員	34千円
2 給料	207	人件費		685千円
3 職員手当等	394	(1) 職員		625千円
4 共済費	84	(2) 再任用短時間勤務職	員	60千円
2 給料	798	人件費		1,846千円
3 職員手当等	884	(1) 職員		1,846千円
4 共済費	164			
2 給料	797	人件費		1,751千円
3 職員手当等	805	(1) 職員		1,751千円
4 共済費	149			
2 給料	662	人件費		2,088千円
3 職員手当等	1, 232	(1) 職員		2,088千円
4 共済費	194			
2 給料	913	人件費		2,769千円
3 職員手当等	1, 563	(1) 職員		2,735千円
4 共済費	293	(2) 再任用短時間勤務職	溳	34千円
2 給料	519	人件費		1,603千円
3 職員手当等	914	(1) 職員		1,603千円
4 共済費	170			
2 給料	624	人件費		1,732千円
3 職員手当等	937	(1) 職員		1,647千円
4 共済費	171	(2) 再任用短時間勤務職	員	85千円
2 給料	850	人件費		2,405千円
3 職員手当等	1, 327	(1) 職員		2,405千円
4 共済費	228			
2 給料	390	人件費		1,366千円
3 職員手当等	817	(1) 職員		1,281千円
4 共済費	159	(2) 再任用短時間勤務職	員	85千円
2 給料	255	人件費		708千円

				補正	 額 の	財源	内 訳
款項目	補正前の額	補 正 額	計	————特	定財	源	// >-
				国県支出金	地方債	その他	一般財源
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
13 UD・男女共同 参画費	144, 394	762	145, 156				762
14 情報システム費	2, 666, 108	2, 866	2, 668, 974				2, 866
15 東京事務所費	98, 103	578	98, 681				578
16 市民協働推進費	752, 685	1, 765	754, 450				1, 765
18 市民生活費	481, 381	2, 229	483, 610				2, 229
22 デジタル・スマ ートシティ推進 費		2, 113	540, 299				2, 113
23 区再編推進費	50, 520	427	50, 947				427
24 カーボンニュートラル推進費	697, 673	1, 277	698, 950				1, 277
25 ウエルネス推進 費	80, 020	669	80, 689				669
2 中区役所費 (中央区)	2, 791, 286	23, 708	2, 814, 994				23, 708
1 中区役所費	2, 791, 286	23, 708	2, 814, 994				23, 708
3 東区役所費	1, 293, 351	10, 863	1, 304, 214				10, 863
1 東区役所費	1, 293, 351	10, 863	1, 304, 214				10, 863

(歳 出) 2 総務費

節					
区 分	金額		説	明	
0 時日工业校	千円	(1)	ri		700 T III
3職員手当等	386 67	(1)	職員		708千円
4 共済費		1 人件費			762千円
2 給料 3 職員手当等			職員		762千円
3 職員于ヨ寺 4 共済費	410 84		東任用短時間勤務職員		34千円
2 給料		1 人件費	丹仁用粒吋间勤伤噸貝		2,866千円
3 職員手当等			職員		2,866千円
3 概員于当等 4 共済費	1, 424	(1)	40000000000000000000000000000000000000		2,000 🖯
2 給料		1 人件費			570 ≰ ጠ
3 職員手当等	362		職員		578千円 578千円
3 職員于ヨ寺 4 共済費	55	(1)	似只		910 🗀
2 給料		1 人件費			1,765千円
3 職員手当等	900		職員		1,765千円
3 概員于当等 4 共済費	168	(1)	10000000000000000000000000000000000000		1, 705 🖂
2 給料		1 人件費			2,229千円
3 職員手当等	1, 241		職員		2, 229 117
4 共済費	227		再任用短時間勤務職員		85千円
2 給料		1 人件費	竹山用应时间勤物概具		2,113千円
3 職員手当等	1, 233		職員		2,113千円
4 共済費	215	(1)	1995只		2, 110 1
2 給料		1 人件費			427千円
3 職員手当等	290		職員		427千円
4 共済費	49	(1)	11445-4		12. 11.1
2 給料		1 人件費			1,277千円
3 職員手当等	694		職員		1,277千円
4 共済費	119	(1)			-, - · · · · · · ·
2 給料		1 人件費			669千円
3 職員手当等	401		職員		669千円
4 共済費	70				
2 給料	9, 349	1 人件費			23,708千円
3 職員手当等	12, 205	(1)	職員		23,258千円
4 共済費	2, 154		再任用短時間勤務職員		450千円
2 給料	4, 068	1 人件費			10,863千円

				補	正	額	見 の	財	源	内	訳
款項目	補正前の額	補 正 額	計	——— 特		定	財	源			
				国県支出	出金	地	方債	その	他	一角	受財源
	千円	千円	千円	=	千円		千円		千円		千円
4 西区役所費	1, 480, 550	10, 476	1, 491, 026								10, 476
(中央区)	1 100 550	10. 150	1 101 000	<u> </u>				<u> </u>			10 150
1 西区役所費	1, 480, 550	10, 476	1, 491, 026								10, 476
	1, 210, 379	9, 957	1, 220, 336								9, 957
(中央区)	1, 210, 010	0, 001	1, 220, 000								0,001
1 南区役所費	1, 210, 379	9, 957	1, 220, 336								9, 957
1.00	, ,	,	, ,								,
	1, 596, 494	11, 618	1, 608, 112								11,618
(中央区・浜名区)											
1 北区役所費	1, 596, 494	11, 618	1, 608, 112								11,618
7 浜北区役所費	1, 336, 204	9, 930	1, 346, 134								9, 930
(浜名区)											
1 浜北区役所費	1, 336, 204	9, 930	1, 346, 134								9, 930
8 天竜区役所費	1, 952, 068	14, 575	1, 966, 643	<u> </u>							14, 575
1 天竜区役所費	1, 952, 068	14, 575	1, 966, 643								14, 575
0. 本小村原理連	0.000.010	0.100	0.010.005								0.100
9 文化振興費 1 創造都市・文化	2, 008, 219 2, 008, 219	2, 106 2, 106	2, 010, 325 2, 010, 325	<u> </u> 				<u> </u> 			2, 106 2, 106
振興費	2, 000, 219	2, 100	2,010, 323								2, 100
派央負											
 10 スポーツ振興費	2, 345, 514	1, 307	2, 346, 821								1, 307
1 スポーツ文化推	2, 345, 514	1, 307	2, 346, 821								1, 307
進費	, , ,	,	, , ,								,
11 生涯学習費	3, 496, 121	5, 706	3, 501, 827								5, 706
2 文化財費	530, 419	1, 671	532, 090								1,671

(歳 出) 2 総務費

節			
区分	金額	説	明
	千円		
3 職員手当等	5, 762	(1) 職員	10,491千円
4 共済費	1, 033	(2) 再任用短時間勤務職員	372千円
2 給料	3, 389	1 人件費	10,476千円
3 職員手当等	6, 002	(1) 職員	9,974千円
4 共済費	1, 085	(2) 再任用短時間勤務職員	502千円
2 給料	3, 686	1 人件費	9,957千円
3 職員手当等	5, 312	(1) 職員	9,740千円
4 共済費	959	(2) 再任用短時間勤務職員	217千円
2 給料	3, 629	1 人件費	11,618千円
3 職員手当等	6, 766	(1) 職員	11,168千円
4 共済費	1, 223	(2) 再任用短時間勤務職員	450千円
2 給料	3, 312	1 人件費	9,930千円
3 職員手当等	5, 600	(1) 職員	9,688千円
4 共済費	1, 018	(2) 再任用短時間勤務職員	242千円
2 給料	4, 454		14,575千円
3 職員手当等	8, 557	(1) 職員	13,733千円
4 共済費	1, 564	(2) 再任用短時間勤務職員	842千円
0 %\$\psi\psi\psi	77.5	1	0.1007111
2 給料		1 人件費	2,106千円
3 職員手当等 4 共済費	1, 122	(1)職員(2)再任用短時間勤務職員	2,072千円 34千円
4 六併有	209	(4) 计压用应时间到伤暇只	34十円
2 給料	536	1 人件費	1,307千円
3 職員手当等	652	(1) 職員	1,307千円
4 共済費	119		
2 給料		1 人件費	1,671千円
3 職員手当等	1,003	(1) 職員	1,633千円

				補正	 額 の	 財 源	内 訳
款 項 目	 補正前の額	補 正 額	計	特	定財	源	
				国県支出金	地方債	その他	一般財源
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
3 図書館費	1, 711, 750	3, 447	1, 715, 197				3, 447
5 美術館費	247, 512	588	248, 100				588
12 徴税費	3, 512, 400	22, 834	3, 535, 234				22, 834
1 税務総務費	940, 981	2, 487	943, 468				2, 487
2 市民税費	943, 192	7, 410	950, 602				7, 410
3 資産税費	1, 021, 871	7, 221	1, 029, 092				7, 221
4 収納対策費	606, 356	5, 716	612, 072				5, 716
14 選挙費	476, 295	441	476, 736				441
1 選挙費	476, 295	441	476, 736				441
16 人事委員会費	139, 516	900	140, 416				900
1 人事委員会費	139, 516	900	140, 416				900
17 監査委員費	167, 178	1, 124	168, 302				1, 124
1 監査費	152, 542	1, 124	153, 666				1, 124

(歳 出) 2 総務費

節			
区 分	金額	説	明
4. 北汶弗	千円	(0) 五亿甲烷吐明热效啉品	20 Т.П
4 共済費 	186	(2) 再任用短時間勤務職員 L 人件費	38千円 3,447千円
3 職員手当等	1, 214	(1) 職員	3,387千円
3 職員于ヨ寺 	350	(2) 再任用短時間勤務職員	60千円
2 給料			588千円
2 柏科 3 職員手当等	319	(1) 職員	
		(1) 城員	588千円
4 共済費	62		
2 給料	992		2,487千円
3 職員手当等	1, 257	(1) 職員	2,453千円
4 共済費	238	(2) 再任用短時間勤務職員	34千円
2 給料		1 人件費	7,410千円
3 職員手当等	3, 933	(1) 職員	7,220千円
4 共済費	685	(2) 再任用短時間勤務職員	190千円
2 給料		1. 人件費	7, 221千円
3 職員手当等	3, 930	(1) 職員	6,927千円
4 共済費	702	(2) 再任用短時間勤務職員	294千円
2 給料		1 人件費	5,716千円
3 職員手当等	3, 091	(1) 職員	5,631千円
4 共済費	578	(2) 再任用短時間勤務職員	85千円
2 給料	102	1. 人件費	441千円
3 職員手当等	282	(1) 職員	441千円
4 共済費	57		
2 給料	260	. 人件費	900千円
3 職員手当等	535	(1) 職員	866千円
4 共済費	105	(2) 再任用短時間勤務職員	34千円
2 給料	183	1 人件費	1,124千円
3 職員手当等	794	(1) 監査委員	70千円
4 共済費	147	(2) 職員	1,054千円

							本	甫	正	額	の	財		 源	内	 訳
款項目	補正前の額	補	正	額	計			特		定	財	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·				
							国県	支出	金	地	方 債	そり	カ	他	一般	財源
_ ,,	千円			千円		千円		千	円		千円	ı	-	千円		千円
3 民生費	122, 429, 696		57, 6		122, 487,											57, 616
1 社会福祉費	27, 373, 514		11, 7		27, 385,		<u> </u>		<u> </u>			<u> </u>				11, 799
1 社会福祉総務費	1, 198, 397		2, 3	340	1, 200,	, 737										2, 340
2 国民年金費	322, 874		3, 1	179	326,	, 053										3, 179
3 障害者更生相談 所費	77, 991		(309	78,	, 600										609
4 障害者福祉費	21, 165, 766		3, 6	321	21, 169,	, 387										3, 621
5 老人福祉費	2, 348, 908		2, (050	2, 350,	, 958										2,050
2 児童福祉費	56, 299, 387		42, 6	682	56, 342,	, 069										42, 682
1 次世代育成費	368, 748		1, 3	375	370,	, 123										1, 375
3 子ども保護対策	391, 696		2, 7	762	394,	, 458										2, 762
6 児童相談所費	2, 206, 678		6, 4	416	2, 213,	, 094										6, 416
7 保育所費	27, 391, 551		32, 1	129	27, 423,	, 680									;	32, 129
8 介護保険費	11, 655, 240		3,	135	11, 658,	, 375										3, 135
1 介護保険事業費	11, 655, 240		3, 1	135	11, 658,	, 375										3, 135

(歳 出) 3 民生費

節					
区分	金額		説	明	
	千円				
2 給料	828				2,340千円
3 職員手当等	1, 280	(1) 職員			2,280千円
4 共済費	232	(2) 再任用短時間勤和	 務職員		60千円
2 給料	1, 140	人件費			3,179千円
3 職員手当等	1, 718	(1) 職員			3,179千円
4 共済費	321				
2 給料	172	人件費			609千円
3 職員手当等	363	(1) 職員			609千円
4 共済費	74				
2 給料	1, 446	人件費			3,621千円
3 職員手当等	1, 853	(1) 職員			3,621千円
4 共済費	322				
2 給料	769	人件費			2,050千円
3 職員手当等	1, 086	(1) 職員			2,050千円
4 共済費	195				
2 給料	427	人件費			1,375千円
3 職員手当等	802	(1) 職員			1,341千円
4 共済費	146	(2) 再任用短時間勤和	 務職員		34千円
2 給料	1, 220	人件費			2,762千円
3 職員手当等	1, 302	(1) 職員			2,728千円
4 共済費	240	(2) 再任用短時間勤務	 務職員		34千円
2 給料	2, 093	人件費			6,416千円
3 職員手当等	3, 703	(1) 職員			6,353千円
4 共済費	620	(2) 再任用短時間勤發	 務職員		63千円
2 給料	13, 183	人件費			32, 129千円
3 職員手当等	16, 072	(1) 職員			31,627千円
4 共済費	2, 874	(2) 再任用短時間勤發	 務職員		502千円
2 給料	1, 413	人件費			3,135千円
3 職員手当等	1, 456	(1) 職員			3,101千円
4 共済費	266	(2) 再任用短時間勤新	 務職員		34千円

				補正	<u>類</u> の	 財 源	 内 訳
 款 項 目	補正前の額	補正額	計	特	定 財		1 3 14/1
				国県支出金	1	その他	一般財源
	千円	千円	千円	千円			千円
4 衛生費	60, 504, 765	38, 251	60, 543, 016				38, 251
1 保健衛生費	14, 181, 065	12, 200	14, 193, 265				12, 200
1 健康医療総務費	1, 115, 252	2, 197	1, 117, 449				2, 197
2 精神保健福祉センター費	201, 729	1, 524	203, 253				1, 524
3 看護専門学校費	286, 944	1, 720	288, 664				1,720
6 保健衛生検査費	599, 358	3, 019	602, 377				3, 019
9 成人保健費	7, 487, 035	3, 251	7, 490, 286				3, 251
11 市立病院政策事 業費	47, 714	489	48, 203				489
2 保健所費	2, 369, 652	6, 551	2, 376, 203				6, 551
1 保健所運営総務	664, 821	2, 924	667, 745				2, 924
2 生活衛生費	1, 687, 873	3, 627	1,691,500				3, 627
3 清掃費	39, 902, 149	14, 669	39, 916, 818				14, 669
1 廃棄物処理費	34, 916, 544	3, 356	34, 919, 900				3, 356
2 ごみ減量推進費	301, 542	1, 945	303, 487				1, 945
3 南清掃事業所費	1, 724, 196	4, 320	1, 728, 516				4, 320

(歳 出) 4 衛生費

節					
区分	金額		説	明	
	千円				
2 給料	630	1 人件費			2,197千円
3 職員手当等	1, 332		職員		2,197 円
4 共済費	235		再任用短時間勤務職員		113千円
2 給料	636	1 人件費	TTL/II/延时间到/扮懒兵		1,524千円
3 職員手当等	756		職員		1,524千円
4 共済費	132	(1)	1997		1,021113
2 給料	488	1 人件費			1,720千円
3 職員手当等	1, 035		職員		1,686千円
4 共済費	197		再任用短時間勤務職員		34千円
2 給料	1, 038	1 人件費			3,019千円
	1, 667		職員		2,957千円
4 共済費	314	(2)	再任用短時間勤務職員		62千円
2 給料	1, 031	1 人件費			3,251千円
3 職員手当等	1, 889	(1)	職員		3,166千円
4 共済費	331	(2)	再任用短時間勤務職員		85千円
2 給料	145	1 人件費			489千円
3 職員手当等	285	(1)	職員		489千円
4 共済費	59				
2 給料	941	1 人件費			2,924千円
3 職員手当等	1, 694	(1)	職員		2,864千円
4 共済費	289	(2)	再任用短時間勤務職員		60千円
2 給料	1, 044	1 人件費			3,627千円
3 職員手当等	2, 272	(1)	職員		3,593千円
4 共済費	311	(2)	再任用短時間勤務職員		34千円
2 給料	1, 209	1 人件費			3,356千円
3 職員手当等	1, 209		職員		3,296千円
4 共済費	339		再任用短時間勤務職員		60千円
2 給料	741	1 人件費	1 4 Jan 19 Jan 19 July 2004 1995 1995 1995 1995 1995 1995 1995 199		1,945千円
3 職員手当等	1, 024		職員		1,911千円
4 共済費	180		再任用短時間勤務職員		34千円
2 給料	865	1 人件費			4,320千円
3 職員手当等	2, 913	(1)	職員		4,209千円
4 共済費	542	(2)	再任用短時間勤務職員		111千円

				補正	 額 の	 財 源	内 訳
款 項 目	補正前の額	補正額	計	特	定財	源	1 4 H/ V
	加工的の領	1111 1111 1111	Ħ1				一般財源
	7 III	7 H	7.11	国県支出金	地方債	その他	7 m
4 亚毛泽相 未类式	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
4 平和清掃事業所	1, 588, 463	1, 702	1, 590, 165				1,702
費							
5 浜北環境事業所	581, 187	1, 918	583, 105				1, 918
費							
6 天竜環境事業所	499, 566	1, 428	500, 994				1, 428
	499, 300	1, 420	500, 554				1,420
費							
4 環境費	518, 868	4, 471	523, 339				4, 471
1 環境政策推進費	154, 840	1, 378	156, 218				1, 378
2 産業廃棄物対策	135, 160	1, 541	136, 701				1,541
	100, 100	1, 011	100, 101				1,011
費							
3 環境保全費	145, 155	1, 552	146, 707				1, 552
6 と畜場・市場費	214, 022	360	214, 382				360
1 と畜場・市場事	214, 022	360	214, 382				360
業費							
						1	

(歳 出) 4 衛生費

節			
区 分	金額	説	明
	千円		
2 給料		人件費	1,702千円
3 職員手当等	1, 119	(1) 職員	1,642千円
4 共済費	219	(2) 再任用短時間勤務職員	60千円
2 給料	450	人件費	1,918千円
3 職員手当等	1, 227	(1) 職員	1,807千円
4 共済費	241	(2) 再任用短時間勤務職員	111千円
2 給料	390	人件費	1,428千円
3 職員手当等	871	(1) 職員	1,241千円
4 共済費	167	(2) 再任用短時間勤務職員	187千円
2 給料	534	人件費	1,378千円
3 職員手当等	710	(1) 職員	1,378千円
4 共済費	134		
2 給料	581	人件費	1,541千円
3 職員手当等	803	(1) 職員	1,507千円
4 共済費	157	(2) 再任用短時間勤務職員	34千円
2 給料	584	人件費	1,552千円
3 職員手当等	811	(1) 職員	1,518千円
4 共済費	157	(2) 再任用短時間勤務職員	34千円
27 繰出金	360	と音場・市場事業特別会計繰出金	360千円

				補 正	額の	財 源	内 訳
款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	特	定 財	源	一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
5 労働費	439, 311	910	440, 221				910
1 労働諸費	439, 311	910	440, 221				910
1 労働・雇用事業	439, 311	910	440, 221				910
費							

(歳 出) 5 労働費

節			
区 分	金額	説	明
	千円		
2 給料	349	1 人件費	910千円
3 職員手当等	473	(1) 職員	910千円
4 共済費	88		

				補 正	額の	財源	内 訳
款項目	補正前の額	補正額	計	特	定財	源	
				国県支出金	地方債	その他	一般財源
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
6 農林水産業費	6, 370, 748	11, 263	6, 382, 011				11, 263
1 農業費	2, 162, 277	7, 457	2, 169, 734				7, 457
1 農業委員会費	233, 578	2, 242	235, 820				2, 242
2 農業政策推進費	483, 363	1, 725	485, 088				1, 725
	1, 298, 914	2, 479	1, 301, 393				2, 479
- /20/10/20/00	_, ,	_,	_,,				_,
 4 農地利用費	146, 422	1, 011	147, 433				1,011
4 辰地州川貞	140, 422	1,011	147, 400				1,011
0 # 14.#	0.500.054	0.454	0.505.000				0.454
3 農地費	2, 593, 051	2, 151	2, 595, 202			1	2, 151
1 農業農村振興推	2, 593, 051	2, 151	2, 595, 202				2, 151
進費							
4 林業費	1, 269, 996	1, 655	1, 271, 651				1,655
1 林業振興費	1, 269, 996	1, 655	1, 271, 651				1,655
I							

(歳 出) 6 農林水産業費

節			
区分	金額	説	明
	千円		
2 給料	876	1 人件費	2,242千円
3 職員手当等	1, 148	(1) 職員	2,182千円
4 共済費	218	(2) 再任用短時間勤務職員	60千円
2 給料	599	1 人件費	1,725千円
3 職員手当等	949	(1) 職員	1,691千円
4 共済費	177	(2) 再任用短時間勤務職員	34千円
2 給料	869	1 人件費	2,479千円
3 職員手当等	1, 358	(1) 職員	2,419千円
4 共済費	252	(2) 再任用短時間勤務職員	60千円
2 給料	355	1 人件費	1,011千円
3 職員手当等	551	(1) 職員	1,011千円
4 共済費	105		
2 給料	794	1 人件費	2,151千円
3 職員手当等	1, 149	(1) 職員	2,091千円
4 共済費	208	(2) 再任用短時間勤務職員	60千円
2 給料	619	1 人件費	1,655千円
3 職員手当等	871	(1) 職員	1,595千円
4 共済費	165	(2) 再任用短時間勤務職員	60千円

				補	正	額の	財	源	内 訳
款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	特		定財	源		加井が古
				国県支出	金	地方債	その	他	一般財源
	千円	千円	千円	千	円	千円		千円	千円
7 商工費	9, 870, 220	10, 361	9, 880, 581						10, 361
1 商工費	9, 870, 220	10, 361	9, 880, 581						10, 361
4 産業振興費	2, 238, 990	4, 240	2, 243, 230						4, 240
5 スタートアップ	562, 790	1, 309	564, 099						1, 309
推進費									
6 企業立地推進費	2, 250, 887	1, 214	2, 252, 101						1, 214
7 観光・シティプ	3, 491, 866	3, 598	3, 495, 464						3, 598
ロモーション振									
興費									

(歳 出) 7 商工費

節			
区 分	金額	記	明
	千円		
2 給料	1, 704	1 人件費	4,240千円
3 職員手当等	2, 167	(1) 職員	4,206千円
4 共済費	369	(2) 再任用短時間勤務職員	34千円
2 給料	475	1 人件費	1,309千円
3 職員手当等	718	(1) 職員	1,309千円
4 共済費	116		
2 給料	428	1 人件費	1,214千円
3 職員手当等	656	(1) 職員	1,180千円
4 共済費	130	(2) 再任用短時間勤務職員	34千円
2 給料	1, 430	1 人件費	3,598千円
3 職員手当等	1, 856	(1) 職員	3,598千円
4 共済費	312		

				補□	 E 額		 財	源	内 訳
款 項 目	補正前の額	補正額	計	特	定 定	· 財	 源	1///	L1 H/C
	11 11 11 17 領	т ц	ĦΙ				その	lıh.	一般財源
	千円	千円	千円	国県支出金		方 債 千円		他 千円	千円
8 土木費	48, 081, 905	54, 415	48, 136, 320	''	1	111		111	54, 415
1 土木管理費	4, 047, 598	9, 212	4, 056, 810						9, 212
1 技術監理費	206, 149		207, 418		+		1		
1 仅附监理賃	200, 149	1, 269	201,418						1, 269
	729, 815	2, 759	732, 574						2, 759
	,	_,	,						_,
3 公共建築費	3, 111, 634	5, 184	3, 116, 818						5, 184
2 道路橋りよう費	26, 710, 380	24, 771	26, 735, 151						24, 771
	11, 591, 445	21, 183	11, 612, 628						21, 183
	13, 991, 845	3, 588	13, 995, 433						3, 588
3 河川費	2, 752, 530	1, 441	2, 753, 971						1, 441
	2, 708, 535	1, 441	2, 709, 976						1, 441
5 都市計画費	7, 246, 332	16, 877	7, 263, 209						16, 877
1 都市計画総務費	225, 091	2, 184	227, 275						2, 184
2 土地政策費	347, 861	3, 034	350, 895						3,034
	,	,	,						,
3 交通政策推進費	930, 436	1, 037	931, 473						1,037
○ 人地久水江地县	000, 100	1, 001	001, 110						1,001
4 市街地整備事業	1, 200, 496	3, 515	1, 204, 011		+				3, 515
費	1, 200, 400	0, 010	1, 207, 011						0,010
[]									
7 緑ル批准典	970 F97	1 605	001 160		-				1 605
7 緑化推進費	879, 537	1, 625	881, 162						1, 625

節			
区分	金額	説	明
	千円		
2 給料	315	1 人件費	1,269千円
3 職員手当等	797	(1) 職員	1,156千円
4 共済費	157	(2) 再任用短時間勤務職員	113千円
2 給料	1, 036	1 人件費	2,759千円
3 職員手当等	1, 448	(1) 職員	2,725千円
4 共済費	275	(2) 再任用短時間勤務職員	34千円
2 給料	2, 487	1 人件費	5, 184千円
3 職員手当等	2, 289	(1) 職員	5,150千円
4 共済費	408	(2) 再任用短時間勤務職員	34千円
2 給料	7, 758	1 人件費	21, 183千円
3 職員手当等	11, 407	(1) 職員	20,733千円
4 共済費	2, 018	(2) 再任用短時間勤務職員	450千円
2 給料	1, 332	1 人件費	3,588千円
3 職員手当等	1, 917	(1) 職員	3,528千円
4 共済費	339	(2) 再任用短時間勤務職員	60千円
2 給料	559	1 人件費	1,441千円
3 職員手当等	743	(1) 再任用短時間勤務職員	34千円
4 共済費	139	(2) 職員	1,407千円
2 給料	883	1 人件費	2,184千円
3 職員手当等	1, 100	(1) 職員	2,184千円
4 共済費	201		
2 給料	1, 140	1 人件費	3,034千円
3 職員手当等	1, 603	(1) 職員	3,034千円
4 共済費	291		
2 給料	348	1 人件費	1,037千円
3 職員手当等	580	(1) 再任用短時間勤務職員	34千円
4 共済費	109	(2) 職員	1,003千円
2 給料	1, 197	1 人件費	3,515千円
3 職員手当等	1, 947	(1) 再任用短時間勤務職員	34千円
4 共済費	371	(2) 職員	3,481千円
2 給料	554	1 人件費	1,625千円
3 職員手当等	894	(1) 再任用短時間勤務職員	34千円

				補 正	額の	財 源	内 訳
款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	特	定 財	源	一般財源
				国県支出金		その他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
8 公園事業費	566, 198	1, 251	567, 449				1, 251
○□□→八貝	000, 100	1, 201	001, 110				1,201
9 公園管理費	1, 642, 070	820	1, 642, 890				820
10 動物園費	776, 269	2, 915	779, 184				2, 915
11 科伽巫洪牧本人	110 500	40.0	111 070				400
11 動物愛護教育センター費	110, 582	496	111, 078				496
フク一貫							
6 住宅費	1, 538, 310	2, 114	1, 540, 424				2, 114
1 住宅費	1, 497, 661	2, 114	1, 499, 775				2, 114

(歳 出) 8 土木費

節			
区 分	金額	説	明
	千円		
4 共済費	177	(2) 職員	1,591千円
2 給料	382	1 人件費	1,251千円
3 職員手当等	727	(1) 職員	1,251千円
4 共済費	142		
2 給料	179	1 人件費	820千円
3 職員手当等	535	(1) 再任用短時間勤務職員	34千円
4 共済費	106	(2) 職員	786千円
2 給料	1,049	1 人件費	2,915千円
3 職員手当等	1, 569	(1) 再任用短時間勤務職員	33千円
4 共済費	297	(2) 職員	2,882千円
2 給料	126	1 人件費	496千円
3 職員手当等	308	(1) 職員	496千円
4 共済費	62		
2 給料	829	1 人件費	2,114千円
3 職員手当等	1,077	(1) 職員	2,054千円
4 共済費	208	(2) 再任用短時間勤務職員	60千円

	1	1					
				補正	額の	財 源	内 訳
款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	特	定 財	源	一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
9 消防費	12, 592, 550	101, 129	12, 693, 679				101, 129
1 常備消防費	10, 907, 995	97, 815	11, 005, 810				97, 815
1 消防総務費	7, 227, 664	89, 317	7, 316, 981				89, 317
2 火災予防推進費	190, 458	2, 142	192, 600				2, 142
	·	,	,				ŕ
	772, 589	3, 425	776, 014				3, 425
3 書例未饬質	112, 569	3, 420	770,014				3, 423
6 情報指令費	1, 891, 693	2, 931	1, 894, 624				2, 931
4 災害対策費	879, 172	3, 314	882, 486				3, 314
1 防災費	878, 589	3, 314	881, 903				3, 314

(歳 出) 9 消防費

節			
区 分	金額	説	明
	千円		
2 給料	33, 504	1 人件費	89, 317千円
3 職員手当等	47, 832	(1) 職員	88,821千円
4 共済費	7, 981	(2) 再任用短時間勤務職員	496千円
2 給料	738	1 人件費	2,142千円
3 職員手当等	1, 181	(1) 職員	2,056千円
4 共済費	223	(2) 再任用短時間勤務職員	86千円
2 給料	957	1 人件費	3,425千円
3 職員手当等	2, 095	(1) 職員	3,234千円
4 共済費	373	(2) 再任用短時間勤務職員	191千円
2 給料	788	1 人件費	2,931千円
3 職員手当等	1, 821	(1) 職員	2,897千円
4 共済費	322	(2) 再任用短時間勤務職員	34千円
2 給料	997	1 人件費	3,314千円
3 職員手当等	2, 060	(1) 職員	3,235千円
4 共済費	257	(2) 再任用短時間勤務職員	79千円

				補正	 額 の	 財 源	内 訳
款項目	補正前の額	補正額	計	———— 特	定 財	源	
				国県支出金	地方債	その他	一般財源
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
10 教育費	65, 318, 409	538, 591	65, 857, 000	140, 084			398, 507
1 教育総務費	7, 353, 099	17, 787	7, 370, 886	I			17, 787
1 教育総務費	2, 086, 382	3, 932	2, 090, 314				3, 932
2 教育施設費	2, 663, 035	2, 914	2, 665, 949				2, 914
3 教職員管理費	462, 831	5, 111	467, 942				5, 111
4 教育センター費	134, 763	1,031	135, 794				1, 031
5 教育指導費	1, 024, 877	2, 327	1, 027, 204				2, 327
7 教育支援費	966, 290	2, 472	968, 762				2, 472
2 小学校費	29, 324, 203	300, 432	29, 624, 635	87, 831			212, 601
1 小学校教職員管	22, 127, 694	300, 432	22, 428, 126	87, 831			212, 601
理費	, ,	,	, ,	,			,
3 中学校費	17, 498, 728	183, 958	17, 682, 686	52, 253			131, 705
1 中学校教職員管 理費	12, 676, 889	183, 958	12, 860, 847	52, 253			131, 705
4 高等学校費	912, 043	7, 164	919, 207				7, 164
1 市立高校管理費	891, 344	7, 164	898, 508				7, 164
5 幼稚園費	4, 819, 449	26, 933	4, 846, 382				26, 933
1 幼稚園費	4, 819, 449	26, 933	4, 846, 382				26, 933

節			
区分	金額	説	明
	千円		
2 給料	1, 175	1 人件費	3,932千円
3 職員手当等	2, 352	(1) 職員	3,715千円
4 共済費	405	アー特別職	81千円
		イ 一般職員	3,634千円
		(2) 再任用短時間勤務職員	217千円
2 給料	1, 086	1 人件費	2,914千円
3 職員手当等	1, 549	(1) 職員	2,829千円
4 共済費	279	(2) 再任用短時間勤務職員	85千円
2 給料	1, 398	1 人件費	5,111千円
3 職員手当等	3, 148	(1) 職員	4,450千円
4 共済費	565	(2) 再任用短時間勤務職員	661千円
2 給料	234	1 人件費	1,031千円
3 職員手当等	666	(1) 職員	868千円
4 共済費	131	(2) 再任用短時間勤務職員	163千円
2 給料	522	1 人件費	2,327千円
3 職員手当等	1, 541	(1) 再任用短時間勤務職員	85千円
4 共済費	264	(2) 職員	2,242千円
2 給料	898	1 人件費	2,472千円
3 職員手当等	1, 337	(1) 職員	2,472千円
4 共済費	237		
2 給料	122, 441	1 人件費	300, 432千円
3 職員手当等	151, 213	(1) 少人数学級対応講師	1,751千円
4 共済費	26, 778	(2) 職員	296, 105千円
		(3) 再任用短時間勤務職員	2,576千円
2 給料	77, 902	1 人件費	183, 958千円
3 職員手当等	90, 251	(1) 職員	182,550千円
4 共済費	15, 805	(2) 再任用短時間勤務職員	1,408千円
2 給料	2, 008	1 人件費	7,164千円
3 職員手当等	4, 347	(1) 職員	7, 130千円
3 概員于当等	809	(2) 再任用短時間勤務職員	34千円
2 給料	10, 995	1 人件費	26,933千円

				補正	額の	財 源	内 訳
款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	特	定 財	源	一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
7 保健体育費	4, 006, 106	2, 317	4, 008, 423				2, 317
1 健康安全費	4, 006, 106	2, 317	4, 008, 423				2, 317
≅ †	413, 780, 000	976, 557	414, 756, 557	140, 084			836, 473

(歳 出) 10 教育費

節									
区 分	金額	説	説明						
	千円								
3 職員手当等	13, 582	(1) 職員		26,873千円					
4 共済費	2, 356	(2) 再任用短時間勤務職員		60千円					
2 給料	794	1 人件費		2,317千円					
3 職員手当等	1, 283	(1) 職員		2,204千円					
4 共済費	240	(2) 再任用短時間勤務職員		113千円					

1. 特 別 職

5	区 分	職員数	給 与 費						共済費	合 計	備考
<u> </u>	· //	似只奴	報酬	給 料	期末手当	地域手当	その他 の手当] 	NH A	Ц П	VHI ~7
	長等	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	退職手当
補	Α 4	4		48, 732	19, 433		20, 000	88, 165	10, 153	98, 318	20,000千円
一件	議員	46	360, 384		143, 704			504, 088	108, 404	612, 492	
後	その他	10, 396	888, 953	17, 052	6, 801			912, 806	4, 528	917, 334	
	計	10, 446	1, 249, 337	65, 784	169, 938		20, 000	1, 505, 059	123, 085	1, 628, 144	退職手当 20,000千円
	長 等	4		48, 732	19, 027		20, 000	87, 759	10, 137	97, 896	退職手当 20,000千円
補正	議員	46	360, 384		140, 700			501, 084	108, 404	609, 488	
前	その他	10, 396	888, 953	17, 052	6, 658			912, 663	4, 520	917, 183	
	計	10, 446	1, 249, 337	65, 784	166, 385		20, 000	1, 501, 506	123, 061	1, 624, 567	退職手当 20,000千円
	長 等	0		0	406		0	406	16	422	
比	議員	0	0		3, 004			3, 004	0	3, 004	
較	その他	0	0	0	143			143	8	151	
		0	0	0	3, 553		0	3, 553	24	3, 577	

注 その他は、執行機関の委員、附属機関の委員、選挙における選挙長・立会人等、その他の特別職の職員の合計である。

2. 一般職

(1)総括

	哈 早 米		給	· 費		т ж ж	∧ ⇒1	/## +7.
区 分	職員数	報酬	給 料	職員手当	計	共済費	合 計	備考
	人 (6, 186)	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
補正後	8, 757	5, 826, 237	37, 849, 455	22, 969, 425	66, 645, 117	13, 196, 246	79, 841, 363	
補正前	(6, 186) 8, 757	5, 826, 237	37, 473, 896	22, 462, 067	65, 762, 200	13, 106, 543	78, 868, 743	
比較	(0)	0	375, 559	507, 358	882, 917	89, 703	972, 620	
	区分	初任給 調整手当	扶養手当	地域手当	通勤手当	住居手当	単身赴任手当	特殊勤務手当
		千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
	補正後	4, 387	841, 932	1, 163, 815	680, 645	471, 778	10, 248	458, 079
職	補正前	4, 378	841, 932	1, 152, 311	680, 645	471, 778	10, 248	458, 079
員	比較	9	0	11, 504	0	0	0	0
手	区分	へき地手当	時間外勤務 手 当	管理職手当	宿日直手当	管理職員 特別勤務手当	期末手当	勤勉手当
		千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
当	補正後	35, 142	1, 471, 234	600, 534	4, 612	1, 194	9, 541, 435	7, 111, 416
	補正前	34, 803	1, 457, 622	600, 534	4, 612	1, 194	9, 293, 863	6, 877, 508
0	比較	339	13, 612	0	0	0	247, 572	233, 908
内	区分	義務教育等 教員特別手当	災害派遣手当	退職手当				
訳		千円	千円	千円				
D/C	補正後	242, 676		330, 298				
	補正前	242, 676		329, 884				
	比較	0		414				

注 () 内は再任用短時間勤務職員数及び短時間勤務の会計年度任用職員数の合計を外書きしたものである。

ア 会計年度任用職員以外の職員

	啦早粉		給	· 費		4 次 典	Λ ∌I.	備考
区 分	職員数	報 酬	給 料	職員手当	計	共 済 費	合 計	備考
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
	(561)							
補正後	8, 757		37, 849, 455	21, 955, 730	59, 805, 185	12, 368, 715	72, 173, 900	
	(561)							
補正前	8, 757		37, 473, 896	21, 448, 372	58, 922, 268	12, 279, 012	71, 201, 280	
	(0)							
比 較	0		375, 559	507, 358	882, 917	89, 703	972, 620	
	区分	初任給 調整手当	扶養手当	地域手当	通勤手当	住居手当	単身赴任手当	特殊勤務手当
		千円		千円	千円	千円	千円	千円
weld	補正後	4, 387	841, 932	1, 163, 815	680, 645	471, 778	10, 248	458, 079
職	補正前	4, 378	841, 932	1, 152, 311	680, 645	471, 778	10, 248	458, 079
員	比 較	9	0	11, 504	0	0	0	0
手	区分	へき地手当	時間外勤務 手 当	管理職手当	宿日直手当	管理職員 特別勤務手当	期末手当	勤勉手当
N/c		千円		千円	千円	千円	千円	千円
当	補正後	35, 142	1, 471, 234	600, 534	4, 612	1, 194	8, 527, 740	7, 111, 416
\mathcal{O}	補正前	34, 803	1, 457, 622	600, 534	4, 612	1, 194	8, 280, 168	6, 877, 508
	比較	339	13, 612	0	0	0	247, 572	233, 908
内	区分	義務教育等 教員特別手当	災害派遣手当	退職手当				
訳		千円	千円	千円				
	補正後	242, 676		330, 298				
	補正前	242, 676		329, 884				
	比 較	0		414				

注 () 内は再任用短時間勤務職員数を外書きしたものである。

イ 会計年度任用職員

	職員数			給	<u> </u>	· 費		4 汝 弗	合 割	i.	備	考
区分	141月数	報	酬	給	料	職員手当	計	共 済 費			1V用 	45
	人		千円		千円	千円	手円	千円		千円		
	(5, 625)											
補正後	0	5, 8	826, 237		0	1, 013, 695	6, 839, 932	827, 531	7, 667,	463		
	(5, 625)											
補正前	0	5,8	826, 237			1, 013, 695	6, 839, 932	827, 531	7, 667,	463		
	(0)											
比 較	0		0			0	C	0		0		
	区分	初生	£給 :手当	扶養	手 当	地域手当	通勤手当	住居手当	単身赴任手	当	特殊勤務	务手当
		刚亚	·丁曰 千円		千円	千円	千円	千円		千円		千円
	補正後											
職	補正前											
員	比較											
手	区分	へきょ	也手当	時間外 手	·勤務 当	管理職手当	宿日直手当	管理職員 特別勤務手当	期末手	当	勤勉	手 当
N/a			千円		千円	千円	千円	千円		千円		千円
当	補正後								1, 013,	695		
の	補正前								1, 013,	695		
	比較									0		
内訳	区分	義務教 教員特	教育等 別手当	災害派達	貴手当	退職手当						
八百			千円		千円	千円						
	補正後											
	補正前]					
	比 較											

注 () 内は、短時間勤務の会計年度任用職員数を外書きしたものである。

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増 減 額	増 減 事	由 別	内	訳	説	明	備	考
給料	千円	1 給与改定に			千円 375, 559			給与改定の状況 給与改定率 0.80%	
		伴う増減分						給与改定実施時期	
		2 昇給に伴う 増加分							
		增加力							
		3 その他の増減							
		分							
職員手当	507, 358	1 制度改正に伴							
		う増減分							
		2 その他の増減			507, 358	初任給調整手当扶養手当	千円 9		
		分				(地) 逝 (地) 逝 (地) 近 (地) <td>11, 504</td> <td></td> <td></td>	11, 504		
						 単身 乗 動 務 手 当 当 当 当 当 当 当	339		
						時間外勤務手 理職手 当 宿日 直手	13, 612		
						自管特期勤義 □理勤 務手手 教 □理勤 務手手等 財 表	247, 572 233, 908		
						災害派遣手当災害派遣手当退職手当	414		

(3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当たり給与

区	区 分		技能	消防職	医師職	医療	看 護	教育職	教育職	教育職
		行政職	労務職			技術職	保健職	(高 校)	(小中学校)	(幼稚園)
令和5年	平均給料月額	円 324, 987	円 353, 748	円 316, 564	円 515, 206	円 319, 924	円 327, 044	円 395, 455	円 356, 828	円 297, 007
10月1日	平均給与月額	円 383, 628	円 395, 143	円 424, 907	円 893, 330	円 367, 763	円 377, 458	円 449, 946	円 400, 054	円 348, 186
現在	平均 年令	歳 42. 07	歳 52.06	歳 40.05	歳 54.11	歳 42. 03	歳 42.11	歳 48. 04	歳 42.04	歳 38. 07
令和5年	平均給料月額	円 324, 930	円 354, 550	円 316, 171	円 515, 206	円 319, 888	円 327, 860	円 394, 550	円 356, 686	円 296, 920
5月1日	平均給与月額	円 405, 243	円 395, 011	円 407, 280	円 884, 981	円 374, 867	円 385, 700	円 450, 807	円 399, 252	円 341, 770
現在	平均 年令	歳 42. 02	歳 52. 03	歳 39.11	歳 54. 06	歳 41. 10	歳 42. 08	歳 48. 02	歳 41.11	歳 38. 02

イ 初 任 給

区	分	一般行政職	技能労務職	消防職	医師職	医療技術職	看護保健職	教育職 (高 校)	教育職 (小中学校)	教育職 (幼稚園)
市の制度	高校卒		経験年数に応じて	円 174, 010			(准看) 円 174,010			
川のか明及	大学卒	206, 083	円 166,984 から 224,818 まで	四 206, 083	264, 700	円 211, 785	(看護) 円 206, 083	円 230, 215	230, 215	四 206, 083
国の制度	高校卒		経験年数に応じて				(准看) 円 183, 500			
国矽酮度	大学卒	総合職 円 200,700 一般職 196,200	円 147,100 から 224,600 まで		四 264, 700	202,800	四 228, 500			

ウ 級別職員数

	双加服貝	200												60					
区	<i>(m</i>	一般和	亍 政職	技能夠	芳務職	消	方 職	医自	币職	医療技	支術職	看護信	呆健職		新 税) 校)		育 職 学校)		育 職 推園)
分	級	職員数	構成比	職員数	構成比	職員数	構成比	職員数	構成比	職員数	構成比	職員数	構成比	職員数	構成比	職員数	構成比	職員数	構成比
	1	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%
令		205	6. 4	4	2. 4	(2)	7.8			5	3. 6	6	2. 7			(193)	(100.0)	21	7.7
	2	470	14. 8			89	10.0	1	16. 7	26	18. 6	28		74	93. 7	, ,	91. 0	54	19. 9
和	3	(241) 1, 267	(99. 2) 39. 8			(28) 520	(93. 3) 58. 5	2	33. 3	(4) 65	(100. 0) 46. 4	(13) 106	(100. 0) 48. 4	2	2. 5	185	5. 0	(1) 150	(100. 0) 55. 1
5	4	1, 201	33.0	(43)	(100.0)	320	30. 3		JJ. J	0.0	40.4	100	40.4		2.0	100	5.0	150	55. 1
年	-4	616	19. 4	14	8.4	73	8. 2	3	50.0	19	13. 6	45	20. 5	3	3.8	150	4. 0	41	15. 1
10	5	253	8. 0	149	89. 2	74	8. 3			10	7. 1	18	8. 2					6	2. 2
月	6	(1) 167	(0. 4) 5. 2			39	4. 4			7	5. 0	10	4.6						
1	7											_							
日		110	3. 5			13	1. 5			7	5. 0	5	2. 3						
現	8	49	1. 5			10	1. 1			1	0.7								
在	9	43	1. 4			2	0. 2					1	0.5						
	計	(243) 3, 180		(43) 167	(100. 0) 100. 0	(30) 889	(100. 0) 100. 0	6	100.0	(4) 140	(100. 0) 100. 0		(100. 0) 100. 0	79	100.0	(193) 3, 738		(1) 272	(100. 0) 100. 0
	1	5, 100	100.0	101		003			100.0		100.0	213		13	100.0	0,100	100.0	212	
_		207	6. 5	3	1.8	(2)	7. 8			5	3.6	6	2.8			(194)	(100.0)	21	7. 7
令	2	470	14. 8			91	10. 2	1	16. 7	26	18. 6	26	11. 9	74	93. 7	(/	91. 1	54	19.9
和	3	(242) 1, 268	(99. 2) 40. 0			(28) 519	(93. 3) 58. 2	2	33. 3	(4) 65	(100. 0) 46. 4	(13) 106	(100. 0) 48. 9	2	2. 5	185	4. 9	(1) 150	(100. 0) 55. 1
5	4	1, 400	40.0	(43)	(100.0)				აა. ა	00	40.4	100	40.9		2. 0	100	4. 9	190	55.1
年	4	616	19. 3	14	8.4	73	8. 2	3	50.0	19	13. 6	45	20. 7	3	3.8	150	4. 0	41	15. 1
5	5	253	7. 9	150	89.8	74	8. 3			10	7. 1	18	8. 3					6	2. 2
月	6	(1) 167	(0. 4) 5. 2			39	4. 4			7	5. 0	10	4.6						
1	7																		
日		110	3. 5			13	1. 5			7	5. 0	5	2. 3						
現	8	49	1. 5			10	1. 2			1	0.7								
在	9	43	1. 3			2	0. 2					1	0.5						
	——— 計	(244)	(100.0)	(/	(100.0)	(30)	(100.0)			(4)	(100.0)	(13)	(100.0)			` ′	(100.0)	(1)	(100.0)
	P.I	3, 183	100.0	167	100.0	891	100.0	6	100.0	140	100.0	217	100.0	79	100.0	3, 747	100.0	272	100.0

注 () 内は再任用短時間勤務職員数を外書きしたものである。

(級別の標準的な職務内容)

区 分	1・2級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
職名	事務職員 技術職員	主任	区課長補佐 副 主 幹 副 技 監	本庁課長補佐 主 幹 技 監	区課長専門監	本庁課長 担当課長 副 参 事	次 長 副 区 長 参 事	部 長 担当部長 会計管理者 区 長 参 与

工 昇給

	- 71 Mg					代	表	的な	職	種		
	区 分		合 計	一 般 行政職	技 能 労務職	消防職	医師職	医療 技術職	看 護 保健職	教育職 (高 校)	教育職 (小中学校)	教育職 (幼稚園)
		(A)	人 8,757	人 3, 204	人 172	人 887	人 6	人 145	人 221	人 79	人 3, 766	人 277
	昇給に係る 職員数	(B)	人 8, 757	3, 204	172	887	6	145	221	79	3, 766	277
補		2号給	人									
正	号給数別	4号給	人 6, 375	2, 352	127	651	5	106	162	57	2, 711	204
115	内訳	6号給	人 1, 998	676	36	187	1	31	47	20	942	58
後	P1 EX	7号給	人 107							2	105	
		8号給	人 277	176	9	49		8	12		8	15
	比 率 (B),	/(A)	100. 0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100. 0	100. 0	100. 0
		(A)	人 8, 757	3, 204	172	887	6	145	221	79	3, 766	277
	昇給に係る 職員数	(B)	人 8,757	3, 204	172	887	6	145	221	79	3, 766	277
補		2号給	人									
正	号給数別	4号給	人 6, 375	2, 352	127	651	5	106	162	57	2, 711	204
1	内訳	6号給	人 1, 998	676	36	187	1	31	47	20	942	58
前	L1 EV	7号給	人 107							2	105	
		8号給	人 277	176	9	49		8	12		8	15
	比 率 (B),	/(A)	100. 0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

オ 期末・勤勉手当

区分	支給期 56月	リ 支 給 率 12 月	支給率計	職制上の段階、職務の 級等による加算措置	備考
補正後	月分 (1. 15) 2. 20	月分 (1.20) 2.30	月分 (2.35) 4.50	有	
補正前	(1. 15) 2. 20	(1. 15) 2. 20	(2. 30) 4. 40	有	
国の制度	(1. 15) 2. 20	(1. 20) 2. 30	(2. 35) 4. 50	有	

注 ()内は再任用職員の支給率である。

カ 定年退職及び勧奨退職に係る退職手当

区分	20年勤続の者	25年勤続の者	35年勤続の者	最高限度	その他の 加算措置等	備考
支給率等	月分 24.586875	月分 33.27075		月分 47.709	定年前早期退職 特例措置 (3%~45%加算)	
国の制度	24. 586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職 特例措置 (2%~45%加算)	

キ地域手当

	浜	公 市	
支給対象地域	医療業務に従事する 職員のうち 市長が定める者	その他の者	東京都
支 給 率	%	%	%
,,,,	1 6	3	1 8
支給対象職員数	人	人	人
文 相 为 家 概 貞 敬		8, 749	8
国の指定基準に	%	%	%
基づく支給率	1 6	3	2 0

ク 特殊勤務手当

					代	表	的な	職	種		
区	分	全職種	一 般 行政職	技 能 労務職	消防職	医師職	医療 技術職	看 護 保健職	教育職 (高 校)	教育職 (小中学校)	教育職 (幼稚園)
給料総額に対する	る比率	% 1. 2	% 0. 2	% 2. 8	3. 0	% 38. 2	0. 2	0.6	2.8	% 1. 5	%
支給対象職員の (令和5年10月1		35. 2	14. 7	46. 7	83.8	100.0	19. 3	21.0	58. 2	44. 0	
代表的な特殊勤務 手当の名称				調金	查収納手当	• 社会福祉	業務手当・	環境衛生	手当		

ケ その他の手当

区分	内容	国の制度との異同	国の制度の内容
扶養手当	他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けている親族のある職員。 ・配偶者、父母等 6,500円 行政職給料表8級及びこれに相当する職務の職員にあっては、3,500円。 行政職給料表9級及びこれに相当する職務の職員に対しては、支給しない。 ・子 10,000円 特定期間(15~22歳)にある子がいる場合は、1人につき5,000円を加算。	同	他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けている親族のある職員。 ・ 配偶者、父母等 6,500円 行政職俸給表(一)8級及びこれに相当する職務の職員にあっては、3,500円。 行政職俸給表(一)9級以上及びこれに相当する職務の職員に対しては、支給しない。 ・ 子 10,000円 特定期間(15~22歳)にある子がいる場合は、1人につき5,000円を加算。
住居手当	自ら居住するため住宅又は貸間を借り受け、月額 12,000円を超える家賃又は使用料を支払っている職員。 家賃又は使用料の額に応じて算出した額。但し、 25,700円限度。	異	自ら居住するため住宅又は貸間を借り受け、月額 16,000円を超える家賃又は使用料を支払っている職員。 家賃又は使用料の額に応じて算出した額。但し、 28,000円限度。
通勤手当	① 交通機関等を利用して通勤する職員 支給単位期間につき、運賃等相当額。 但し、一か月当たりの運賃等相当額が55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額が限度。 ② 自動車等交通用具を使用して通勤する職員使用距離に応じて支給。31,600円限度。 ③ 交通機関等と交通用具を併用して通勤する職員①と②の合計額。但し、55,000円限度。 環境への負荷の低減を図るため、1,000円の加算又は減額の措置あり。	異	 ① 交通機関等を利用して通勤する職員 支給単位期間につき、運賃等相当額。 但し、一か月当たりの運賃等相当額が55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額が限度。 ② 自動車等交通用具を使用して通勤する職員使用距離に応じて支給。31,600円限度。 ③ 交通機関等と交通用具を併用して通勤する職員 ①と②の合計額。但し、55,000円限度。

と畜場・市場事業特別会計

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総 括

(歳 入)

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計	
	千円	千円	千円	
1 使用料及び手数料	151, 396	-	151, 396	
2 財産収入	307	-	307	
3 繰入金	214, 022	360	214, 382	
4 繰越金	1	-	1	
5 諸収入	6, 274	-	6, 274	
歳 入 合 計	372,000	360	372, 360	

(歳 出)

				補 正	額の	財 源	内 訳
款	補正前の額	補 正 額	計	特	定 財	源	
				国県支出金	地方債	その他	一般財源
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 総務費	354, 666	360	355, 026			360	
2 公債費	17, 308	ı	17, 308				
3 予備費	26	I	26				
歳出合計	372,000	360	372, 360			360	

2 歳 入

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計
	千円	千円	千円
3 繰入金	214, 022	360	214, 382
1 一般会計繰入金	214, 022	360	214, 382
1 一般会計繰入金	214, 022	360	214, 382
計	372, 000	360	372, 360

(歳 入) と畜場・市場事業特別会計

	節				
区分	金	額	i i	説	明
		千円			
一般会計繰入		360	一般会計からの繰入金		

3 歳 出

				補正	額の	財 源	内 訳
款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	特	定 財	源	一般財源
				国県支出金		その他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 総務費	354, 666	360	355, 026			360	
1 総務管理費	354, 666	360	355, 026			360	
1 と畜場管理費	283, 141	360	283, 501			360	
計	372, 000	360	372, 360			360	

(歳 出) と畜場・市場事業特別会計

節			
区 分	金額	説明	
	千円		
2 給料	69	1 人件費	360千円
3 職員手当等	236	(1) 職員	326千円
4 共済費	55	(2) 再任用短時間勤務職員	34千円

1. 一般職

(1)総括

区分	職員数		給	弄 費		共済費	合 計	備考
	椒貝奴	報酬	給 料	職員手当	計	光 仍 貝		Vm ² →
	人 (3)	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
補正後	4	1, 990	25, 661	16, 586	44, 237	8, 309	52, 546	
補正前	(3) 4	1, 990	25, 592	16, 350	43, 932	8, 254	52, 186	
比較	(0)	0	69	236	305	55	360	
	区分	初任給 調整手当	扶養手当	地域手当	通勤手当	住居手当	単身赴任手当	特殊勤務手当
		千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
	補正後		1, 138	904	610	309		370
職	補正前		1, 138	901	610	309		370
員	比較		0	3	0	0		0
手	区分	へき地手当	時間外勤務 手 当	管理職手当	宿日直手当	管理職員 特別勤務手当	期末手当	勤勉手当
		千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
当	補正後		226	2, 449			6, 039	4, 541
	補正前		224	2, 449			5, 922	4, 427
0	比較		2	0			117	114
内	区分	義務教育等 教員特別手当	災害派遣手当	退職手当				
訳	補正後	千円	千円	千円				
	補正前							
	比較							

注 () 内は再任用短時間勤務職員数及び短時間勤務の会計年度任用職員数の合計を外書きしたものである。

		職員数			給	Ė	費		共済費	合 計	備考
区	分	椒貝奴	報	酬	給	料	職員手当	計	光 语 頁		V⊞ ^ ¬
		人		千円		千円	千円	千円	千円	千円	
		(2)									
補工	E後	4			2	25, 661	16, 066	41, 727	7, 864	49, 591	
		(2)									
補工	E前	4			2	25, 592	15, 830	41, 422	7, 809	49, 231	
		(0)									
比	較	0				69	236	305	55	360	
		区 分	初日 調整	E給 手当	扶養	手当	地域手当	通勤手当	住居手当	単身赴任手当	特殊勤務手当
				千円		千円	千円	千円	千円	千円	千円
		補正後				1, 138	904	610	309		370
毦	哉	補正前				1, 138	901	610	309		370
員	a [比 較				0	3	0	0		0
- ∃		区 分	へき地	也手当	時間外!	勤務 当	管理職手当	宿日直手当	管理職員 特別勤務手当	期末手当	勤勉手当
71	,			千円		千円	千円	千円	千円	千円	千円
	1	補正後				226	2, 449			5, 519	4, 541
0		補正前				224	2, 449			5, 402	4, 427
Ι,		比 較				2	0			117	114
<i>p</i> [†]		区 分	義務教 教員特	対育等 別手当	災害派遣	貴手当	退職手当				
割	7			千円		千円	千円				
		補正後									
		補正前									
		比 較									

注 () 内は再任用短時間勤務職員数を外書きしたものである。

イ 会計年度任用職員

	職員数		給			共済費	合 計	備考
区分	帆只数	報 酬	給 料	職員手当	計	六份貝		ин <i>7</i> 5
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
	(1)							
補正後	0	1, 990		520	2, 510	445	2, 955	
	(1)							
補正前	0	1, 990		520	2, 510	445	2, 955	
	(0)							
比較	0	0		0	0	0	0	
	区分	初任給 調整手当	扶養手当	地域手当	通勤手当	住居手当	単身赴任手当	特殊勤務手当
		千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
	補正後							
職	補正前							
員	比較							
手	区分	へき地手当	時間外勤務 手 当	管理職手当	宿日直手当	管理職員 特別勤務手当	期末手当	勤勉手当
MZ		千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
当	補正後						520	
の	補正前						520	
	比較						0	
内訳	区分	義務教育等 教員特別手当	災害派遣手当	退職手当				
D/C		千円	千円	千円				
	補正後							
	補正前							
	比較							

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増減額	増 減 事	由	別「	力	訳	説	明	備考
	千円			\11 L	1	千円		-24	
給料	69	1 給与改定に				69			給与改定の状況 給与改定率 0.80%
		伴う増減分							給与改定実施時期 令和5年4月1日
		2 昇給に伴う							
		増加分							
		76/36/JJ							
								千円	
		3 その他の増減							
		分							
職員 手当	236	1 制度改正に伴							
, –		う増減分							
								千円	
		2 その他の増減				236	初任給調整手当		
		分					扶 養 手 当 地 域 手 当	3	
							通勤手当住居手当		
							単身赴任手当		
							特殊勤務手当		
							時間外勤務手当	2	
							管 理 職 手 当 宿 日 直 手 当		
							管 理 職 員		
							特 別 勤 務 手 当 期 末 手 当	117	
							勤 勉 手 当	117 114	
							義務教育等教員 特別 手 当		
							災害派遣手当		
							退 職 手 当		

(3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当たり給与

区	分	一 般 行政職	技 能 労務職	医 療 技術職
令和5年	平均給料月額	円 383, 454	円	円 431, 309
10月1日	平均給与月額	円 438, 648	円	円 564, 070
現在	平均年令	歳 53. 09	歳	歳 59. 10
令和5年	平均給料月額	円 394, 993	H	円 431, 309
1月1日	平均給与月額	円 477, 026	H	円 573, 931
現在	平均 年令	歳 55. 07	歳	歳 59. 01

イ 初 任 給

区	分	一般行政職	技能労務職	医療技術職	
市の制度	高校卒	174, 010	経験年数に応じて		
川のが耐反	大学卒	206, 083	円 166,984 から 224,818 まで	円 211, 785	
国の制度	高校卒	一般職 円 166, 600	経験年数に応じて		
国の制度	大学卒	総合職 200,700 一般職 196,200	円 147,100 から 224,600 まで	円 202, 800	

ウ 級別職員数

ワ ii	炒別職貝	剱					
区		一般彳	亍政職	技能夠	芳務職	医療技	支術職
分	級	職員数	構成比	職員数	構成比	職員数	構成比
	1	人	%	人	%	人	%
令	2						
和	3	(1)	(100.0)				
5 年	4	2	66. 7				
10	5		5511				
月	6	1	33. 3				
1	7					1	100.0
現	8						100.0
在	9						
	計	(1)	(100. 0) 100. 0			1	100. 0
	1						
令	2						
和	3	(1) 1	(100. 0) 33. 3				
5 年	4						
1	5						
月	6	1	33. 3				
1	7	1	33. 4			1	100.0
現	8						
在	9						
	計	(1)	(100. 0) 100. 0			1	100.0
<i>i</i> ()		は田畑		mld 11 1/1 .	+		

注 ()内は再任用短時間勤務職員数を外書きしたものである。

(級別の標準的な職務内容)

区 分	1・2級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
職名	事務職員 技術職員	主任	区課長補佐 副 主 幹 副 技 監	本庁課長補佐 主 幹 技 監	区課長専門監	本庁課長 担当課長 副 参 事	次 長 副 区 長 参 事	部 長 担当部長 会計管理者 区 長 参 与

工 昇給

	- 开和			L	トキャチュザキ	Æ
				1	代表的な職種	<u></u>
	区 分		合 計	一 般 行政職	技 能 労務職	医 療技術職
		(A)	人 4	人 3	人	人 1
	昇給に係る 職員数	(B)	人 4	3		1
補		2号給	人			
正	号給数別	4号給	人 3	2		1
止		6号給	人 1	1		
後	内 訳	7号給	人			
		8号給	人			
	比 率 (B),	/(A)	100. 0	100.0		100.0
		(A)	人 4	3		1
	昇給に係る 職員数	(B)	人 4	3		1
補		2号給	人			
正	号給数別	4号給	人 3	2		1
	内訳	6号給	人 1	1		
前	L1 EV	7号給	人			
		8号給	人			
	比 率 (B)	/(A)	100.0	100.0		100.0

オ 期末・勤勉手当

区分	支 給 期 分 6 月	リ 支 給 率 12 月	支給率計	職制上の段階、職務の 級等による加算措置	備考
補正後	月分 (1.15) 2.20	月分 (1.20) 2.30	月分 (2.35) 4.50	有	
補正前	(1. 15) 2. 20	(1. 15) 2. 20	(2. 30) 4. 40	有	
国の制度	(1. 15) 2. 20	(1. 20) 2. 30	(2. 35) 4. 50	有	

注 ()内は再任用職員の支給率である。

カ 定年退職及び勧奨退職に係る退職手当

区 分	20年勤続の者	25年勤続の者	35年勤続の者	最高限度	その他の 加算措置等	備考
支給率等	月分 24.586875	月分33.27075		月分 47.709	定年前早期退職 特例措置 (3%~45%加算)	
国の制度	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職 特例措置 (2%~45%加算)	

キ地域手当

	浜	公 市
支給対象地域	医療業務に従事する 職員のうち 市長が定める者	その他の者
支 給 率	%	3
支給対象職員数	人	人 4
国の指定基準に基づく支給率	%	3

ク 特殊勤務手当

		f	代表的な職種	重
区 分	全職種	一 般行政職	技 能 労務職	医療 技術職
給料総額に対する比率	% 0. 7	0.6	%	0.9
支給対象職員の比率 (令和5年10月1日現在)	75. 0	66. 7		100.0
代表的な特殊勤務 手当の名称		特殊作	業手当	

ケ その他の手当

区分	内容	国の制度との異同	国の制度の内容
扶養手当	他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けている親族のある職員。 ・配偶者、父母等 6,500円 行政職給料表8級及びこれに相当する職務の職員にあっては、3,500円。 行政職給料表9級及びこれに相当する職務の職員に対しては、支給しない。 ・子 10,000円 特定期間(15~22歳)にある子がいる場合は、1人につき5,000円を加算。	同	他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けている親族のある職員。 ・ 配偶者、父母等 6,500円 行政職俸給表(一)8級及びこれに相当する職務の職員にあっては、3,500円。 行政職俸給表(一)9級以上及びこれに相当する職務の職員に対しては、支給しない。 ・ 子 10,000円 特定期間(15~22歳)にある子がいる場合は、1人につき5,000円を加算。
住居手当	自ら居住するため住宅又は貸間を借り受け、月額 12,000円を超える家賃又は使用料を支払っている職員。 家賃又は使用料の額に応じて算出した額。但し、 25,700円限度。	異	自ら居住するため住宅又は貸間を借り受け、月額 16,000円を超える家賃又は使用料を支払っている職員。 家賃又は使用料の額に応じて算出した額。但し、 28,000円限度。
通勤手当	① 交通機関等を利用して通勤する職員 支給単位期間につき、運賃等相当額。 但し、一か月当たりの運賃等相当額が55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額が限度。 ② 自動車等交通用具を使用して通勤する職員使用距離に応じて支給。31,600円限度。 ③ 交通機関等と交通用具を併用して通勤する職員①と②の合計額。但し、55,000円限度。 環境への負荷の低減を図るため、1,000円の加算又は減額の措置あり。	異	 ① 交通機関等を利用して通勤する職員 支給単位期間につき、運賃等相当額。 但し、一か月当たりの運賃等相当額が55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額が限度。 ② 自動車等交通用具を使用して通勤する職員使用距離に応じて支給。31,600円限度。 ③ 交通機関等と交通用具を併用して通勤する職員①と②の合計額。但し、55,000円限度。

中央卸売市場事業特別会計

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総 括

(歳 入)

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 使用料及び手数料	千円 451,654	千円 -	千円 451,654
2 財産収入	4	_	4
3 繰越金	1,000	831	1, 831
4 諸収入	294, 342	-	294, 342
歳 入 合 計	747, 000	831	747, 831

(歳 出)

				補 正	額の	財 源	内 訳
款	補正前の額	補 正 額	計	特	定 財	源	án. El des
				国県支出金	地方債	その他	一般財源
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 総務費	713, 039	831	713, 870				831
2 公債費	32, 961	-	32, 961				
3 予備費	1,000	-	1, 000				
歳出合計	747, 000	831	747, 831				831

2 歳 入

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計
	千円	千円	千円
3 繰越金	1,000	831	1, 831
1 繰越金	1,000	831	1,831
1 繰越金	1,000	831	1,831
計	747, 000	831	747, 831

(歳 入) 中央卸売市場事業特別会計

	節		
区分	金	額	説明
		千円	
前年度繰越金		831	

3 歳 出

						補正	額の	財 源	内 訳
款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	特	定 財	源	一般財源		
				国県支出金	地方債	その他			
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円		
1 総務費	713, 039	831	713, 870				831		
1 総務管理費	713, 039	831	713, 870				831		
1 一般管理費	116, 115	612	116, 727				612		
3 業務運営費	36, 366	219	36, 585				219		
計	747, 000	831	747, 831				831		

(歳 出) 中央卸売市場事業特別会計

節			
区 分	金額	説	明
	千円		
2 給料	172	1 人件費	612千円
3 職員手当等	364	(1) 職員	527千円
4 共済費	76	(2) 再任用短時間勤務職員	85千円
2 給料	51	1 人件費	219千円
3 職員手当等	134	(1) 職員	165千円
4 共済費	34	(2) 再任用短時間勤務職員	54千円

1. 一般職

(1)総括

	^	啦号粉		給	· 費		4 次 弗	Δ ∋l.	備考
区	分	職員数	報酬	給 料	職員手当	計	共済費	合 計	備考
		人 (9)	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
補正	三後	8	7, 738	48, 642	29, 732	86, 112	16, 351	102, 463	
補正	三前	(9) 8	7, 738	48, 419	29, 234	85, 391	16, 241	101, 632	
比	較	(0)	0	223	498	721	110	831	
		区分	初任給 調整手当	扶養手当	地域手当	通勤手当	住居手当	単身赴任手当	特殊勤務手当
		補正後	千円	千円 1,526	千円 1,576	千円 1,404	千円 586	千円	千円
聘	ŧ	補正前		1, 526	1, 568	1, 404	586		
ļ	Į	比 較		0	8	0	0		
手	i.	区 分	へき地手当	時間外勤務 手 当	管理職手当	宿日直手当	管理職員 特別勤務手当	期末手当	勤勉手当
		14-TW	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
弄	í	補正後		1, 358	2, 252			12, 703	8, 327
		補正前		1, 344	2, 252			12, 461	8, 093
σ,		比 較		14	0			242	234
Þ]	区分	義務教育等 教員特別手当	災害派遣手当	退職手当				
部	5	補正後	千円	千円	千円				
		補正前							
		比 較							

注 () 内は再任用短時間勤務職員数及び短時間勤務の会計年度任用職員数の合計を外書きしたものである。

		職員数			給	Ė	費		共 済 費	合 計	, i	崩	考
区	分	-	報	酬	給 #	料	職員手当	計	共 併 賃		1	Ħ	75
		人		千円		千円	千円	千円	千円	手	9		
		(5)											
補正	E後	8			48,	, 642	27, 654	76, 296	14, 664	90, 96	0		
		(5)											
補正	E前	8			48,	, 419	27, 156	75, 575	14, 554	90, 12	9		
		(0)											
比	較	0				223	498	721	110	83	1		
		区分	初日 調整		扶 養 手	当	地域手当	通勤手当	住居手当	単身赴任手当	特別	朱勤務	手当
			·	千円		千円	千円	千円	千円	手	9		千円
		補正後			1,	, 526	1, 576	1, 404	586				
聙	鈛	補正前			1,	, 526	1, 568	1, 404	586				
	1	比較				0	8	0	0				
手		区分	へき坩	也手当	時間外勤 手	b務 当	管理職手当	宿日直手当	管理職員 特別勤務手当	期末手当	勤	勉手	当当
				千円		千円	千円	千円	千円	手	9		千円
弄	∄	補正後			1,	, 358	2, 252			10, 62	5	8	8, 327
Ø,)	補正前			1,	, 344	2, 252			10, 38	3	8	8, 093
Ι,	,	比 較				14	0			24	2		234
Þ		区 分	義務教 教員特	対育等 別手当	災害派遣	手当	退職手当						
部	7.			千円		千円	千円						
		補正後											
		補正前											
		比 較											

注 () 内は再任用短時間勤務職員数を外書きしたものである。

イ 会計年度任用職員

┃		給 与	費費		共 済 費	合 計	備考
区分 「「「「」」	報 酬	給 料	職員手当	計	八份貝	Ц И	mv
人	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
(4)							
補正後 0	7, 738		2, 078	9, 816	1, 687	11, 503	
(4)							
補正前 0	7, 738		2, 078	9, 816	1, 687	11, 503	
(0)							
比 較 0	0		0	0	0	0	
	初任給	扶養手当	地域手当	通勤手当	住居手当	単身赴任手当	特殊勤務手当
区分	調整手当						
補正後	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
mt-h							
1H 1L H1							
員 比 較							
手区分	へき地手当	時間外勤務 手 当	管理職手当	宿日直手当	管理職員 特別勤務手当	期末手当	勤勉手当
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
当補正後						2,078	
の補正前						2, 078	
比較						0	
内区分	義務教育等 教員特別手当	災害派遣手当	退職手当				
訳	教具特別于ヨ 千円	千円	千円				
補正後	,,,,	1113	114				
補正前							
比較							

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増減額	増 減 事	由別		説	明	備	考
給料	千円	1 給与改定に 伴う増減分		Ŧ			給与改定の状況 給与改定率 0.80% 給与改定実施時期 ²	
		2 昇給に伴う 増加分						
		3 その他の増減 分				千円		
職員	498	1 制度改正に伴						
手当		う増減分 2 その他の増減		4	8 初任給調整手当	千円		
		分			扶地通住 養域 動居 身殊 養域 動居 長 動 大 世 等 兵 手 手 手 手 手 手 手 手 手 手 手 手 手	8		
					や時間理 地 新 手 手 手 当 当 当 当 当 当 当 当 当 当 当 当 当 当 員	14		
					特期勤義特災遇期 務手手等手 教用 務手手等手 教別派	242 234		

(3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当たり給与

区	分	一 般 行政職	技 能 労務職
令和5年	平均給料月額	円 360, 328	円
10月1日	平均給与月額	円 409, 310	円
現在	平均年令	歳 46. 09	歳
令和5年	平均給料月額	円 364, 273	円
1月1日	平均給与月額	円 421, 852	円
現在	平均 年令	歳 47. 08	歳

イ 初 任 給

区	分	一般行政職	技能労務職			
		円				
市の制度	高校卒	174, 010	経験年数に 応じて			
川沙剛反	大学卒	円	円 166,984 から			
	7,7-7	206, 083	224,818 まで			
		一般職 円				
国の制度	高校卒	166, 600	経験年数に 応じて			
国の制度		総合職 円	円			
	大学卒	200, 700 一般職	147,100 から			
		196, 200	224,600 まで			

ウ 級別職員数

ウ;	級別職員	数			
区		一般彳	亍 政職	技能分	
分	級	職員数	構成比	職員数	構成比
	1	人	%	人	%
令	2	(1)	(20.0)		
和	3	(4)	(80. 0) 37. 5		
5 年	4	2	25. 0		
10	5	1	12. 5		
月	6	1	12. 5		
1	7	1	12. 5		
現	8				
在	9				
	計	(5) 8	(100. 0) 100. 0		
	1				
令	2	(1)	(20.0)		
和	3	(4)	(80. 0) 37. 5		
5 年	4	1	12. 5		
1	5	2	25. 0		
月	6	1	12. 5		
1	7	1	12. 5		
現	8				
在	9				
	計	(5) 8	(100. 0) 100. 0		
注 (_) 内 <i>け</i> 面		幸間 勤 終	啦只粉	・りまも

注 () 内は再任用短時間勤務職員数を外書きしたものである。

(級別の標準的な職務内容)

区 分	1・2級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
職名	事務職員 技術職員	主任	区課長補佐 副 主 幹 副 技 監	本庁課長補佐 主 幹 技 監	区課長専門監	本庁課長 担当課長 副 参 事	次 長 副 区 長 参 事	部 担当部長 会計管理者 区 長 参 与

工 昇給

	工 升和				
			代表的	」な職種	
	区 分		合 計	一 般 行政職	技 能 労務職
		(A)	人 8	人 8	人
	昇給に係る 職員数	(B)	人 8	8	
補		2号給	人		
.	号給数別	4号給	人 6	6	
正		6号給	人 2	2	
後	内 訳	7号給	人		
		8号給	人		
	比 率 (B),	/(A)	100. 0	100.0	
	職員数	(A)	人 8	8	
	昇給に係る 職員数	(B)	人 8	8	
補		2号給	人		
正	号給数別	4号給	人 6	6	
	内訳	6号給	人 2	2	
前	L1 EV	7号給	人		
		8号給	人		
	比 率 (B),	/(A)	100. 0	100.0	

オ 期末・勤勉手当

区分	支 給 期 况		支給率計	職制上の段階、職務の 級等による加算措置	備考
	6 月	12 月			
補正後	月分 (1.15) 2.20	月分 (1.20) 2.30	月分 (2.35) 4.50	有	
補 正 前	(1. 15) 2. 20	(1. 15) 2. 20	(2. 30) 4. 40	有	
国の制度	(1. 15) 2. 20	(1. 20) 2. 30	(2. 35) 4. 50	有	

注 () 内は再任用職員の支給率である。

カ 定年退職及び勧奨退職に係る退職手当

区分	20年勤続の者	25年勤続の者	35年勤続の者	最高限度	その他の 加算措置等	備考
支給率等	月分 24.586875	月分 33.27075		月分 47.709	定年前早期退職 特例措置 (3%~45%加算)	
国の制度	24. 586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職 特例措置 (2%~45%加算)	

キ地域手当

	浜	公 市
支給対象地域	医療業務に従事する 職員のうち 市長が定める者	その他の者
支 給 率	%	3
支給対象職員数	人	8
国の指定基準に基づく支給率	%	3

ク 特殊勤務手当

		代表的	な職種
区 分	全職種	一 般行政職	技 能 労務職
給料総額に対する比率	%	%	%
支給対象職員の比率 (令和5年10月1日現在)			
代表的な特殊勤務 手当の名称			

ケ その他の手当

区 分	内容	国の制度 との異同	国の制度の内容
扶養手当	他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けている親族のある職員。 ・配偶者、父母等 6,500円 行政職給料表8級及びこれに相当する職務の職員にあっては、3,500円。 行政職給料表9級及びこれに相当する職務の職員に対しては、支給しない。 ・子 10,000円 特定期間(15~22歳)にある子がいる場合は、1人につき5,000円を加算。	同	他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けている親族のある職員。 ・配偶者、父母等 6,500円 行政職俸給表(一)8級及びこれに相当する職務の職員にあっては、3,500円。 行政職俸給表(一)9級以上及びこれに相当する職務の職員に対しては、支給しない。 ・子 10,000円 特定期間(15~22歳)にある子がいる場合は、1人につき5,000円を加算。
住居手当	自ら居住するため住宅又は貸間を借り受け、月額 12,000円を超える家賃又は使用料を支払っている職員。 家賃又は使用料の額に応じて算出した額。但し、 25,700円限度。	異	自ら居住するため住宅又は貸間を借り受け、月額 16,000円を超える家賃又は使用料を支払っている職 員。 家賃又は使用料の額に応じて算出した額。但し、 28,000円限度。
通勤手当	① 交通機関等を利用して通勤する職員 支給単位期間につき、運賃等相当額。 但し、一か月当たりの運賃等相当額が55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額が限度。 ② 自動車等交通用具を使用して通勤する職員使用距離に応じて支給。31,600円限度。 ③ 交通機関等と交通用具を併用して通勤する職員①と②の合計額。但し、55,000円限度。 環境への負荷の低減を図るため、1,000円の加算又は減額の措置あり。	異	① 交通機関等を利用して通勤する職員 支給単位期間につき、運賃等相当額。 但し、一か月当たりの運賃等相当額が55,000円を 超えるときは、支給単位期間につき、55,000円に 支給単位期間の月数を乗じて得た額が限度。 ② 自動車等交通用具を使用して通勤する職員 使用距離に応じて支給。31,600円限度。 ③ 交通機関等と交通用具を併用して通勤する職員 ①と②の合計額。但し、55,000円限度。

小型自動車競走事業特別会計

歳出補正予算事項別明細書

1 総 括

(歳 出)

						補	正	額	の	財	源	内	訳
款	補正前の額	補	正	額	計	特	Ė	定	財	源		<u></u> 如	: 財源
						国県支	出金	地方	債	その	その他		
	千円			千円	千円		千円		千円		千円		千円
1 総務費	627, 621			0	627, 621								0
2 事業費	18, 994, 055			-	18, 994, 055								
3 公債費	959			-	959								
4 繰出金	50,000			-	50, 000								
5 諸支出金	117, 600			-	117, 600								
6 予備費	708, 765			-	708, 765								
歳出合計	20, 499, 000			0	20, 499, 000				·				0

2 歳 出

				補正	額の	財 源	内 訳
款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	特	定 財	源	一般財源
				国県支出金	地方債	その他	加文 別 初
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 総務費	627, 621	0	627, 621				0
1 総務管理費	627, 621	0	627, 621				0
1 一般管理費	108, 157	392	108, 549				392
3 小型自動車競走	238, 010	△392	237, 618				△392
事業基金費							
計	20, 499, 000	0	20, 499, 000				0

(歳 出) 小型自動車競走事業特別会計

節				
区 分	金額	説		
	千円			
2 給料	66	1 人件費		392千円
3 職員手当等	272	(1) 職員		392千円
4 共済費	54			
24 積立金	△392	1 小型自動車競走事業基金に対する積立金		△392千円

1. 一般職

(1)総括

5		松号粉			給	<u>!</u>	弄 費		4 次 弗	Δ ∋l.	備考
区	分 	職員数	報	酬	給	料	職員手当	計	共 済 費	合 計	備考
		人 (0)		千円		千円	千円	千円	千円	千円	
補正	後	5				23, 315	15, 237	38, 552	7, 836	46, 388	
補正	前	(0) 5				23, 249	14, 965	38, 214	7, 782	45, 996	
比	較	(0) 0				66	272	338	54	392	
		区 分	初日 調整	E給 手当	扶 養	手 当	地域手当	通勤手当	住居手当	単身赴任手当	特殊勤務手当
		補正後		千円		千円 894	千円 707	千円 390	千円 300	千円	千円
職		補正前				894	704	390	300		
員		比 較				0	3	0	0		
手		区 分	へき地	也手当	時間多手	外勤務当	管理職手当	宿日直手当	管理職員 特別勤務手当	期末手当	勤勉手当
		建丁%		千円		千円	千円	千円	千円	千円	千円 4.670
当		補正後				1,898	797			5, 572	4, 679
		補正前				1,879	797			5, 446	4, 555
0		比 較				19	0			126	124
内		区 分	義務教 教員特	対育等 別手当	災害派	遺手当	退職手当				
訳		補正後		千円		千円	千円				
		補正前									
		比 較									

注 () 内は再任用短時間勤務職員数及び短時間勤務の会計年度任用職員数の合計を外書きしたものである。

		職員数			給 -	与 費		共 済 費	合 計	備考
区	分	概貝数	報	酬	給 料	職員手当	計	井 併 賃		7佣 石
		人		千円	千円	千円	千円	千円	千円	
		(0)								
補正	E後	5			23, 315	15, 237	38, 552	7, 836	46, 388	
		(0)								
補正	E前	5			23, 249	14, 965	38, 214	7, 782	45, 996	
		(0)								
比	較	0			66	272	338	54	392	
		区分	初日 調整		扶養手当	地域手当	通勤手当	住居手当	単身赴任手当	特殊勤務手当
			·	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
		補正後			894	707	390	300		
聙	哉	補正前			894	704	390	300		
	}	比較			0	3	0	0		
手		区分	へき坩	也手当	時間外勤務 手 当	管理職手当	宿日直手当	管理職員 特別勤務手当	期末手当	勤勉手当
\ \ \	,			千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
弄	Í	補正後			1, 898	797			5, 572	4, 679
O.)	補正前			1, 879	797			5, 446	4, 555
l .,		比較			19	0			126	124
Þ ≅		区分	義務教 教員特	対育等 別手当	災害派遣手当	退職手当				
部				千円	千円	千円				
		補正後								
		補正前								
		比 較								

注 () 内は再任用短時間勤務職員数を外書きしたものである。

イ 会計年度任用職員

		1 五	可平及任用嘅貝						
		職員数		給	 費		共 済 費	合 計	備考
区	分	帆只数	報 酬	給 料	職員手当	計	六份貝		и ш ~ -5
		人	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
		(0)							
補工	E後	0				0		0	
	- \	(0)							
補工	上前	0				0		0	
	±1.	(0)							
比	較	0		0	0	0	0	0	
		区分	初任給 調整手当	扶養手当	地域手当	通勤手当	住居手当	単身赴任手当	特殊勤務手当
			千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
		補正後							
毦	哉	補正前							
Į	1	比較							
月		区分	へき地手当	時間外勤務 手 当	管理職手当	宿日直手当	管理職員 特別勤務手当	期末手当	勤勉手当
			千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
= 귀	á	補正後							
O,)	補正前							
l .		比較							
力		区分	義務教育等 教員特別手当	災害派遣手当	退職手当				
II/			千円	千円	千円				
		補正後							
		補正前			·				
		比較							

注 () 内は、短時間勤務の会計年度任用職員数を外書きしたものである。

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増減額	増 減 事	由別内	訳	説明	備	考
給料	千円	1 給与改定に 伴う増減分		千円 66		給与改定の状況 給与改定率 0.80 給与改定実施時期)% 令和5年4月1日
		2 昇給に伴う 増加分					
		3 その他の増減			:	千円	
		分					
職員手当	272	1 制度改正に伴う増減分					
		2 その他の増減分			初扶 地 通 生 身 整 手 手 手 手 手 手 手 手 手 手 手 手 手 手 手 手 手 手	5月	
					T ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	19	
					期 末 手 当	126 124	

(3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当たり給与

区	分	一 般 行政職	技 能 労務職
令和5年	平均給料月額	円 379, 849	円
10月1日	平均給与月額	円 433, 781	円
現在	平均年令	歳 52. 04	歳
令和5年	平均給料月額	円 379, 503	円
1月1日	平均給与月額	円 434, 513	円
現在	平均 年令	歳 50.11	歳

イ 初 任 給

区	分	一般行政職	技能労務職		
古の制度	高校卒	円 174, 010	経験年数に応じて		
市の制度	大学卒	円 206, 083	円 166,984 から 224,818 まで		
国の制度	高校卒	一般職 円	経験年数に 応じて		
国の制度	大学卒	総合職 円 200,700 一般職 196,200	円 147,100 から 224,600 まで		

ウ 級別職員数

		奴			
区		一般行	亍 政職	技能的	
分	級	職員数	構成比	職員数	構成比
	1	人	%	人	%
令	2				
和 5	3	2	40. 0		
年	4	1	20. 0		
10	5	1	20. 0		
月	6				
1	7	1	20. 0		
現	8				
在	9				
	計	5	100.0		
	1				
令	2				
和 5	3	2	40. 0		
年	4	1	20. 0		
1	5	1	20. 0		
月	6				
1	7	1	20. 0		
日 現	8				
在	9				
	計	5	100.0		

(級別の標準的な職務内容)

区 分	1・2級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
職名	事務職員 技術職員	主任	区課長補佐 副 主 幹 副 技 監	本庁課長補佐 主 幹 技 監	区課長専門監	本庁課長 担当課長 副 参 事	次 長 副 区 長 参 事	部 長 担当部長 会計管理者 区 長 参 与

工 昇給

	工 升柏				
				代表的	な職種
	区 分		合 計	一 般 行政職	技 能 労務職
		(A)	人 5	人 5	人
	昇給に係る 職員数	(B)	人 5	5	
補		2号給	人		
正	号給数別	4号給	人 4	4	
11.		6号給	人 1	1	
後	内 訳	7号給	人		
		8号給	人		
	比 率 (B),	/(A)	100. 0	100.0	
		(A)	人 5	5	
	昇給に係る 職員数	(B)	人 5	5	
補		2号給	人		
正	号給数別	4号給	人 4	4	
1	内訳	6号給	人 1	1	
前	ドリ ii八	7号給	人		
		8号給	人		
	比 率 (B)	/(A)	100.0	100.0	

オ 期末・勤勉手当

区分	支 給 期 別	リ 支 給 率	支給率計	職制上の段階、職務の	備考
	6 月	12 月		級等による加算措置	
	月分	月分	月分		
補 正 後				有	
	2. 20	2.30	4. 50		
補 正 前				有	
	2. 20	2. 20	4. 40		
国の制度				有	
	2. 20	2.30	4.50		

カ 定年退職及び勧奨退職に係る退職手当

· /= / - / - / / / / - / / / / - / / / /						
区 分	20年勤続の者	25年勤続の者	35年勤続の者	最高限度	その他の 加算措置等	備考
支給率等	月分 24.586875	月分 33.27075		月分 47.709	定年前早期退職 特例措置 (3%~45%加算)	
国の制度	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職 特例措置 (2%~45%加算)	

キ地域手当

	浜	公 市
支給対象地域	医療業務に従事する 職員のうち 市長が定める者	その他の者
支 給 率	%	3
支給対象職員数	人 	人 5
国の指定基準に基づく支給率	%	3

ク 特殊勤務手当

	全職種	代表的な職種		
区 分		一 般行政職	技 能 労務職	
給料総額に対する比率	%	%	%	
支給対象職員の比率 (令和5年10月1日現在)				
代表的な特殊勤務 手当の名称				

ケ その他の手当

区 分	内容	国の制度 との異同	国の制度の内容
扶養手当	他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けている親族のある職員。 ・配偶者、父母等 6,500円 行政職給料表8級及びこれに相当する職務の職員にあっては、3,500円。 行政職給料表9級及びこれに相当する職務の職員に対しては、支給しない。 ・子 10,000円 特定期間(15~22歳)にある子がいる場合は、1人につき5,000円を加算。	同	他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けている親族のある職員。 ・配偶者、父母等 6,500円 行政職俸給表(一)8級及びこれに相当する職務の職員にあっては、3,500円。 行政職俸給表(一)9級以上及びこれに相当する職務の職員に対しては、支給しない。 ・子 10,000円 特定期間(15~22歳)にある子がいる場合は、1人につき5,000円を加算。
住居手当	自ら居住するため住宅又は貸間を借り受け、月額 12,000円を超える家賃又は使用料を支払っている職員。 家賃又は使用料の額に応じて算出した額。但し、 25,700円限度。	異	自ら居住するため住宅又は貸間を借り受け、月額 16,000円を超える家賃又は使用料を支払っている職員。 家賃又は使用料の額に応じて算出した額。但し、 28,000円限度。
通勤手当	① 交通機関等を利用して通勤する職員 支給単位期間につき、運賃等相当額。 但し、一か月当たりの運賃等相当額が55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額が限度。 ② 自動車等交通用具を使用して通勤する職員使用距離に応じて支給。31,600円限度。 ③ 交通機関等と交通用具を併用して通勤する職員①と②の合計額。但し、55,000円限度。 環境への負荷の低減を図るため、1,000円の加算又は減額の措置あり。	異	 ① 交通機関等を利用して通勤する職員 支給単位期間につき、運賃等相当額。 但し、一か月当たりの運賃等相当額が55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額が限度。 ② 自動車等交通用具を使用して通勤する職員使用距離に応じて支給。31,600円限度。 ③ 交通機関等と交通用具を併用して通勤する職員①と②の合計額。但し、55,000円限度。

駐車場事業特別会計

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総 括

(歳 入)

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計
	千円	千円	千円
1 使用料及び手数料	62	_	62
2 財産収入	13	-	13
3 繰越金	758	210	968
4 諸収入	330, 167	-	330, 167
5 繰入金	4, 693	-	4, 693
歳 入 合 計	335, 693	210	335, 903

(歳 出)

				補 正	額の	財 源	内 訳
款	補正前の額	補 正 額	計	特	定 財	源	一般財源
				国県支出金	地方債	その他	一般財源
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 駐車場費	297, 905	210	298, 115				210
2 公債費	36, 788	-	36, 788				
3 予備費	1,000	ı	1,000				
歳出合計	335, 693	210	335, 903				210

2 歳 入

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計
	千円	千円	千円
3 繰越金	758	210	968
1 繰越金	758	210	968
1 繰越金	758	210	968
計	335, 693	210	335, 903

(歳 入) 駐車場事業特別会計

	節		
区分	金	額	説明
		千円	
前年度繰越金		210	

3 歳 出

				補正	額の	財 源	内 訳
款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	特	定 財	源	一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 駐車場費	297, 905	210	298, 115				210
1 駐車場費	297, 905	210	298, 115				210
1 一般管理費	186, 076	210	186, 286				210
키	335, 693	210	335, 903				210

(歳 出) 駐車場事業特別会計

節				
区 分	金額	説	明	
	千円			
2 給料	117	1 人件費	2107	千円
3 職員手当等	75	(1) 職員	210千円	
4 共済費	18			

1. 一 般 職

(1)総括

_											
4		禁 日 禁			給	<u>. I</u>	弄 費		+	Δ ≅I.	備考
区	分	職員数	報	酬	給	料	職員手当	計	共 済 費	合 計)佣 <i>行</i>
		人 (0)		千円		千円	千円	千円	千円	千円	
補正	後	1				3, 663	2, 374	6, 037	1, 159	7, 196	
補正	前	(0) 1				3, 546	2, 299	5, 845	1, 141	6, 986	
比	較	(0) 0				117	75	192	18	210	
		区 分	初任調整:	治 手当	扶 養	手 当	地域手当	通勤手当	住居手当	単身赴任手当	特殊勤務手当
		補正後		千円		千円	千円 92	千円 91	千円 309	千円	千円
職		補正前					88	91	309		
員		比 較					4	0	0		
手		区 分	へき地	1手当	時間タチ	外勤務 当	管理職手当	宿日直手当	管理職員 特別勤務手当	期末手当	勤勉手当
	•	拉 丁※		千円		千円	千円	千円	千円	千円	千円
当		補正後				505				741	636
		補正前				500				706	605
0		比 較				5				35	31
内		区 分	義務教 教員特別	(育等 引手当	災害派	遣手当	退職手当				
訳		補正後		千円		千円	千円				
		補正前									
		比 較									

注 () 内は再任用短時間勤務職員数及び短時間勤務の会計年度任用職員数の合計を外書きしたものである。

		職員数			給	Ė	費		共済費	숨 計	備考
区	分	似只奴	報	摳	給	料	職員手当	計	光 佰 頁		VIII 17
		人		千円		千円	千円	千円	千円	千円	
		(0)									
補正	E後	1				3, 663	2, 374	6, 037	1, 159	7, 196	
		(0)									
補丑	E前	1				3, 546	2, 299	5, 845	1, 141	6, 986	
		(0)									
比	較	0		0		117	75	192	18	210	
		区 分	初任約 調整手	明 明	扶 養	手 当	地域手当	通勤手当	住居手当	単身赴任手当	特殊勤務手当
				千円		千円	千円	千円	千円	千円	千円
		補正後					92	91	309		
聙	哉	補正前					88	91	309		
員	1	比 較					4	0	0		
手		区 分	へき地手	手当	時間外 手	- 勤務 当	管理職手当	宿日直手当	管理職員 特別勤務手当	期末手当	勤勉手当
	,			千円		千円	千円	千円	千円	千円	千円
弄	1	補正後				505				741	636
0,		補正前				500				706	605
Ι.		比 較				5				35	31
Þ		区 分	義務教育 教員特別	育等 手当	災害派	遣手当	退職手当				
彭	7			千円		千円	千円				
		補正後									
		補正前									
		比 較									

注 () 内は再任用短時間勤務職員数を外書きしたものである。

イ 会計年度任用職員

		職員数			給	<u> </u>	<i>事</i> 費	5			共済費	合	計	備	考
区	分	- 141 141	報	酬	給	料	職員手当		計		井 併 賃		βT	17月	与
		人		千円		千円	:	千円		千円	千円		千円		
		(0)													
補正	E後	0								0			0		
		(0)													
補正	E前	0								0			0		
		(0)													
比	較	0		0		0		0		0	0		0		
		区分	初日 調整	E給 手当	扶 養	手当	地域手	当	通勤手	当	住居手当	単身赴	任手当	特殊勤	務手当
		_ /•	H/41E	千円		千円	:	千円		千円	千円		千円		千円
		補正後													
琑	哉	補正前													
Į	3	比較													
手		区 分	へき坩	也手当	時間夕 手	卜勤務 当	管理職手	当	宿日直手	当	管理職員 特別勤務手当	期末	手 当	勤勉	手 当
VI.	,			千円		千円	:	千円		千円	千円		千円		千円
弄	∃	補正後													
σ,)	補正前													
	_	比較													
計		区 分	義務教 教員特	別手当	災害派		退 職 手								
		建工业		千円		千円	=	千円							
		補正後													
		補正前													
		比 較													

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細 駐車場事業特別会計

区分	増減額	増 減 事	由 別 阝	为 訳	説明	備考
給料	千円	1 給与改定に 伴う増減分		千円 117		給与改定の状況 給与改定率 0.80% 給与改定実施時期 令和5年4月1日
		2 昇給に伴う 増加分				
		3 その他の増減			f	T
職員手当	75	1 制度改正に伴 う増減分				
		2 その他の増減分		75		4 5 5 5 5 5

(3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当たり給与

区	分	一 般 行政職	技 能 労務職
令和5年	平均給料月額	円 202, 112	円
10月1日	平均給与月額	円 241, 131	円
現在	平均年令	歳 24. 09	歳
令和5年	平均給料月額	円 247, 524	円
1月1日	平均給与月額	円 259, 149	円
現在	平均 年令	歳 31. 04	歳

イ 初 任 給

区	分	一般行政職	技能労務職		
		円			
市の制度	高校卒	174, 010	経験年数に 応じて		
川沙剛及	大学卒	円	円 166,984 から		
	八十十	206, 083	224,818 まで		
		一般職 円			
国の制度	高校卒	166, 600	経験年数に 応じて		
		総合職 円	円		
	大学卒	200, 700 一般職	147,100 から		
		196, 200	224,600 まで		

ウ 級別職員数

<u> </u>	赦別職貝	. 35.			
区		一般彳	亍 政職	技能的	芳務職
分	級	職員数	構成比	職員数	構成比
	1	人 1	% 100. 0	人	%
令	2				
和	3				
5 年	4				
10	5				
月	6				
1	7				
日	8				
現 在	9				
	計	1	100.0		
	1	1	100.0		
令	2	1	100. 0		
和	3	1	100.0		
5	4				
年 1	5				
月	6				
1	7				
日	8				
現	9				
在	——— 計	1	100.0		

(級別の標準的な職務内容)

区 分	1・2級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
職名	事務職員 技術職員	主任	区課長補佐 副 主 幹 副 技 監	本庁課長補佐 主 幹 技 監	区課長専門監	本庁課長 担当課長 副 参 事	次 長 副 区 長 参 事	部 担当部長 会計管理者 区 長 参 与

工 昇給

_	工 升柏				
				代表的	」な職種
	区 分		合 計	一 般 行政職	技 能 労務職
		(A)	人 1	人 1	人
	昇給に係る 職員数	(B)	人 1	1	
補		2号給	人		
	号給数別	4号給	人 1	1	
正		6号給	人		
後	内 訳	7号給	人		
		8号給	人		
	比 率 (B),	/(A)	100. 0	100.0	
	職員数	(A)	人 1	1	
	昇給に係る 職員数	(B)	人 1	1	
補		2号給	人		
正	号給数別	4号給	人 1	1	
	内訳	6号給	人		
前	L1 EV	7号給	人		
		8号給	人		
	比 率 (B),	/(A)	100. 0	100.0	

オ 期末・勤勉手当

区分	支 給 期 別	リ 支 給 率	支給率計	職制上の段階、職務の	備考
	6 月	12 月	入州十日	級等による加算措置	viii ~5
	月分	月分	月分		
補正後	2. 20	2. 30	4. 50	有	
補正前	2. 20	2. 20	4. 40	有	
国の制度	2. 20	2. 30	4. 50	有	

カ 定年退職及び勧奨退職に係る退職手当

区	分	20年勤続の者	25年勤続の者	35年勤続の者	最高限度	その他の 加算措置等	備考
支給率	等	月分 24.586875	月分 33.27075		月分 47.709	定年前早期退職 特例措置 (3%~45%加算)	
国の制	度	24. 586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職 特例措置 (2%~45%加算)	

キ地域手当

	浜	公 市
支給対象地域	医療業務に従事する 職員のうち 市長が定める者	その他の者
支 給 率	%	3
支給対象職員数	人	人
国の指定基準に 基づく支給率	%	3

ク 特殊勤務手当

		代表的な職種		
区 分	全職種	一 般行政職	技 能 労務職	
給料総額に対する比率	%	%	%	
支給対象職員の比率 (令和5年10月1日現在)				
代表的な特殊勤務 手当の名称				

ケ その他の手当

区分	内容	国の制度との異同	国の制度の内容
扶養手当	他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けている親族のある職員。 ・配偶者、父母等 6,500円 行政職給料表8級及びこれに相当する職務の職員にあっては、3,500円。 行政職給料表9級及びこれに相当する職務の職員にあっては、支給しない。 ・子 10,000円 特定期間(15~22歳)にある子がいる場合は、1人につき5,000円を加算。	同	他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けている親族のある職員。 ・配偶者、父母等 6,500円 行政職俸給表(一)8級及びこれに相当する職務の職員にあっては、3,500円。 行政職俸給表(一)9級及びこれに相当する職務の職員にあっては、支給しない。 ・子 10,000円 特定期間(15~22歳)にある子がいる場合は、1人につき5,000円を加算。
住居手当	自ら居住するため住宅又は貸間を借り受け、月額 12,000円を超える家賃又は使用料を支払っている職員。 家賃又は使用料の額に応じて算出した額。但し、 25,700円限度。	異	自ら居住するため住宅又は貸間を借り受け、月額 16,000円を超える家賃又は使用料を支払っている職員。 家賃又は使用料の額に応じて算出した額。但し、 28,000円限度。
通勤手当	① 交通機関等を利用して通勤する職員 支給単位期間につき、運賃等相当額。 但し、一か月当たりの運賃等相当額が55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額が限度。 ② 自動車等交通用具を使用して通勤する職員使用距離に応じて支給。31,600円限度。 ③ 交通機関等と交通用具を併用して通勤する職員①と②の合計額。但し、55,000円限度。 環境への負荷の低減を図るため、1,000円の加算又は減額の措置あり。	異	 ① 交通機関等を利用して通勤する職員 支給単位期間につき、運賃等相当額。 但し、一か月当たりの運賃等相当額が55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額が限度。 ② 自動車等交通用具を使用して通勤する職員使用距離に応じて支給。31,600円限度。 ③ 交通機関等と交通用具を併用して通勤する職員 ①と②の合計額。但し、55,000円限度。

第 168 号 議 案 令和 5年11月17日提 出

浜松市議会の議員に対する議員報酬及び期末手当の支給並びに費用弁償条例 の一部改正について

浜松市議会の議員に対する議員報酬及び期末手当の支給並びに費用弁償条例の一部を改 正する条例を次のように定める。

浜松市長 中 野 祐 介

浜松市議会の議員に対する議員報酬及び期末手当の支給並びに費用弁償条例 の一部を改正する条例

第1条 浜松市議会の議員に対する議員報酬及び期末手当の支給並びに費用弁償条例(昭和31年浜松市条例第47号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(期末手当)	(期末手当)
第5条 (略)	第 5 条 (略)
2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在	2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在
(任期が満了し、辞職し、失職し、死亡し、	(任期が満了し、辞職し、失職し、死亡し、
除名され、又は議会の解散により任期が終了	除名され、又は議会の解散により任期が終了
した者にあっては、任期が満了し、辞職し、	した者にあっては、任期が満了し、辞職し、
失職し、死亡し、除名され、又は議会の解散	失職し、死亡し、除名され、又は議会の解散
により任期が終了した日現在)において受け	により任期が終了した日現在)において受け
るべき議員報酬の月額に100分の	るべき議員報酬の月額に <u>、6月に支給する場</u>
234.25を乗じて得た額に、基準日以前	<u>合においては</u> 100分の234.25 <u>、12</u>
6 箇月以内の期間におけるその者の在職期	月に支給する場合においては100分の
間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号	244.25を乗じて得た額に、基準日以前
に定める割合を乗じて得た額とする。この場	6 箇月以内の期間におけるその者の在職期
合において、任期満了の日又は解散による任	間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号
期終了の日に在職した議員で当該任期満了	に定める割合を乗じて得た額とする。この場
又は解散による選挙により再び議員となっ	合において、任期満了の日又は解散による任
たものの受ける当該期末手当に係る在職期	期終了の日に在職した議員で当該任期満了
間の計算については、これらの者は引き続き	又は解散による選挙により再び議員となっ
議員の職にあったものとする。	たものの受ける当該期末手当に係る在職期
	間の計算については、これらの者は引き続き
	議員の職にあったものとする。
(1) \sim (4) (略)	(1)~(4) (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

第2条 浜松市議会の議員に対する議員報酬及び期末手当の支給並びに費用弁償条例の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(期末手当)	(期末手当)

第5条 (略)

2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在 (任期が満了し、辞職し、失職し、死亡し、 除名され、又は議会の解散により任期が終了 した者にあっては、任期が満了し、辞職し、 失職し、死亡し、除名され、又は議会の解散 により任期が終了した日現在)において受け るべき議員報酬の月額に、6月に支給する場 合においては100分の234.25、12 月に支給する場合においては100分の 244.25を乗じて得た額に、基準日以前 6箇月以内の期間におけるその者の在職期 間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号 に定める割合を乗じて得た額とする。この場 合において、任期満了の日又は解散による任 期終了の日に在職した議員で当該任期満了 又は解散による選挙により再び議員となっ たものの受ける当該期末手当に係る在職期 間の計算については、これらの者は引き続き 議員の職にあったものとする。

 $(1) \sim (4)$ (略)

第5条 (略)

2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在 (任期が満了し、辞職し、失職し、死亡し、 除名され、又は議会の解散により任期が終了 した者にあっては、任期が満了し、辞職し、 失職し、死亡し、除名され、又は議会の解散 により任期が終了した日現在)において受け るべき議員報酬の月額に100分の 239.25を乗じて得た額に、基準日以前 6 箇月以内の期間におけるその者の在職期 間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号 に定める割合を乗じて得た額とする。この場 合において、任期満了の日又は解散による任 期終了の日に在職した議員で当該任期満了 又は解散による選挙により再び議員となっ たものの受ける当該期末手当に係る在職期 間の計算については、これらの者は引き続き 議員の職にあったものとする。

 $(1) \sim (4)$ (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附則

この条例は、令和5年12月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行する。

第 169 号 議 案 令和 5年11月17日提 出

浜松市特別職の給与に関する条例の一部改正について

浜松市特別職の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

浜松市長 中 野 祐 介

改正前

第1条 浜松市特別職の給与に関する条例(昭和31年浜松市条例第37号)の一部を次のように改正する。

改正後

次亚·n	以正 (X
(期末手当)	(期末手当)
第6条 (略)	第6条 (略)
2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在	2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在
(任期が満了し、退職し、解職し、失職し、	(任期が満了し、退職し、解職し、失職し、
又は死亡した職員にあっては、任期が満了	又は死亡した職員にあっては、任期が満了
し、退職し、解職し、失職し、又は死亡した	し、退職し、解職し、失職し、又は死亡した
日現在)において受けるべき給料月額に	日現在) において受けるべき給料月額に <u>、6</u>
100分の234.25を乗じて得た額に、	月に支給する場合においては100分の
基準日以前6箇月以内の期間におけるその	234.25 <u>、12</u> 月に支給する場合におい
者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応	<u>ては100分の244.25</u> を乗じて得た額
じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額と	に、基準日以前6箇月以内の期間におけるそ
する。この場合において、任期満了の日に在	の者の在職期間の次の各号に掲げる区分に
職した職員で当該任期満了による選挙又は	応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額
選任により再び職員となったものの受ける	とする。この場合において、任期満了の日に
当該期末手当に係る在職期間の計算につい	在職した職員で当該任期満了による選挙又
ては、これらの者は引き続きその職にあった	は選任により再び職員となったものの受け
ものとする。	る当該期末手当に係る在職期間の計算につ
	いては、これらの者は引き続きその職にあっ
	たものとする。
(1)~(4) (略)	(1)~(4) (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

第2条 浜松市特別職の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(期末手当)	(期末手当)
第6条 (略)	第6条 (略)
2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在	2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在
(任期が満了し、退職し、解職し、失職し、	(任期が満了し、退職し、解職し、失職し、
又は死亡した職員にあっては、任期が満了	又は死亡した職員にあっては、任期が満了

し、退職し、解職し、失職し、又は死亡した 日現在)において受けるべき給料月額に、6 月に支給する場合においては100分の 234.25、12月に支給する場合におい ては100分の244.25を乗じて得た額 に、基準日以前6箇月以内の期間におけるそ の者の在職期間の次の各号に掲げる区分に 応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額 とする。この場合において、任期満了の日に 在職した職員で当該任期満了による選挙又 は選任により再び職員となったものの受け る当該期末手当に係る在職期間の計算につ いては、これらの者は引き続きその職にあっ たものとする。 し、退職し、解職し、失職し、又は死亡した 日現在)において受けるべき給料月額に 100分の239.25を乗じて得た額に、 基準日以前6箇月以内の期間におけるその 者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応 じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額と する。この場合において、任期満了の日に在 職した職員で当該任期満了による選挙又は 選任により再び職員となったものの受ける 当該期末手当に係る在職期間の計算につい ては、これらの者は引き続きその職にあった ものとする。

(1)~(4) (略)

(1)~(4) (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附則

この条例は、令和5年12月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行する。

第 170 号 議 案 令和 5年11月17日提 出

浜松市職員の給与に関する条例の一部改正について

浜松市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

浜松市長 中 野 祐 介

第1条 浜松市職員の給与に関する条例(昭和31年浜松市条例第38号)の一部を次のように改正する。

改正前

(定年前再任用短時間勤務職員の給料月額)

第4条の2 地方公務員法第22条の4第1 項の規定により採用された職員(以下「定年 前再任用短時間勤務職員」という。)の給料 月額は、当該定年前再任用短時間勤務職員に 適用される給料表の定年前再任用短時間勤 務職員の項に掲げる給料月額のうち、当該定 年前再任用短時間勤務職員の属する職務の 級に応じた額に、勤務条件条例第2条第3項 の規定により定められた当該定年前再任用 短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に 規定する勤務時間で除して得た数を乗じて 得た額とする。

(初任給調整手当)

第9条の2 医療職給料表の適用を受ける職員の職のうち採用による欠員の補充が困難であると認められる職で規則で定めるものに新たに採用された職員には、月額41万4,800円を超えない範囲内の額を採用の日から35年以内の期間、採用の日から規則で定める期間を経過した日から1年を経過するごとにその額を減じて、初任給調整手当として支給する。

2 · 3 (略)

(期末手当)

第20条 (略)

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100

改正後

(定年前再任用短時間勤務職員の給料月額)

第4条の2 地方公務員法第22条の4第1 項の規定により採用された職員(以下「定年 前再任用短時間勤務職員」という。)の給料 月額は、当該定年前再任用短時間勤務職員に 適用される給料表の定年前再任用短時間勤 務職員の項に掲げる<u>基準給料月額</u>のうち、当 該定年前再任用短時間勤務職員の属する職 務の級に応じた額に、勤務条件条例第2条第 3項の規定により定められた当該定年前再 任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1 項に規定する勤務時間で除して得た数を乗 じて得た額とする。

(初任給調整手当)

第9条の2 医療職給料表の適用を受ける職員の職のうち採用による欠員の補充が困難であると認められる職で規則で定めるものに新たに採用された職員には、月額41万5,600円を超えない範囲内の額を採用の日から35年以内の期間、採用の日から規則で定める期間を経過した日から1年を経過するごとにその額を減じて、初任給調整手当として支給する。

2 · 3 (略)

(期末手当)

第20条 (略)

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月

分の120を乗じて得た額に、基準日以前6 箇月以内の期間におけるその者の在職期間 の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に 定める割合を乗じて得た額とする。

(1)~(4) (略)

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは、「100分の67.5」とする。

 $4 \sim 6$ (略)

(勤勉手当)

第21条 (略)

- 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則 で定める基準に従って定める割合を乗じて 得た額とする。この場合において、支給する 勤勉手当の額の次の各号に掲げる職員の区 分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる 額を超えてはならない。
 - (1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間 勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手 当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日 現在(退職し、又は死亡した職員にあっ ては、退職し、又は死亡した日現在。次 項において同じ。)において受けるべき 扶養手当の月額及びこれに対する地域手 当の月額の合計額を加算した額に100 分の100を乗じて得た額の総額
 - (2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間

に支給する場合には100分の120、12 月に支給する場合には100分の125を 乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に 掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を 乗じて得た額とする。

(1) \sim (4) (略)

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは「100分の67.5」と、「100分の125」とあるのは「100分の70」とする。

 $4 \sim 6$ (略)

(勤勉手当)

第21条 (略)

- 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則 で定める基準に従って定める割合を乗じて 得た額とする。この場合において、支給する 勤勉手当の額の次の各号に掲げる職員の区 分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる 額を超えてはならない。
 - (1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間 勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手 当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日 現在(退職し、又は死亡した職員にあっ ては、退職し、又は死亡した日現在。次 項において同じ。)において受けるべき 扶養手当の月額及びこれに対する地域手 当の月額の合計額を加算した額に、6月 に支給する場合には100分の 105を乗じて得た額の総額
 - (2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間

勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の47.5を乗じて得た額の総額

 $3 \sim 6$ (略)

附則

12 当分の間、別表第1の規定の適用については、同表に定める給料月額は、当該給料月額に、当該給料月額に100分の1.82を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)を加算した額とする。この場合における附則第18項及び附則第20項の規定の適用については、これらの規定中「その額に50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額」とあるのは、「その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額」とする。

勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の47.5、12月に支給する場合には100分の50を乗じて得た額の総額

 $3 \sim 6$ (略)

附則

12 当分の間、別表第1の規定の適用については、同表に定める給料月額及び基準給料月額(以下この項において「給料月額等」という。)は、当該給料月額等に、当該給料月額等に、当該給料月額等に100分の1.82を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)を加算した額とする。この場合における附則第18項及び附則第20項の規定の適用については、これらの規定中「その額に50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額」とあるのは、「その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額」とする。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1(第3条関係)

行政職給料表

職員の	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
区分	号給 🔪	給料月額								
定年前		円	円	円	円	円	円	円	円	円
再任用	1	162, 100	208,000	240,900	271,600	295, 400	323, 100	365, 500	410, 300	459, 900
短時間	2	163, 200	209, 700	242, 400	273, 200	297, 500	325, 300	368, 100	412,700	463, 000
勤務職	3	164, 400	211, 400	243, 800	274, 700	299, 500	327, 500	370, 500	415, 200	466,000
員以外	4	165, 500	212,900	245, 200	276, 300	301, 400	329, 500	372, 900	417,600	469,000
の職員	5	166, 600	214, 400	246, 400	277, 800	303, 200	331, 500	374, 800	419, 500	472,000
	6	167, 700	216, 200	248,000	279, 500	305, 000	333, 500	377, 300	421,600	475,000
	7	168, 800	217, 900	249, 500	281, 300	306,600	335, 400	379,600	423, 700	478,000
	8	169, 900	219,600	250, 900	283, 100	308, 200	337, 300	382, 100	425, 900	481, 100
	9	170, 900	221, 100	252,000	284, 800	309, 800	339, 200	384, 500	427,800	483, 800
	10	172, 300	222,600	253, 400	286, 700	312,000	341, 200	387, 100	429,900	486, 900

```
11 | 173,600 | 224,100 | 254,900 | 288,500 | 314,200 | 343,200 | 389,700 | 432,000 | 489,900
   174, 900
             225,600
                      256, 200
                                290, 300
                                         316, 200
                                                   345, 200
                                                             392, 300
                                                                      433, 900
                                                                                493,000
                                                                      435, 600
13
             226, 800
                      257, 500
                                292, 100
                                         318, 200
                                                   347,000
                                                             394, 600
                                                                                495, 700
   176, 100
             228, 200
                      258, 700
                                293, 700
                                                   349,000
                                                             396, 900
                                                                      437, 400
                                                                                498,000
14
   177, 600
                                          320, 200
             229,600
                      259, 900
                                295, 100
                                                   350, 900
                                                             399, 100
                                                                      439, 300
                                                                                500, 300
15
   179, 100
                                          322, 100
                                296, 500
                                                   352, 800
                                                                      441, 200
16
   180, 700
             231,000
                      261, 100
                                          324,000
                                                             401, 400
                                                                                502,600
                      262, 300
                                298,000
                                                             403, 200
17
   181, 800
             232, 400
                                          325, 900
                                                   354, 500
                                                                      443,000
                                                                                504,600
                                300,000
18
   183, 200
             234,000
                      263, 600
                                          327, 900
                                                   356, 500
                                                             405, 100
                                                                      444, 800
                                                                                506,000
                                302,000
19
   184,600
             235, 500
                       264, 900
                                          329,800
                                                   358, 300
                                                             407,000
                                                                      446,600
                                                                                507, 500
                                303, 800
20
   186,000
             236, 900
                       266, 200
                                          331, 700
                                                   360, 200
                                                             408, 800
                                                                      448, 300
                                                                                508,900
21
   187, 300
             238, 100
                       267, 600
                                305, 500
                                          333, 400
                                                   362, 100
                                                             410,600
                                                                      450, 100
                                                                                510, 100
                                                             412, 400
22
                      269, 100
                                307, 400
                                                   364,000
   189, 600
             239, 700
                                          335, 400
                                                                      451,600
                                                                                511,500
                      270, 700
                                309, 300
23
                                          337, 400
                                                   365, 900
                                                             414, 200
   191,800
             241, 200
                                                                      453,000
                                                                                513,000
                      272, 200
                                          339, 300
                                                   367, 800
                                                             416,000
24
   194,000
             242,600
                                311, 100
                                                                      454, 500
                                                                                514, 500
                                312, 800
                      273, 800
                                                             417, 600
25
   196, 200
             243,600
                                          340, 700
                                                   369, 700
                                                                      455, 900
                                                                                515,600
26
   197, 900
             245, 100
                      275, 500
                                314, 800
                                          342,600
                                                   371,600
                                                             419, 100
                                                                      457, 200
                                                                                516, 700
27
             246, 400
                      277, 100
                                316, 800
                                          344, 500
                                                   373, 500
                                                             420,600
                                                                      458, 500
                                                                                517,900
   199, 400
28
             247,600
                      278, 700
                                318, 700
                                          346, 400
                                                   375, 400
                                                             422, 100
                                                                      459, 700
   200, 900
                                                                                519, 100
29
                      280, 300
                                320, 400
                                                   376, 900
                                                             423, 600
                                                                      460, 700
   202, 400
             248, 700
                                          348,000
                                                                                520, 100
                                322, 400
                      281, 800
                                                   378, 700
                                                             424, 900
30
   203, 800
             249, 700
                                          349,900
                                                                      461, 400
                                                                                521,000
   205, 200
                      283, 300
                                324, 400
                                                             426, 200
                                                                      462, 200
31
             250,600
                                          351, 700
                                                   380, 500
                                                                                521,900
                      284, 800
                                326, 400
                                                             427, 400
                                                                      462, 900
             251, 500
                                          353, 500
                                                   382, 100
                                                                                522,800
32
   206, 600
                      285, 900
                                327,600
                                                             428, 600
             252, 400
                                          355, 300
                                                   383, 800
                                                                      463,600
33
   208,000
                                                                                523,600
                       287, 500
                                                             429, 900
             253, 300
                                329,600
                                          357, 100
                                                                      464, 400
34
   209, 300
                                                   385, 200
                                                                                524, 500
                                                             431, 200
                       289,000
                                331,500
                                                   386,600
                                                                      465, 100
   210,600
             254, 100
                                          358,800
                                                                                525, 200
35
                                                             432, 400
                       290, 500
                                333, 500
                                                                       465, 700
36
   211, 900
             254,900
                                          360, 500
                                                   388,000
                                                                                525,700
                                                             433,600
                       291, 900
                                335, 400
   213, 200
             255,600
                                          361,900
                                                   389, 400
                                                                       466, 200
37
                                                                                526, 400
                                337, 300
             256, 700
                       293, 500
                                          363, 200
                                                   390,600
                                                             434, 400
                                                                       466,800
                                                                                527,000
38
   214, 400
                       295, 100
                                                             435, 200
                                                                       467, 400
             257,900
                                339, 200
                                                   391,800
39
   215, 600
                                          364, 500
                                                                                527,800
                       296, 700
                                341, 100
                                                             436,000
40
   216, 700
             259,000
                                          365, 900
                                                   392,800
                                                                       468,000
                                                                                528, 400
                       298, 200
41
   217, 800
             260, 200
                                342,900
                                          367,000
                                                   393,900
                                                             436, 600
                                                                      468, 500
                                                                                528,900
                                                             437, 300
42
   218, 900
             261, 400
                       299, 800
                                344,800
                                          367, 900
                                                   395, 100
                                                                      469,000
                       301, 300
43
   219,900
             262, 500
                                346,600
                                          368, 900
                                                   396, 200
                                                             438,000
                                                                      469, 400
44
   220, 900
             263,600
                       302,800
                                348, 400
                                          370,000
                                                   397, 300
                                                             438, 700
                                                                      469,700
45
   221, 800
             264, 700
                       304, 400
                                349,900
                                          370,800
                                                   398,000
                                                             439, 500
                                                                      470,000
46
   222, 700
             265,800
                       306,000
                                351, 300
                                          371, 700
                                                   398, 700
                                                             440, 300
47
   223, 600
             266,900
                       307, 600
                                352, 700
                                          372,600
                                                   399, 400
                                                             440,700
48
   224, 500
             267, 900
                      309, 100
                                354, 200
                                          373, 400
                                                   400, 100
                                                             441, 400
                                                             441,900
49
   225, 400
             268, 900
                      310,000
                                355, 700
                                          374, 200
                                                   400,700
50
   226, 300
             269, 900
                      311, 500
                                356, 500
                                          375,000
                                                   401, 300
                                                             442, 300
51
             270,900
                      313,000
                                357, 500
                                          375, 800
                                                   401,800
                                                             442,700
   227, 200
52
   228, 100
             271,800
                      314,600
                                358, 500
                                          376, 500
                                                   402, 200
                                                             443, 100
53
   228, 900
             272, 700
                      316, 200
                                359, 400
                                          377, 200
                                                   402,600
                                                             443,500
54
             273,600
                      317, 800
                                360, 500
                                          377, 900
                                                   402, 900
                                                             443,900
   229, 800
55
   230, 700 274, 500
                      319, 300
                                361, 400
                                                             444, 300
                                          378,600
                                                   403, 200
                                362, 400
56
                                                             444,600
   231, 500 275, 400
                      320,800
                                          379, 300
                                                   403, 500
                      322, 200
                                363, 300
                                                             444,900
57
   231, 800 276, 300
                                          379,800
                                                   403,800
                                364,000
58
   232, 600 | 277, 200
                      323, 400
                                          380, 400
                                                   404, 100
                                                             445, 300
                                364, 700
59
   233, 300 278, 100
                      324, 500
                                          381,000
                                                   404, 400
                                                             445,600
             279,000
                      325, 600
                                365, 300
                                          381,700
60
   233, 900
                                                   404, 700
                                                             445, 900
                      326, 300
                                365, 700
61
   234, 500
             280,000
                                          382, 100
                                                   405,000
                                                             446, 200
                                366, 300
62
   235, 200
             281,000
                       327, 200
                                          382,800
                                                   405, 300
                                367,000
63
   235, 800
             281, 900
                       328,000
                                          383, 400
                                                   405,600
   236, 300
             282,800
                       328, 800
                                367, 700
                                          384,000
                                                   405,900
65
   236, 800
             283, 300
                       329,600
                                368,000
                                          384, 400
                                                   406, 200
   237, 300
             284,000
                       330,000
                                368, 700
                                          385,000
                                                   406,500
             284, 700
                       330,600
                                369, 400
                                          385,600
                                                   406,800
67
   237, 800
                                370,000
                       331, 300
                                          386, 200
68
   238, 400
             285, 600
                                                   407, 100
                                370, 300
                      332, 100
                                          386,600
69
   238, 900
             286,600
                                                   407, 300
                                                   407,600
70
   239, 400
             287, 400
                      332, 800
                                370,900
                                          387, 100
   239, 900 288, 200
                      333, 500 371, 600
                                          387, 600 407, 900
   240, 400 | 289, 000 | 334, 100 | 372, 200 | 388, 200 | 408, 100
```

	79	940 000	200 700	امر مرما	279 500	عوم حمما	400 200	l	I	I	ı
	73 74			334, 600 335, 200							
	75			335, 700							
	76		1	336, 300							
	77	242, 800		336, 600	374, 800	390, 000	409, 300				
	78 70	243, 300	1	337, 100	375, 300	390, 300					
	79 80		1	337, 500 337, 900	375, 900 376, 400	390, 600 390, 800					
	81	244, 700	I	338, 300							
	82	245, 200		338, 800	377, 500	391, 300					
	83			339, 300		391, 600					
	84 85		1	339, 800							
	86		I	340, 100 340, 500		392, 000 392, 300					
	87	247, 200		341, 000	379, 600	392, 600					
	88	247,600	294, 100	341, 400	380, 000	392, 800					
	89			341, 700	380, 400	393, 000					
	90 91	248, 500 248, 800		342, 100 342, 600	380, 900 381, 300	393, 300 393, 600					
	92		- 1	342, 000	381, 700	393, 800					
	93		1	343, 200		394, 000					
	94		295, 900	343, 600	382, 500						
	95 oc		296, 200	344, 100	382, 900						
	96 97		296, 600 296, 800	344, 500 344, 700	383, 300 383, 600						
	98		297, 100	345, 100	384, 100						
	99		297, 500	345, 500							
	100		297, 900	345, 800							
	101 102		298, 100	346, 100	385, 200						
	102		298, 400 298, 800	346, 500 346, 900							
	104		299, 100	347, 300							
	105		299, 300	347, 800							
	106		299, 600	348, 200							
	107 108		300, 000 300, 300	348, 600 349, 000							
	109		300, 500	349, 500							
	110		300, 900	349, 900							
	111		301, 300								
	112 113		301, 600 301, 800	350, 500 351, 000							
	113		301, 800	551,000							
	115		302, 300								
	116		302, 700								
	117 118		302, 900								
	110		303, 100 303, 400								
	120		303, 700								
	121		304, 100								
	122		304, 300								
	123 124		304, 600 304, 900								
	125		304, 900								
定年前		基準給料		基準給料	基準給料	基準給料	基準給料	基準給料	基準給料	基準給料	1
再任用		月額	月額	月額	月額	月額	月額	月額	月額	月額	
短時間勤務職		円	円	円	円	円	円	円	円	円	J
勤 務 臧 員		188, 700	216, 200	256, 200	275, 600	290, 700	316, 200	358, 000	391, 200	442, 400)
~			,		, 000	,,,,	, 200	220,000		, 100	1

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

別表第2 (第3条関係)

医療職給料表

安中前 再任用 1 264、700 346、600 406、900 474、700 568、100 短時間 2 267、200 349、600 406、900 474、700 571、200 勤務職 3 269、600 352、400 412、100 479、200 574、400 動務職 3 269、600 352、400 412、100 479、200 574、300 最別 4 272、900 357、300 414、700 481、500 577、400 の職員 6 277、600 360、800 419、100 485、800 582、700 7 281、100 363、800 420、900 488、900 588、700 9 288、100 368、700 424、600 491、900 587、500 9 288、100 368、700 424、600 491、900 587、500 11 291、600 371、200 427、300 494、900 587、500 9 288、100 368、700 424、600 491、900 587、500 11 295、700 376、400 432、200 498、200 594、200 11 295、200 376、400 432、200 498、200 594、200 11 306、100 382、500 436、900 502、200 596、800 15 310,000 385、500 445、400 500、300 595、700 14 306、100 382、500 445、200 504、400 598、800 17 317、200 391、800 445、200 504、400 598、800 17 317、200 391、800 445、200 514、100 603、000 22 337、700 399、300 445、200 514、100 603、000 22 333 38,400 405、500 455、600 519、500 22 335、400 403,900 450,900 524、700 22 335,000 403,900 450,900 524,000 32 338,400 405.500 455,600 519、500 26 347、500 411、000 462、100 524、700 27 350,000 413、100 462、100 524、700 27 350,000 413、100 464、600 528、300 30 356、100 419、300 477、100 524、700 27 350,000 413、100 464、600 522、900 266 347、500 411、000 462、100 524、700 27 350,000 413、100 464、600 528、300 33 366、100 419、300 477、100 536,900 33 366,100 419、300 470,000 533,300 33 366,100 419、300 470,000 533,300 33 366,100 419、300 470,000 533,300 33 366,100 419、300 470,000 533,300 33 366,100 419、300 470,000 533,300 33 361,00 419,300 470,000 543,300 33 366,100 419,300 470,000 543,300 33 369,700 431,500 488,900 544,000 447,400 376,900 431,500 488,900 544,000 442,400 497,500 551,000 443,300 444,000 498,900 552,000 443,300 444,000 498,900 545,000 443,300 444,000 498,900 546,000 447,400 498,900 546,000 447,400 498,900 546,000 447,400 498,900 546,000 447,400 498,900 548,300 441,400 498,900 546,000 444,400 497,500 551,000 443,300 444,400 497,500 551,000 443,300 444,400 497,500 551,000 443,300 444,400 497,500 551,000 443,300 444,400 497,500 551,000 443,300 444,400 497,500 551,000 443,300 444,400 497,500 551,000 444,400 4	職員	の	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
度年前 月 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	H		号給 \					
再任用 1 284,700 346,600 406,900 474,700 568,100 短時間 数務職 3 269,600 352,400 412,100 479,200 574,300 の職員 277,600 355,300 414,700 481,500 5774,300 627,600 360,800 411,100 483,700 580,300 8284,500 366,800 419,100 485,800 582,700 8281,100 363,800 420,900 488,000 587,500 9288,100 368,700 424,600 491,900 587,500 10 291,600 371,200 427,300 494,000 591,200 11 295,200 373,900 429,800 496,100 592,700 14 306,100 382,500 436,900 502,200 596,800 15 310,000 388,500 434,000 508,300 16 313,600 388,500 436,900 502,200 596,800 17 317,200 391,800 443,000 508,300 600,000 18 320,700 394,400 445,200 510,300 600,000 19 324,200 396,800 447,400 508,300 600,000 19 324,200 396,800 447,400 508,300 600,000 19 324,200 396,800 447,400 512,300 602,000 21 331,300 401,900 450,900 515,900 604,000 22 335,000 403,900 502,200 596,800 22 335,000 403,900 502,200 596,800 22 335,000 403,900 503,000 508,300 600,000 19 324,200 396,800 447,400 512,300 602,000 22 335,000 403,900 453,300 517,700 23 338,400 405,500 455,600 519,500 22 335,000 403,900 453,300 517,700 23 338,400 405,500 455,600 519,500 22 335,000 408,800 459,800 522,900 266 347,500 411,000 662,100 524,700 27 350,000 419,000 462,100 524,700 27 350,000 419,300 479,200 533,500 33 366,100 419,300 479,000 531,700 31 357,800 424,500 477,000 528,300 32 359,600 422,600 475,300 529,900 33 356,100 419,300 479,000 531,700 38 371,900 433,500 488,900 546,700 443,800 444,500 477,100 566,500 443,300 374,000 437,400 437,000 538,000 443,300 542,100 343,300 343,66,700 444,500 477,100 566,500 445,300 39 374,000 433,500 488,900 546,700 447,900 551,000 443,300 344,000 449,500 571,000 588,000 444,000 499,500 555,100 443,300 444,000 499,500 556,100 443,300 344,600 447,500 500,600 556,100 443,300 363,600 444,000 499,500 556,100 443,300 363,600 444,000 499,500 556,100 443,300 360 367,800 444,600 499,500 556,100 443,300 360 360,000 444,000 499,500 556,100 443,300 360 360,000 444,000 499,500 556,000 445,800 451,800 500,500 560,900 560,900 560,900 560,900 560,900 560,900 560,900 560,900 560,900 560,900 560,900 560,900 560,9		計						
短時間 3 269,600 352,400 409,600 477,000 571,200 勤務職員 2 267,200 349,600 412,100 479,200 574,300 の職員 5 274,100 357,800 417,100 481,500 577,400 の職員 6 277,600 360,800 419,100 483,700 582,700 8281,100 363,800 420,900 488,000 585,100 8 284,500 366,600 422,800 490,000 587,500 9 288,100 368,700 424,600 491,900 589,700 10 291,600 371,200 427,300 494,000 591,200 11 295,200 373,900 429,800 496,100 592,700 12 298,700 376,400 432,200 488,200 594,200 13 302,200 379,100 434,400 500,300 597,700 14 306,100 382,500 436,900 502,200 596,800 15 310,000 385,500 438,900 504,300 597,900 16 313,600 388,800 441,000 506,400 598,800 17 317,200 391,800 443,000 508,300 601,000 19 324,200 396,800 447,400 512,300 602,000 20 327,700 399,300 449,500 514,100 603,000 21 331,300 401,900 450,900 514,100 602,000 22 335,000 403,900 455,600 519,500 24 341,700 407,100 457,800 521,300 604,000 22 335,000 403,900 455,600 519,500 26 347,500 411,000 462,100 524,700 27 350,000 413,100 464,300 524,700 27 350,000 413,100 464,300 524,700 27 350,000 413,100 464,300 524,700 27 350,000 413,100 464,300 524,700 27 350,000 413,100 464,300 524,700 27 350,000 413,100 464,300 524,700 27 350,000 413,100 464,300 524,700 27 350,000 413,100 466,600 528,300 29 354,400 417,200 466,700 529,900 30 356,800 422,600 475,300 531,700 31 357,800 429,900 473,200 533,500 32 359,600 422,600 475,300 535,300 33 361,500 422,600 475,300 535,300 33 361,500 422,600 475,300 535,300 33 361,500 437,900 433,500 487,000 545,500 443,300 540,400 443,300 540,400 443,300 540,400 443,300 540,400 443,300 444,400 544,400 545,500 546,700 383,371,900 433,500 487,100 546,700 551,300 436,800 447,800 449,900 551,300 555,100 443,800 447,800 499,900 555,100 443,800 449,900 555,100 443,800 449,900 555,100 443,800 449,900 555,100 443,800 449,900 555,100 443,800 449,900 555,100 443,800 449,900 555,100 443,800 449,900 555,100 443,800 449,900 555,100 443,800 444,900 497,500 555,100 443,800 444,900 690,500 555,100 443,800 447,800 500,600 556,100 553,800 465,200 500,500 556,000 555,100 553,800 461,000 511,800 565,500	1		1					
勤務職員 3 269,600 352,400 412,100 479,200 574,300 長以外 4 272,000 357,800 414,700 481,500 577,400 の職員 5 274,100 357,800 411,100 485,800 582,700 7 281,100 363,800 420,900 488,000 587,500 9 288,100 366,600 422,800 490,000 587,500 10 291,600 371,200 427,300 494,000 591,200 11 295,200 373,900 429,800 496,000 591,200 12 298,700 376,400 432,200 498,200 594,200 15 310,000 385,500 436,900 502,200 596,800 16 313,600 382,500 436,900 504,300 595,700 16 313,200 391,800 441,000 506,400 598,800 17 317,200 391,800 443,000 508,300 600,000 18 320,700 394,400 445,200 510,300 600,000 19 324,200 396,800 447,400 512,300 602,000 22 335,000 403,900 453,300 517,700 23 338,400 405,500 455,600 517,700 23 341,700 407,100 457,800 522,900 26 347,500 413,100 464,300 522,900 26 347,500 413,100 464,300 522,900 26 347,500 413,100 468,700 522,900 26 347,500 413,100 468,700 522,900 26 347,500 413,100 468,700 522,900 26 347,500 413,100 468,700 528,300 429 356,800 447,400 517,700 27 350,000 413,100 464,300 526,500 28 352,300 415,100 466,600 528,300 30 366,100 419,300 470,900 513,700 313 357,800 422,600 475,300 533,500 32 359,600 422,600 475,300 533,500 33 361,500 422,600 475,300 533,500 33 361,500 422,600 475,300 535,500 33 361,500 422,600 475,300 535,500 33 361,500 422,600 475,300 535,500 33 361,500 424,600 477,100 536,900 413,700 313 357,800 422,600 475,300 533,500 33 361,500 424,500 477,100 536,900 413,700 313 357,800 422,600 475,300 533,500 33 361,500 433,500 487,000 538,300 442,400 495,900 555,600 443,800 499,900 555,000 443,800 499,900 555,000 443,800 499,900 555,000 441 378,000 433,500 487,000 538,300 442,400 495,900 555,000 443,800 444,200 497,900 538,300 442,400 497,900 538,300 442,400 497,900 538,300 442,400 497,900 538,300 442,400 497,900 555,600 443,800 444,200 497,900 555,600 443,800 444,200 497,900 555,600 443,800,00 444,200 497,900 555,100 443,800,00 444,200 497,900 555,100 443,800,00 444,200 497,900 555,100 45,300 447,800 500,600 556,100 45,300 460,00 462,200 513,100 564,400 566,400 556,500 556,900 555,100 560,900 560,900 560,900 560,	1			l	1			
(日) 以外 5 274,100 355,300 414,700 481,500 577,400 の職員 5 274,100 357,800 417,100 483,700 580,300 6277,600 360,800 411,100 483,700 580,300 72 281,100 363,800 420,900 488,000 585,100 8 284,500 366,600 422,800 490,000 587,500 92 288,100 368,700 427,300 494,000 591,200 11 295,200 373,900 429,800 496,100 592,700 12 298,700 376,400 432,200 498,200 594,200 13 302,200 379,100 434,400 500,300 595,700 14 306,100 382,500 436,900 502,200 596,800 15 310,000 385,500 436,900 502,200 596,800 16 313,600 388,800 441,000 506,400 597,900 19 324,200 396,800 447,400 512,300 600,000 19 324,200 396,800 447,400 512,300 601,000 22 335,000 403,900 453,300 517,700 23 338,400 405,500 455,600 519,500 24 341,700 407,100 457,800 521,300 604,000 25 345,000 403,900 453,300 517,700 26 345,000 408,800 459,800 522,900 26 347,500 411,100 462,100 524,700 27 350,000 413,100 462,100 524,700 32 359,600 413,100 462,100 524,700 32 359,600 413,100 462,100 524,700 32 359,600 422,600 475,300 529,900 30 356,100 419,300 477,200 535,300 317,00 31 357,800 422,600 475,300 535,300 317,00 31 357,800 422,600 475,200 535,300 32 359,600 422,600 475,200 535,300 32 359,600 422,600 475,200 535,300 33 361,500 424,500 477,100 536,900 34 363,700 433,500 477,100 536,900 34 363,700 433,500 477,100 536,900 34 363,700 424,500 477,100 536,900 34 363,700 424,500 477,100 536,900 34 363,700 424,500 477,100 536,900 34 363,700 433,500 437,200 533,500 32 359,600 422,600 475,300 535,300 32 359,600 422,600 475,300 535,300 341,300 340,400 435,300 542,100 37 369,700 431,500 485,400 543,700 343,700 437,900 438,300 542,100 37 369,700 431,500 485,400 543,700 343,300 374,000 437,200 490,700 555,100 44 380,900 446,000 498,900 555,100 44 380,900 447,800 491,900 555,100 44 380,900 444,900 499,900 555,100 44 380,900 447,900 499,900 555,100 48 380,900 447,900 499,900 555,100 48 380,900 447,900 499,900 555,100 48 381,900 447,900 500,600 556,100 49 385,600 452,800 505,600 559,100 50 386,400 454,500 506,900 560,900 555,500 559,100 50 386,400 454,500 506,500 559,100 50 560,500 555,500 559,900 650,0					1			
の職員			i					
6 277, 600 360, 800 419, 100 485, 800 582, 700 7 281, 100 363, 800 420, 900 488, 800 585, 100 8 284, 500 366, 600 422, 800 490, 900 587, 500 9 288, 100 368, 700 424, 600 491, 900 587, 500 10 291, 600 371, 200 427, 300 494, 900 591, 200 11 295, 200 373, 900 429, 800 496, 100 591, 200 12 298, 700 376, 400 432, 200 498, 200 594, 200 13 302, 200 379, 100 434, 400 500, 300 595, 700 14 306, 100 382, 500 436, 900 502, 200 596, 800 15 310, 900 388, 500 436, 900 504, 300 595, 800 16 313, 600 388, 800 441, 900 506, 400 598, 800 17 317, 200 391, 800 443, 900 504, 300 597, 800 18 320, 700 394, 400 445, 200 510, 300 601, 900 19 324, 200 396, 800 447, 400 512, 300 602, 900 20 327, 700 399, 300 449, 500 514, 100 603, 900 21 331, 300 401, 900 450, 900 515, 900 604, 900 22 3355, 900 403, 900 455, 600 519, 500 24 341, 700 407, 100 457, 800 521, 300 25 345, 900 408, 800 459, 800 522, 900 26 347, 500 411, 900 462, 100 524, 700 27 350, 900 413, 100 464, 300 524, 700 28 352, 300 415, 100 466, 600 528, 300 29 354, 400 417, 200 468, 700 529, 900 30 356, 100 419, 300 470, 900 531, 700 31 357, 800 420, 900 473, 200 533, 500 32 359, 600 422, 600 475, 300 533, 500 33 361, 500 424, 500 477, 100 536, 900 34 363, 700 426, 900 473, 200 533, 500 34 363, 700 426, 900 479, 200 538, 700 35 365, 800 427, 800 481, 300 540, 400 36 367, 800 427, 800 481, 300 544, 400 37 369, 700 431, 500 485, 400 543, 700 38 371, 900 433, 500 487, 100 548, 300 40 376, 900 437, 200 490, 700 548, 300 41 378, 900 437, 200 490, 700 548, 300 42 378, 700 447, 900 490, 900 555, 100 43 380, 900 446, 900 499, 900 555, 100 44 380, 900 446, 900 499, 900 555, 100 45 380, 900 446, 900 690, 506, 900 55 387, 700 457, 900 509, 500 560, 900 51 387, 200 456, 200 508, 200 560, 900 52 387, 700 457, 900 509, 500 560, 900 55 389, 900 462, 200 513, 100 564, 400					1			
7 281, 100 363, 800 420, 900 488, 000 585, 100 8 284, 500 368, 700 424, 600 491, 900 587, 500 9 288, 100 368, 700 424, 600 491, 900 589, 700 10 291, 600 371, 200 427, 300 494, 000 591, 200 111 295, 200 373, 900 429, 800 496, 100 592, 700 12 298, 700 376, 400 432, 200 498, 200 594, 200 13 302, 200 379, 100 434, 400 500, 300 595, 700 144 306, 100 382, 500 436, 900 502, 200 596, 800 15 310, 000 385, 500 436, 900 502, 200 596, 800 16 313, 600 388, 800 441, 000 506, 400 598, 800 17 317, 200 391, 800 441, 000 508, 300 600, 000 18 320, 700 394, 400 445, 200 510, 300 601, 000 20 327, 700 399, 300 449, 500 514, 100 603, 000 21 331, 300 401, 900 450, 900 515, 900 604, 000 22 335, 000 403, 900 455, 300 514, 100 603, 000 22 3338, 400 405, 500 455, 600 519, 500 24 341, 700 407, 100 457, 800 521, 300 27 350, 000 413, 100 462, 100 524, 700 27 350, 000 413, 100 466, 600 528, 300 28 352, 300 415, 100 466, 600 528, 300 33 361, 500 424, 500 477, 100 536, 500 531, 700 30 356, 100 419, 300 470, 900 531, 700 31 357, 800 420, 900 473, 200 533, 500 32 359, 600 424, 600 475, 300 535, 300 361, 300 361, 300 361, 300 424, 500 477, 100 536, 900 376, 900 431, 500 447, 400 531, 700 376, 900 431, 500 485, 400 543, 700 376, 900 431, 500 485, 400 543, 700 376, 900 431, 500 485, 400 543, 700 376, 900 431, 500 485, 400 543, 700 376, 900 431, 500 485, 400 543, 700 376, 900 431, 500 485, 400 543, 700 376, 900 431, 500 485, 400 543, 700 376, 900 431, 500 485, 400 543, 700 376, 900 437, 200 499, 900 555, 100 443, 800 499, 900 555, 100 443, 800 499, 900 555, 100 443, 800 499, 900 555, 100 443, 800 499, 900 555, 100 480, 800 451, 200 504, 100 558, 100 499, 885, 600 452, 800 505, 600 556, 100 479, 885, 600 452, 800 505, 600 556, 100 479, 885, 600 452, 800 505, 600 556, 100 553, 800 555, 800 454, 800 454, 800 500, 600 556, 100 553, 800 555, 800 556, 800 556, 800 556, 800 555, 100 553, 800 555, 800 556, 800 555, 100 553, 800 555, 800 556, 800 556, 800 556, 800 556, 800 556, 800 556, 800 556, 800 556, 800 556, 800 556, 800 556, 800 556, 800 556, 800 556, 8	の職	貝						
8 284, 500 366, 600 422, 800 490, 000 587, 500 9 288, 100 368, 700 424, 600 491, 900 589, 700 10 291, 600 371, 200 427, 300 494, 000 591, 200 11 295, 200 373, 900 429, 800 496, 100 592, 700 12 298, 700 376, 400 432, 200 498, 200 594, 200 13 302, 200 379, 100 434, 400 500, 300 597, 900 14 306, 100 382, 500 438, 900 504, 300 598, 800 15 310, 000 388, 800 441, 000 506, 400 598, 800 17 317, 200 391, 800 443, 000 508, 300 600, 000 18 320, 700 394, 400 445, 200 510, 300 601, 000 19 324, 200 396, 800 447, 400 512, 300 602, 000 20 327, 700 399, 300 449, 500 514, 100 603, 00 21 331, 300 401, 900 455, 800 514, 100 6063, 500 <								
9 288, 100 368, 700 424, 600 491, 900 589, 700 10 291, 600 371, 200 427, 300 494, 000 591, 200 111 295, 200 373, 900 429, 800 496, 100 592, 700 12 298, 700 376, 400 432, 200 498, 200 594, 200 13 302, 200 379, 100 434, 400 500, 300 595, 700 14 306, 100 382, 500 438, 900 502, 200 596, 800 15 310, 000 385, 500 438, 900 504, 300 597, 900 16 313, 600 388, 800 441, 000 506, 400 598, 800 17 317, 200 391, 800 443, 000 508, 300 600, 000 18 320, 700 394, 400 445, 200 510, 300 601, 000 19 324, 200 396, 800 447, 400 512, 300 602, 000 20 327, 700 399, 300 449, 500 514, 100 603, 000 21 331, 300 401, 900 450, 900 515, 900 604, 000 22 335, 000 403, 900 453, 300 517, 700 23 338, 400 405, 500 455, 600 519, 500 24 341, 700 407, 100 457, 800 521, 300 25 345, 000 408, 800 459, 800 522, 900 26 347, 500 411, 000 466, 100 524, 700 27 350, 000 413, 100 464, 300 526, 500 28 352, 300 415, 100 468, 700 529, 900 30 356, 100 419, 300 479, 900 533, 500 31 357, 800 420, 900 473, 200 533, 500 32 359, 600 422, 600 475, 300 535, 300 33 361, 500 426, 000 479, 200 533, 500 34 363, 700 426, 000 479, 200 533, 500 35 365, 800 427, 800 481, 300 540, 400 36 367, 800 429, 600 483, 300 542, 100 37 369, 700 431, 500 485, 400 543, 700 38 371, 900 433, 500 488, 900 546, 700 40 376, 000 437, 200 490, 700 548, 300 41 378, 000 435, 300 488, 900 555, 100 43 379, 300 442, 400 495, 900 555, 100 44 380, 000 444, 200 497, 500 553, 900 45 380, 900 446, 000 498, 900 555, 100 46 382, 200 447, 800 500, 600 556, 100 47 383, 500 449, 500 502, 400 557, 100 48 384, 800 451, 200 504, 100 558, 100 49 385, 600 454, 500 506, 600 556, 100 50 386, 400 454, 500 506, 600 556, 100 50 386, 400 454, 500 506, 600 560, 900 51 387, 200 456, 200 508, 200 560, 900 52 387, 700 456, 200 513, 100 564, 400 56 489, 300, 000 660, 000 51 387, 200 466, 200 513, 100 564, 400								
10 291, 600 371, 200 427, 300 494, 000 591, 200 373, 900 429, 800 496, 100 592, 700 376, 400 342, 200 498, 200 594, 200 13 302, 200 379, 100 434, 400 500, 300 595, 700 380, 500 438, 900 502, 200 596, 800 411, 000 306, 400 508, 800 411, 000 506, 400 598, 800 411, 000 506, 400 598, 800 413, 200 310, 200 394, 400 445, 200 510, 300 601, 000 400, 400, 400, 400, 400, 400, 4			i					
11 295, 200 373, 900 429, 800 496, 100 592, 700 12 298, 700 376, 400 432, 200 498, 200 594, 200 13 302, 200 379, 100 434, 400 500, 300 595, 700 14 306, 100 382, 500 436, 900 502, 200 596, 800 15 310, 000 388, 800 441, 000 506, 400 598, 800 17 317, 200 391, 800 443, 000 508, 300 600, 000 18 320, 700 394, 400 445, 200 510, 300 601, 000 19 324, 200 396, 800 447, 400 512, 300 602, 000 20 327, 700 399, 300 449, 500 514, 100 603, 000 21 331, 300 401, 900 450, 900 515, 900 604, 000 23 338, 400 405, 500 455, 600 519, 500 604, 000 24 341, 700 407, 100 457, 800 521, 300 604, 000 25 345, 000 413, 100 466, 600 528, 300 22, 900					i .			
12 298, 700 376, 400 432, 200 498, 200 594, 200 13 302, 200 379, 100 434, 400 500, 300 595, 700 14 306, 100 382, 500 436, 900 502, 200 596, 800 15 310, 000 385, 500 438, 900 504, 300 597, 900 16 313, 600 388, 800 441, 000 506, 400 598, 800 17 317, 200 391, 800 443, 000 508, 300 600, 000 18 320, 700 394, 400 445, 200 510, 300 601, 000 19 324, 200 396, 800 447, 400 512, 300 602, 000 20 327, 700 399, 300 449, 500 514, 100 603, 000 21 331, 300 401, 900 450, 900 515, 900 604, 000 22 335, 000 403, 900 453, 300 517, 700 23 338, 400 405, 500 455, 600 519, 500 24 341, 700 407, 100 457, 800 521, 300 25 345, 000 408, 800 459, 800 522, 900 26 347, 500 411, 000 462, 100 524, 700 27 350, 000 413, 100 464, 300 526, 500 28 352, 300 415, 100 466, 600 528, 300 29 354, 400 417, 200 468, 700 529, 900 30 356, 100 419, 300 470, 900 531, 700 31 357, 800 420, 900 473, 200 533, 500 32 359, 600 422, 600 475, 300 535, 300 33 361, 500 424, 500 477, 100 536, 900 34 363, 700 426, 000 479, 200 538, 700 35 365, 800 427, 800 481, 300 540, 400 36 367, 800 429, 600 483, 300 542, 100 37 369, 700 431, 500 485, 400 543, 700 38 371, 900 433, 500 487, 100 546, 300 40 376, 000 437, 200 490, 700 548, 300 41 378, 000 437, 200 490, 700 548, 300 42 378, 700 440, 700 494, 100 551, 200 43 379, 300 442, 400 497, 500 553, 900 45 380, 900 442, 400 497, 500 553, 900 46 382, 200 447, 800 500, 600 555, 100 48 384, 800 444, 200 497, 500 555, 100 48 384, 800 444, 200 497, 500 555, 100 48 384, 800 451, 200 504, 100 556, 100 49 385, 600 452, 800 505, 600 559, 100 50 386, 400 454, 500 508, 200 560, 900 51 387, 200 456, 200 508, 200 560, 900 52 387, 700 457, 900 509, 500 561, 800 53 388, 500 452, 900 511, 800 563, 500 55 390, 000 462, 200 513, 100 564, 400			i					
13 302, 200 379, 100 434, 400 500, 300 595, 700 14 306, 100 382, 500 436, 900 502, 200 596, 800 15 310, 000 385, 500 438, 900 504, 300 597, 900 16 313, 600 388, 800 441, 000 506, 400 598, 800 17 317, 200 391, 800 443, 000 508, 300 600, 000 18 320, 700 394, 400 445, 200 510, 300 601, 000 20 327, 700 399, 300 447, 400 512, 300 602, 000 21 331, 300 401, 900 450, 900 515, 900 604, 000 22 335, 500 403, 900 453, 300 517, 700 23 341, 700 407, 100 457, 800 521, 300 25 345, 000 408, 800 459, 800 522, 900 26 347, 500 411, 000 462, 100 524, 700 27 350, 000 413, 100 464, 300 526, 500 28 352, 300 417, 200 468, 700 529,								
14 306, 100 382, 500 436, 900 502, 200 596, 800 15 310, 000 385, 500 438, 900 504, 300 597, 900 16 313, 600 388, 800 441, 000 506, 400 598, 800 17 317, 200 391, 800 443, 000 508, 300 600, 000 18 320, 700 394, 400 445, 200 510, 300 601, 000 19 324, 200 396, 800 447, 400 512, 300 602, 000 20 327, 700 399, 300 449, 500 514, 100 603, 000 21 331, 300 401, 900 450, 900 515, 900 604, 900 23 338, 400 405, 500 455, 600 519, 500 604, 900 24 341, 700 407, 100 457, 800 521, 300 253, 450, 900 441, 100 462, 100 524, 700 27 350, 000 413, 100 462, 100 524, 700 521, 300 526, 500 28 352, 300 415, 100 466, 600 528, 300 529, 900 30 356, 100 <th></th> <th></th> <th></th> <th></th> <th>1</th> <th></th> <th></th> <th></th>					1			
15 310,000 385,500 438,900 504,300 597,900 16 313,600 388,800 441,000 506,400 598,800 17 317,200 391,800 443,000 508,300 600,000 18 320,700 394,400 445,200 510,300 601,000 19 324,200 396,800 447,400 512,300 602,000 20 327,700 399,300 449,500 514,100 603,000 21 331,300 401,900 450,900 515,900 604,000 22 335,000 403,900 453,300 517,700 23 338,400 405,500 455,600 519,500 24 341,700 407,100 457,800 521,300 25 345,000 408,800 459,800 522,900 26 347,500 411,000 462,100 524,700 27 350,000 413,100 466,600 528,300 29 354,400 417,200 468,700 529,900 30 356,100 419,300			l .					
16 313, 600 388, 800 441, 000 506, 400 598, 800 17 317, 200 391, 800 443, 000 508, 300 600, 000 18 320, 700 394, 400 445, 200 510, 300 601, 000 19 324, 200 396, 800 447, 400 512, 300 602, 000 20 327, 700 399, 300 449, 500 514, 100 603, 000 21 331, 300 401, 900 450, 900 515, 900 604, 000 22 335, 000 403, 900 453, 300 517, 700 518, 500 519, 500 24 341, 700 407, 100 457, 800 521, 300 524, 700 523, 300 517, 700 536, 500 524, 700 526, 500 524, 700 526, 500 524, 700 526, 500 528, 300 522, 900 531, 700 535, 500 528, 300 522, 900 531, 700 533, 500 531, 700 533, 500 533, 500 529, 900 531, 700 533, 500 533, 500 533, 500 529, 900 531, 700 536, 900 544, 500 477, 100 536, 900 531, 700 </th <th></th> <th></th> <th></th> <th></th> <th></th> <th></th> <th></th> <th></th>								
17 317, 200 391, 800 443, 000 508, 300 600, 000 18 320, 700 394, 400 445, 200 510, 300 601, 000 19 324, 200 396, 800 447, 400 512, 300 602, 000 20 327, 700 399, 300 449, 500 514, 100 603, 000 21 331, 300 401, 900 450, 900 515, 900 604, 000 22 335, 000 403, 900 453, 300 517, 700 23 338, 400 405, 500 455, 600 519, 500 24 341, 700 407, 100 457, 800 521, 300 25 345, 000 408, 800 459, 800 522, 900 26 347, 500 411, 000 462, 100 524, 700 27 350, 000 413, 100 466, 600 528, 300 29 354, 400 417, 200 468, 700 529, 900 30 356, 100 419, 300 470, 900 531, 700 31 357, 800 422, 600 475, 300 536, 900 34 363, 700								I
18 320, 700 394, 400 445, 200 510, 300 601, 000 19 324, 200 396, 800 447, 400 512, 300 602, 000 20 327, 700 399, 300 449, 500 514, 100 603, 000 21 331, 300 401, 900 453, 300 517, 700 23 338, 400 405, 500 455, 600 519, 500 24 341, 700 407, 100 457, 800 521, 300 25 345, 000 408, 800 459, 800 522, 900 26 347, 500 411, 000 462, 100 524, 700 27 350, 000 413, 100 464, 300 526, 500 28 352, 300 415, 100 466, 600 528, 300 29 354, 400 417, 200 468, 700 529, 900 30 356, 100 419, 300 470, 900 531, 700 31 357, 800 422, 600 475, 300 535, 300 32 359, 600 422, 600 477, 200 538, 700 34 363, 700 426, 000 487, 300				1	1			
19 324, 200 396, 800 447, 400 512, 300 602, 000 20 327, 700 399, 300 449, 500 514, 100 603, 000 21 331, 300 401, 900 450, 900 515, 900 604, 000 22 335, 000 403, 900 455, 600 519, 500 24 341, 700 407, 100 457, 800 521, 300 25 345, 000 408, 800 459, 800 522, 900 26 347, 500 411, 000 462, 100 524, 700 27 350, 000 413, 100 464, 300 526, 500 28 352, 300 415, 100 466, 600 528, 300 29 354, 400 417, 200 468, 700 529, 900 30 356, 100 419, 300 470, 900 531, 700 31 357, 800 420, 900 473, 200 533, 500 32 359, 600 422, 600 475, 300 535, 300 33 361, 500 424, 500 477, 100 536, 900 34 363, 700 426, 000 479, 200 538, 700 35 365, 800 427, 800 481, 300 540, 400 36 367, 800 429, 600 483, 300 542, 100 37 369, 700 431, 500 485, 400 543, 700 38 371, 900 433, 500 487, 100 545, 300 40 376, 000 437, 200 488, 900 546, 700 40 376, 000 437, 200 490, 700 548, 300 41 378, 000 439, 000 492, 300 549, 800 42 378, 700 440, 700 494, 100 551, 200 43 379, 300 442, 400 495, 900 552, 600 44 380, 000 444, 200 497, 500 553, 900 45 380, 900 446, 000 498, 900 555, 100 46 382, 200 447, 800 502, 400 557, 100 47 383, 500 449, 500 502, 400 557, 100 48 384, 800 451, 200 504, 100 558, 100 50 386, 400 454, 500 506, 900 560, 000 51 387, 200 459, 800 510, 500 560, 900 52 387, 700 457, 900 509, 500 561, 800 53 388, 500 459, 800 510, 500 562, 600 54 389, 300 461, 000 511, 800 563, 500 55 390, 000 462, 200 513, 100 564, 400								
20 327, 700 399, 300 449, 500 514, 100 603, 000 21 331, 300 401, 900 450, 900 515, 900 604, 000 22 335, 000 403, 900 455, 600 519, 500 23 338, 400 405, 500 455, 600 519, 500 24 341, 700 407, 100 457, 800 521, 300 25 345, 000 408, 800 459, 800 522, 900 26 347, 500 411, 000 462, 100 524, 700 27 350, 000 413, 100 464, 300 526, 500 28 352, 300 415, 100 468, 700 529, 900 30 356, 100 419, 300 470, 900 531, 700 31 357, 800 420, 900 473, 200 533, 500 32 359, 600 422, 600 475, 300 535, 300 33 361, 500 424, 500 477, 100 536, 900 34 363, 700 426, 000 479, 200 538, 700 35 365, 800 427, 800 481, 300 540, 400 36 367, 800 429, 600 483, 300 542, 100 37 369, 700 431, 500 485, 400 543, 700 38 371, 900 433, 500 487, 100 545, 300 39 374, 000 435, 300 488, 900 546, 700 40 376, 000 437, 200 490, 700 548, 300 41 378, 000 439, 000 492, 300 549, 800 42 378, 700 440, 700 494, 100 551, 200 43 379, 300 442, 400 495, 900 552, 600 44 380, 000 444, 200 497, 500 553, 900 45 380, 900 446, 000 498, 900 555, 100 46 382, 200 447, 800 502, 400 557, 100 48 384, 800 451, 200 504, 100 558, 100 49 385, 600 452, 800 505, 600 559, 100 50 386, 400 454, 500 506, 900 560, 000 51 387, 700 459, 800 510, 500 560, 900 52 387, 700 459, 800 510, 500 562, 600 54 389, 300 461, 000 511, 800 563, 500 55 390, 000 462, 200 513, 100 564, 400								
21 331, 300 401, 900 450, 900 515, 900 604, 000 22 335, 000 403, 900 453, 300 517, 700 23 338, 400 405, 500 455, 600 519, 500 24 341, 700 407, 100 457, 800 521, 300 255 345, 000 408, 800 459, 800 522, 900 266 347, 500 411, 000 462, 100 524, 700 27 350, 000 413, 100 464, 300 526, 500 28 352, 300 415, 100 466, 600 528, 300 29 354, 400 417, 200 468, 700 529, 900 30 356, 100 419, 300 470, 900 531, 700 31 357, 800 422, 600 475, 300 535, 300 32 359, 600 422, 600 475, 300 535, 300 33 361, 500 424, 500 477, 100 536, 900 34 363, 700 426, 000 479, 200 538, 700 35 365, 800 427, 800 481, 300 540, 400 36 367, 800 429, 600 483, 300 542, 100 37 369, 700 431, 500 485, 400 545, 700 39 374, 000 435, 300 488, 900 546, 700 40 376, 000 437, 200 490, 700 548, 300 41 378, 000 437, 200 490, 700 548, 300 41 378, 000 439, 000 492, 300 549, 800 42 378, 700 440, 700 494, 100 551, 200 43 379, 300 442, 400 495, 900 552, 600 447, 383, 500 449, 700 494, 100 551, 200 46 382, 200 447, 800 500, 600 556, 100 46 382, 200 447, 800 500, 600 556, 100 47 383, 500 449, 500 500, 600 556, 100 49 385, 600 452, 800 505, 600 557, 100 50 386, 400 454, 500 500, 600 556, 100 50 386, 400 454, 500 500, 600 556, 100 50 386, 400 454, 500 500, 500, 500 560, 900 52 387, 700 457, 900 509, 500 561, 800 53 388, 500 459, 800 511, 800 563, 500 55 390, 000 462, 200 513, 100 564, 400					1			
22 335,000 403,900 453,300 517,700 23 338,400 405,500 455,600 519,500 24 341,700 407,100 457,800 521,300 25 345,000 408,800 459,800 522,900 26 347,500 411,000 462,100 524,700 27 350,000 413,100 464,300 526,500 28 352,300 415,100 466,600 528,300 30 356,100 419,300 470,900 531,700 31 357,800 420,900 473,200 533,500 32 359,600 422,600 475,300 535,300 34 363,700 426,000 477,100 536,900 34 367,800 429,600 483,300 540,400 36 367,800 429,600 483,300 542,100 37 369,700 431,500 485,400 545,300 38 371,900 433,500 488,400 546,700 40 376,000 437,200 490,700								
23 338, 400 405, 500 455, 600 519, 500 24 341, 700 407, 100 457, 800 521, 300 25 345, 000 408, 800 459, 800 522, 900 26 347, 500 411, 000 462, 100 524, 700 27 350, 000 413, 100 464, 300 526, 500 28 352, 300 415, 100 466, 600 528, 300 29 354, 400 417, 200 468, 700 529, 900 30 356, 100 419, 300 470, 900 531, 700 31 357, 800 420, 900 473, 200 533, 500 32 359, 600 422, 600 475, 300 535, 300 33 361, 500 424, 500 477, 100 536, 900 34 363, 700 426, 000 479, 200 538, 700 35 365, 800 427, 800 481, 300 540, 400 36 367, 800 429, 600 483, 300 542, 100 37 369, 700 431, 500 485, 400 545, 300 38 37								
24 341, 700 407, 100 457, 800 521, 300 25 345, 000 408, 800 459, 800 522, 900 26 347, 500 411, 000 462, 100 524, 700 27 350, 000 413, 100 464, 300 526, 500 28 352, 300 415, 100 466, 600 528, 300 29 354, 400 417, 200 468, 700 529, 900 30 356, 100 419, 300 470, 900 531, 700 31 357, 800 420, 900 473, 200 533, 500 32 359, 600 422, 600 475, 300 536, 900 34 363, 700 426, 000 477, 100 536, 900 35 365, 800 427, 800 481, 300 540, 400 36 367, 800 429, 600 483, 300 542, 100 37 369, 700 431, 500 485, 400 543, 700 38 371, 900 433, 500 487, 100 545, 300 39 374, 000 435, 300 488, 900 546, 700 40 37								
25 345,000 408,800 459,800 522,900 26 347,500 411,000 462,100 524,700 27 350,000 413,100 464,300 526,500 28 352,300 415,100 466,600 528,300 29 354,400 417,200 468,700 522,900 30 356,100 419,300 470,900 531,700 31 357,800 420,900 473,200 533,500 32 359,600 422,600 475,300 535,300 33 361,500 424,500 477,100 536,900 34 363,700 426,000 479,200 538,700 35 365,800 427,800 481,300 540,400 36 367,800 429,600 483,300 542,100 37 369,700 431,500 485,400 543,700 38 371,900 433,500 487,100 548,300 40 376,000 437,200 490,700 548,300 41 378,700 440,700 497,500								
26 347, 500 411, 000 462, 100 524, 700 27 350, 000 413, 100 464, 300 526, 500 28 352, 300 415, 100 466, 600 528, 300 29 354, 400 417, 200 468, 700 529, 900 30 356, 100 419, 300 470, 900 531, 700 31 357, 800 420, 900 473, 200 535, 300 32 359, 600 422, 600 475, 300 536, 900 34 363, 700 426, 000 477, 100 536, 900 35 365, 800 427, 800 481, 300 540, 400 36 367, 800 429, 600 483, 300 542, 100 37 369, 700 431, 500 485, 400 543, 700 38 371, 900 433, 500 487, 100 545, 300 39 374, 000 437, 200 490, 700 548, 300 41 378, 000 440, 700 494, 100 551, 200 43 379, 300 442, 400 495, 900 552, 600 44 38								
27 350,000 413,100 464,300 526,500 28 352,300 415,100 466,600 528,300 29 354,400 417,200 468,700 529,900 30 356,100 419,300 470,900 531,700 31 357,800 420,900 473,200 533,500 32 359,600 422,600 475,300 536,900 34 363,700 426,000 477,100 536,900 35 365,800 427,800 481,300 540,400 36 367,800 429,600 483,300 542,100 37 369,700 431,500 485,400 543,700 38 371,900 433,500 487,100 545,300 39 374,000 437,200 490,700 548,300 41 378,000 439,000 492,300 549,800 42 378,700 440,700 494,100 551,200 43 379,300 442,400 495,900 552,600 44 380,900 446,000 498,900								
28 352, 300 415, 100 466, 600 528, 300 29 354, 400 417, 200 468, 700 529, 900 30 356, 100 419, 300 470, 900 531, 700 31 357, 800 420, 900 473, 200 533, 500 32 359, 600 422, 600 475, 300 536, 900 34 363, 700 426, 000 479, 200 538, 700 35 365, 800 427, 800 481, 300 540, 400 36 367, 800 429, 600 483, 300 542, 100 37 369, 700 431, 500 485, 400 543, 700 38 371, 900 433, 500 487, 100 545, 300 39 374, 000 437, 200 490, 700 548, 300 41 378, 000 437, 200 490, 700 548, 300 42 378, 700 440, 700 494, 100 551, 200 43 379, 300 444, 400 495, 900 552, 600 44 380, 900 444, 200 497, 500 553, 900 45 380, 900 446, 000 498, 900 555, 100 46 382, 200 447, 800 500, 600 556, 100 47 383, 500 459, 800 500, 600 556, 100 49 385, 600 452, 800 505, 600 559, 100 50 386, 400 454, 500 506, 900 560, 900 52 387, 700 457, 900 509, 500 561, 800 53 388, 500 459, 800 510, 500 562, 600 54 389, 300 461, 000 511, 800 563, 500 55 390, 000 462, 200 513, 100 564, 400			i					
29 354, 400 417, 200 468, 700 529, 900 30 356, 100 419, 300 470, 900 531, 700 31 357, 800 420, 900 473, 200 533, 500 32 359, 600 422, 600 475, 300 535, 300 33 361, 500 424, 500 477, 100 536, 900 34 363, 700 426, 000 479, 200 538, 700 35 365, 800 427, 800 481, 300 540, 400 36 367, 800 429, 600 483, 300 542, 100 37 369, 700 431, 500 485, 400 543, 700 38 371, 900 433, 500 487, 100 545, 300 39 374, 000 435, 300 488, 900 546, 700 40 376, 000 437, 200 490, 700 548, 300 41 378, 000 439, 000 492, 300 549, 800 42 378, 700 440, 700 494, 100 551, 200 43 379, 300 442, 400 495, 900 552, 600 44 38			i					
30 356, 100 419, 300 470, 900 531, 700 31 357, 800 420, 900 473, 200 533, 500 32 359, 600 422, 600 475, 300 535, 300 33 361, 500 424, 500 477, 100 536, 900 34 363, 700 426, 000 479, 200 538, 700 35 365, 800 427, 800 481, 300 540, 400 36 367, 800 429, 600 483, 300 542, 100 37 369, 700 431, 500 485, 400 543, 700 38 371, 900 433, 500 487, 100 545, 300 39 374, 000 435, 300 488, 900 546, 700 40 376, 000 437, 200 490, 700 548, 300 41 378, 000 439, 000 492, 300 549, 800 42 378, 700 440, 700 494, 100 551, 200 43 379, 300 442, 400 495, 900 552, 600 44 380, 900 446, 000 498, 900 555, 100 46 38								
31 357, 800 420, 900 473, 200 533, 500 32 359, 600 422, 600 475, 300 535, 300 33 361, 500 424, 500 477, 100 536, 900 34 363, 700 426, 000 479, 200 538, 700 35 365, 800 427, 800 481, 300 540, 400 36 367, 800 429, 600 483, 300 542, 100 37 369, 700 431, 500 485, 400 543, 700 38 371, 900 433, 500 487, 100 545, 300 39 374, 000 435, 300 488, 900 546, 700 40 376, 000 437, 200 490, 700 548, 300 41 378, 000 439, 000 492, 300 549, 800 42 378, 700 440, 700 494, 100 551, 200 43 379, 300 442, 400 495, 900 552, 600 44 380, 900 446, 000 498, 900 555, 100 46 382, 200 447, 800 500, 600 556, 100 47 38			i		1			
32 359,600 422,600 475,300 535,300 33 361,500 424,500 477,100 536,900 34 363,700 426,000 479,200 538,700 35 365,800 427,800 481,300 540,400 36 367,800 429,600 483,300 542,100 37 369,700 431,500 485,400 543,700 38 371,900 435,300 488,900 546,700 40 376,000 437,200 490,700 548,300 41 378,000 439,000 492,300 549,800 42 378,700 440,700 494,100 551,200 43 379,300 442,400 495,900 552,600 44 380,000 444,200 497,500 553,900 45 380,900 446,000 498,900 555,100 46 382,200 447,800 500,600 556,100 47 383,500 449,500 502,400 557,100 48 384,800 451,200 504,100 558,100 49 385,600 452,800 505,600 559,100 50 386,400 454,500 506,900 560,000 51 387,200 456,200 508,200 560,900 52 387,700 457,900 509,500 561,800 53 388,500 459,800 510,500 562,600 54 389,300 461,000 511,800 563,500 55 390,000 462,200 513,100 564,400								
33 361,500 424,500 477,100 536,900 34 363,700 426,000 479,200 538,700 35 365,800 427,800 481,300 540,400 36 367,800 429,600 483,300 542,100 37 369,700 431,500 485,400 543,700 39 374,000 435,300 488,900 546,700 40 376,000 437,200 490,700 548,300 41 378,000 439,000 492,300 549,800 42 378,700 440,700 494,100 551,200 43 379,300 442,400 495,900 552,600 44 380,000 444,200 497,500 553,900 45 380,900 446,000 498,900 556,100 47 383,500 449,500 502,400 557,100 48 384,800 451,200 504,100 557,100 48 384,800 451,200 504,100 558,100 49 385,600 452,800 505,600 559,100 50 386,400 454,500 506,900 560,000 51 387,200 456,200 508,200 560,900 52 387,700 457,900 509,500 561,800 53 388,500 459,800 510,500 562,600 54 389,300 461,000 511,800 563,500 55 390,000 462,200 513,100 564,400								
34 363, 700 426, 000 479, 200 538, 700 35 365, 800 427, 800 481, 300 540, 400 36 367, 800 429, 600 483, 300 542, 100 37 369, 700 431, 500 485, 400 543, 700 38 371, 900 433, 500 487, 100 545, 300 39 374, 000 435, 300 488, 900 546, 700 40 376, 000 437, 200 490, 700 548, 300 41 378, 000 439, 000 492, 300 549, 800 42 378, 700 440, 700 494, 100 551, 200 43 379, 300 442, 400 495, 900 552, 600 44 380, 000 444, 200 497, 500 553, 900 45 380, 900 446, 000 498, 900 555, 100 46 382, 200 447, 800 500, 600 556, 100 47 383, 500 449, 500 502, 400 557, 100 48 384, 800 451, 200 504, 100 558, 100 49 38								
35 365, 800 427, 800 481, 300 540, 400 36 367, 800 429, 600 483, 300 542, 100 37 369, 700 431, 500 485, 400 543, 700 38 371, 900 433, 500 487, 100 545, 300 39 374, 000 435, 300 488, 900 546, 700 40 376, 000 437, 200 490, 700 548, 300 41 378, 000 439, 000 492, 300 549, 800 42 378, 700 440, 700 494, 100 551, 200 43 379, 300 442, 400 495, 900 552, 600 44 380, 000 444, 200 497, 500 553, 900 45 380, 900 446, 000 498, 900 555, 100 46 382, 200 447, 800 500, 600 556, 100 47 383, 500 449, 500 502, 400 557, 100 48 384, 800 451, 200 504, 100 558, 100 49 385, 600 452, 800 505, 600 559, 100 50 38			i		1			I
36 367, 800 429, 600 483, 300 542, 100 37 369, 700 431, 500 485, 400 543, 700 38 371, 900 433, 500 487, 100 545, 300 39 374, 000 435, 300 488, 900 546, 700 40 376, 000 437, 200 490, 700 548, 300 41 378, 000 439, 000 492, 300 549, 800 42 378, 700 440, 700 494, 100 551, 200 43 379, 300 442, 400 495, 900 552, 600 44 380, 000 444, 200 497, 500 553, 900 45 380, 900 446, 000 498, 900 555, 100 46 382, 200 447, 800 500, 600 556, 100 47 383, 500 449, 500 502, 400 557, 100 48 384, 800 451, 200 504, 100 558, 100 49 385, 600 452, 800 505, 600 559, 100 50 386, 400 454, 500 506, 900 560, 900 52 38			i	1	1			1
37 369, 700 431, 500 485, 400 543, 700 38 371, 900 433, 500 487, 100 545, 300 39 374, 000 435, 300 488, 900 546, 700 40 376, 000 437, 200 490, 700 548, 300 41 378, 000 439, 000 492, 300 549, 800 42 378, 700 440, 700 494, 100 551, 200 43 379, 300 442, 400 495, 900 552, 600 44 380, 000 444, 200 497, 500 553, 900 45 380, 900 446, 000 498, 900 555, 100 46 382, 200 447, 800 500, 600 556, 100 47 383, 500 449, 500 502, 400 557, 100 48 384, 800 451, 200 504, 100 558, 100 49 385, 600 452, 800 505, 600 559, 100 50 386, 400 454, 500 506, 900 560, 900 52 387, 700 457, 900 509, 500 561, 800 53 38			i					
38 371, 900 433, 500 487, 100 545, 300 39 374, 000 435, 300 488, 900 546, 700 40 376, 000 437, 200 490, 700 548, 300 41 378, 000 439, 000 492, 300 549, 800 42 378, 700 440, 700 494, 100 551, 200 43 379, 300 442, 400 495, 900 552, 600 44 380, 000 444, 200 497, 500 553, 900 45 380, 900 446, 000 498, 900 555, 100 46 382, 200 447, 800 500, 600 556, 100 47 383, 500 449, 500 502, 400 557, 100 48 384, 800 451, 200 504, 100 558, 100 49 385, 600 452, 800 505, 600 559, 100 50 386, 400 454, 500 506, 900 560, 900 51 387, 700 457, 900 509, 500 561, 800 53 388, 500 459, 800 510, 500 562, 600 54 38				· ·				
39 374,000 435,300 488,900 546,700 40 376,000 437,200 490,700 548,300 41 378,000 439,000 492,300 549,800 42 378,700 440,700 494,100 551,200 43 379,300 442,400 495,900 552,600 44 380,000 444,200 497,500 553,900 45 380,900 446,000 498,900 555,100 46 382,200 447,800 500,600 556,100 47 383,500 449,500 502,400 557,100 48 384,800 451,200 504,100 558,100 49 385,600 452,800 505,600 559,100 50 386,400 454,500 506,900 560,000 51 387,700 456,200 508,200 560,900 52 387,700 457,900 509,500 561,800 53 388,500 459,800 510,500 562,600 54 389,300 461,000 511,800								I
40 376,000 437,200 490,700 548,300 41 378,000 439,000 492,300 549,800 42 378,700 440,700 494,100 551,200 43 379,300 442,400 495,900 552,600 44 380,000 444,200 497,500 553,900 45 380,900 446,000 498,900 555,100 46 382,200 447,800 500,600 556,100 47 383,500 449,500 502,400 557,100 48 384,800 451,200 504,100 558,100 49 385,600 452,800 505,600 559,100 50 386,400 454,500 506,900 560,000 51 387,200 456,200 508,200 560,900 52 387,700 457,900 509,500 561,800 53 388,500 459,800 510,500 562,600 54 389,300 461,000 511,800 563,500 55 390,000 462,200 513,100								I
41 378,000 439,000 492,300 549,800 42 378,700 440,700 494,100 551,200 43 379,300 442,400 495,900 552,600 44 380,000 444,200 497,500 553,900 45 380,900 446,000 498,900 555,100 46 382,200 447,800 500,600 556,100 47 383,500 449,500 502,400 557,100 48 384,800 451,200 504,100 558,100 49 385,600 452,800 505,600 559,100 50 386,400 454,500 506,900 560,000 51 387,200 456,200 508,200 560,900 52 387,700 457,900 509,500 561,800 53 388,500 459,800 510,500 562,600 54 389,300 461,000 511,800 563,500 55 390,000 462,200 513,100 564,400				l				
42 378, 700 440, 700 494, 100 551, 200 43 379, 300 442, 400 495, 900 552, 600 44 380, 000 444, 200 497, 500 553, 900 45 380, 900 446, 000 498, 900 555, 100 46 382, 200 447, 800 500, 600 556, 100 47 383, 500 449, 500 502, 400 557, 100 48 384, 800 451, 200 504, 100 558, 100 49 385, 600 452, 800 505, 600 559, 100 50 386, 400 454, 500 506, 900 560, 000 51 387, 200 456, 200 508, 200 560, 900 52 387, 700 457, 900 509, 500 561, 800 53 388, 500 459, 800 510, 500 562, 600 54 389, 300 461, 000 511, 800 563, 500 55 390, 000 462, 200 513, 100 564, 400								I
43 379, 300 442, 400 495, 900 552, 600 44 380, 000 444, 200 497, 500 553, 900 45 380, 900 446, 000 498, 900 555, 100 46 382, 200 447, 800 500, 600 556, 100 47 383, 500 449, 500 502, 400 557, 100 48 384, 800 451, 200 504, 100 558, 100 49 385, 600 452, 800 505, 600 559, 100 50 386, 400 454, 500 506, 900 560, 000 51 387, 200 456, 200 508, 200 560, 900 52 387, 700 457, 900 509, 500 561, 800 53 388, 500 459, 800 510, 500 562, 600 54 389, 300 461, 000 511, 800 563, 500 55 390, 000 462, 200 513, 100 564, 400			i					
44 380,000 444,200 497,500 553,900 45 380,900 446,000 498,900 555,100 46 382,200 447,800 500,600 556,100 47 383,500 449,500 502,400 557,100 48 384,800 451,200 504,100 558,100 49 385,600 452,800 505,600 559,100 50 386,400 454,500 506,900 560,000 51 387,200 456,200 508,200 560,900 52 387,700 457,900 509,500 561,800 53 388,500 459,800 510,500 562,600 54 389,300 461,000 511,800 563,500 55 390,000 462,200 513,100 564,400				1	1			
45 380, 900 446, 000 498, 900 555, 100 46 382, 200 447, 800 500, 600 556, 100 47 383, 500 449, 500 502, 400 557, 100 48 384, 800 451, 200 504, 100 558, 100 49 385, 600 452, 800 505, 600 559, 100 50 386, 400 454, 500 506, 900 560, 000 51 387, 200 456, 200 508, 200 560, 900 52 387, 700 457, 900 509, 500 561, 800 53 388, 500 459, 800 510, 500 562, 600 54 389, 300 461, 000 511, 800 563, 500 55 390, 000 462, 200 513, 100 564, 400								I
46 382, 200 447, 800 500, 600 556, 100 47 383, 500 449, 500 502, 400 557, 100 48 384, 800 451, 200 504, 100 558, 100 49 385, 600 452, 800 505, 600 559, 100 50 386, 400 454, 500 506, 900 560, 900 51 387, 200 456, 200 508, 200 560, 900 52 387, 700 457, 900 509, 500 561, 800 53 388, 500 459, 800 510, 500 562, 600 54 389, 300 461, 000 511, 800 563, 500 55 390, 000 462, 200 513, 100 564, 400					1			
47 383, 500 449, 500 502, 400 557, 100 48 384, 800 451, 200 504, 100 558, 100 49 385, 600 452, 800 505, 600 559, 100 50 386, 400 454, 500 506, 900 560, 000 51 387, 200 456, 200 508, 200 560, 900 52 387, 700 457, 900 509, 500 561, 800 53 388, 500 459, 800 510, 500 562, 600 54 389, 300 461, 000 511, 800 563, 500 55 390, 000 462, 200 513, 100 564, 400			i					I
48 384, 800 451, 200 504, 100 558, 100 49 385, 600 452, 800 505, 600 559, 100 50 386, 400 454, 500 506, 900 560, 000 51 387, 200 456, 200 508, 200 560, 900 52 387, 700 457, 900 509, 500 561, 800 53 388, 500 459, 800 510, 500 562, 600 54 389, 300 461, 000 511, 800 563, 500 55 390, 000 462, 200 513, 100 564, 400								I
49 385, 600 452, 800 505, 600 559, 100 50 386, 400 454, 500 506, 900 560, 000 51 387, 200 456, 200 508, 200 560, 900 52 387, 700 457, 900 509, 500 561, 800 53 388, 500 459, 800 510, 500 562, 600 54 389, 300 461, 000 511, 800 563, 500 55 390, 000 462, 200 513, 100 564, 400								
50 386, 400 454, 500 506, 900 560, 000 51 387, 200 456, 200 508, 200 560, 900 52 387, 700 457, 900 509, 500 561, 800 53 388, 500 459, 800 510, 500 562, 600 54 389, 300 461, 000 511, 800 563, 500 55 390, 000 462, 200 513, 100 564, 400			i					
51 387, 200 456, 200 508, 200 560, 900 52 387, 700 457, 900 509, 500 561, 800 53 388, 500 459, 800 510, 500 562, 600 54 389, 300 461, 000 511, 800 563, 500 55 390, 000 462, 200 513, 100 564, 400			i					
52 387, 700 457, 900 509, 500 561, 800 53 388, 500 459, 800 510, 500 562, 600 54 389, 300 461, 000 511, 800 563, 500 55 390, 000 462, 200 513, 100 564, 400								
53 388, 500 459, 800 510, 500 562, 600 54 389, 300 461, 000 511, 800 563, 500 55 390, 000 462, 200 513, 100 564, 400								
54 389, 300 461, 000 511, 800 563, 500 555 390, 000 462, 200 513, 100 564, 400			i					
55 390,000 462,200 513,100 564,400								I
				· ·				I
			56	1	1			1

定1	57 58 59 60 61 62 63 64 65 66 67 70 71 72 73 74 75 76 77 78 80 81 82 83 84 85 86 87 88 89 90 91 92 93 94 95		465, 400 466, 300 467, 100 467, 900 468, 600 469, 300 470, 600 471, 300 471, 300 472, 500 472, 800 474, 100 474, 100 475, 200 475, 800 476, 500 477, 200 477, 600 477, 600 477, 200 478, 200 479, 300 479, 300 479, 900 480, 400 480, 400 481, 400 481, 400 482, 800 483, 300 484, 400 485, 900 485, 900 486, 500 487, 100 487, 600 487, 100 487, 600 487, 100 487, 600 487, 100 487, 600 487, 100 488, 100 E # 給料	516, 200 517, 000 517, 800 518, 700 519, 500 520, 400 521, 200 523, 700 524, 600 525, 500 526, 300 527, 200 528, 100 528, 900 529, 800 530, 700 531, 400 532, 200 533, 100 534, 900 534, 900 535, 700 536, 600 537, 500 538, 400 539, 200 540, 100 541, 000 541, 900 541, 900 542, 700	基準給料 基準給料	基準給料
			基準給料			
再任用短時間		月額		月額	月額	月額
型 時 间 勤 務 職		円	円	円	円	円
員		297, 300	339, 700	394, 300	467, 400	567, 400
	ァの主け	中心) = #L 76. 上	フロボカ	び歩利屋

備考 この表は、病院、診療所等に勤務する医師及び歯科医師で規則で定めるものに 適用する。

第2条 浜松市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(期末手当)	(期末手当)
第20条 (略)	第20条 (略)
2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月	2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100
に支給する場合には100分の120、12	分の122.5 を乗じて得た額に、基準日以

月に支給する場合には100分の125を 乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に 掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を 乗じて得た額とする。

 $(1) \sim (4)$ (略)

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100 分の120」とあるのは「100分の 67.5」と、「100分の125」とあるのは「100分の70」とする。

 $4 \sim 6$ (略)

(勤勉手当)

第21条 (略)

- 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。
 - (1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間 勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手 当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日 現在(退職し、又は死亡した職員にあっ ては、退職し、又は死亡した日現在。次 項において同じ。)において受けるべき 扶養手当の月額及びこれに対する地域手 当の月額の合計額を加算した額に、6月 に支給する場合には100分の100、 12月に支給する場合には100分の 105を乗じて得た額の総額
 - (2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間 勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務

前6箇月以内の期間におけるその者の在職 期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各 号に定める割合を乗じて得た額とする。

 $(1) \sim (4)$ (略)

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中<u>「100</u>分の122.5」とあるのは、「100分の68.75」とする。

 $4 \sim 6$ (略)

(勤勉手当)

第21条 (略)

- 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則 で定める基準に従って定める割合を乗じて 得た額とする。この場合において、支給する 勤勉手当の額の次の各号に掲げる職員の区 分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる 額を超えてはならない。
 - (1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間 勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手 当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日 現在(退職し、又は死亡した職員にあっ ては、退職し、又は死亡した日現在。次 項において同じ。)において受けるべき 扶養手当の月額及びこれに対する地域手 当の月額の合計額を加算した額に<u>100</u> 分の102.5を乗じて得た額の総額
 - (2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間 勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務

職員の勤勉手当基礎額に、6月に支給す る場合には100分の47.5、12月 に支給する場合には100分の50 を乗 じて得た額の総額 職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の</u> 48.75を乗じて得た額の総額

 $3 \sim 6$ (略)

 $3 \sim 6$ (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附則

(施行期日等)

- 1 この条例は、令和5年12月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年 4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の浜松市職員の給与に関する条例(以下「改正後の条例」 という。)及び附則第5項の規定による改正後の浜松市職員の定年等に関する条例等の一 部を改正する等の条例の規定は、令和5年4月1日から適用する。

(給与の内払)

3 改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の浜松市職員の 給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与 の内払とみなす。

(規則への委任)

- 4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。 (浜松市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の一部改正)
- 5 浜松市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例(令和4年浜松市条例 第35号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後				
附則	附則				

第15条 暫定再任用職員(暫定再任用短時間 勤務職員を除く。以下この条において同じ。) の給料月額は、当該暫定再任用職員が新給与 条例第4条の2に規定する定年前再任用短 時間勤務職員(以下この条において「定年前 再任用短時間勤務職員」という。)であるも のとした場合に適用される新給与条例第3 条第1項に定める給料表の定年前再任用短

第15条 暫定再任用職員(暫定再任用短時間 勤務職員を除く。以下この条において同じ。) の給料月額は、当該暫定再任用職員が新給与 条例第4条の2に規定する定年前再任用短 時間勤務職員(以下この条において「定年前 再任用短時間勤務職員」という。)であるも のとした場合に適用される新給与条例第3 条第1項に定める給料表の定年前再任用短 時間勤務職員の項に掲げる<u>給料月額</u>のうち、 当該暫定再任用職員の属する職務の級に応 じた額とする。

2 暫定再任用短時間勤務職員の給料月額は、 当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再 任用短時間勤務職員であるものとした場合 に適用される新給与条例第3条第1項に定 める給料表の定年前再任用短時間勤務職員 の項に掲げる給料月額のうち、当該暫定再任 用短時間勤務職員の属する職務の級に応じ た額に、浜松市職員の勤務時間その他の勤務 条件に関する条例(以下「勤務条件条例」と いう。)第2条第3項の規定により定められ た当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時 間を同条第1項に規定する勤務時間で除し て得た数を乗じて得た額(その額に1円未満 の端数を生じたときは、これを切り捨てた 額)とする。

 $3 \sim 5$ (略)

時間勤務職員の項に掲げる<u>基準給料月額</u>の うち、当該暫定再任用職員の属する職務の級 に応じた額とする。

2 暫定再任用短時間勤務職員の給料月額は、 当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再 任用短時間勤務職員であるものとした場合 に適用される新給与条例第3条第1項に定 める給料表の定年前再任用短時間勤務職員 の項に掲げる基準給料月額のうち、当該暫定 再任用短時間勤務職員の属する職務の級に 応じた額に、浜松市職員の勤務時間その他の 勤務条件に関する条例(以下「勤務条件条例」 という。)第2条第3項の規定により定めら れた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務 時間を同条第1項に規定する勤務時間で除 して得た数を乗じて得た額(その額に1円未 満の端数を生じたときは、これを切り捨てた 額)とする。

 $3 \sim 5$ (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

第 171 号 議 案 令和 5年11月17日提 出

浜松市教育職員の給与に関する条例の一部改正について

浜松市教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

浜松市長 中 野 祐 介

第1条 浜松市教育職員の給与に関する条例(平成29年浜松市条例第34号)の一部を 次のように改正する。

改正前

(定年前再任用短時間勤務職員の給料月額)

第6条 地方公務員法第22条の4第1項の 規定により採用された職員(以下「定年前再 任用短時間勤務職員」という。)の給料月額 は、当該定年前再任用短時間勤務職員に適用 される給料表の定年前再任用短時間勤務職 員の項に掲げる給料月額のうち、当該定年前 再任用短時間勤務職員の属する職務の級に 応じた額に、勤務条件条例第2条第3項の規 定により定められた当該定年前再任用短時 間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定 する勤務時間で除して得た数を乗じて得た 額とする。

(期末手当)

第33条 (略)

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100 分の120を乗じて得た額に、基準日以前6 箇月以内の期間におけるその者の在職期間 の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に 定める割合を乗じて得た額とする。

$(1) \sim (4)$ (略)

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは、「100分の67.5」とする。

改正後

(定年前再任用短時間勤務職員の給料月額)

第6条 地方公務員法第22条の4第1項の 規定により採用された職員(以下「定年前再 任用短時間勤務職員」という。)の給料月額 は、当該定年前再任用短時間勤務職員に適用 される給料表の定年前再任用短時間勤務職 員の項に掲げる<u>基準給料月額</u>のうち、当該定 年前再任用短時間勤務職員の属する職務の 級に応じた額に、勤務条件条例第2条第3項 の規定により定められた当該定年前再任用 短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に 規定する勤務時間で除して得た数を乗じて 得た額とする。

(期末手当)

第33条 (略)

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月 に支給する場合には100分の120、12 月に支給する場合には100分の125を 乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に 掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を 乗じて得た額とする。

$(1) \sim (4)$ (略)

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは<u>「100分の</u>67.5」と、「100分の125」とある

 $4 \sim 6$ (略)

(勤勉手当)

第36条 (略)

- 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、教育 委員会規則で定める基準に従って定める割 合を乗じて得た額とする。この場合におい て、支給する勤勉手当の額の次の各号に掲げ る職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各 号に掲げる額を超えてはならない。
 - (1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間 勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手 当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日 現在(退職し、又は死亡した職員にあっ ては、退職し、又は死亡した日現在。次 項において同じ。) において受けるべき 扶養手当の月額及びこれに対する地域手 当の月額の合計額を加算した額に100 分の100を乗じて得た額の総額
 - (2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間 勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務 職員の勤勉手当基礎額に100分の 47.5を乗じて得た額の総額

 $3 \sim 6$ (略)

附則

(給料月額の特例)

11 当分の間、別表第1及び別表第2の規定 | 11 当分の間、別表第1及び別表第2の規定 の適用については、これらの規定に定める給

のは「100分の70」とする。

 $4 \sim 6$ (略)

(勤勉手当)

第36条 (略)

- 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、教育 委員会規則で定める基準に従って定める割 合を乗じて得た額とする。この場合におい て、支給する勤勉手当の額の次の各号に掲げ る職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各 号に掲げる額を超えてはならない。
 - (1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間 勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手 当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日 現在(退職し、又は死亡した職員にあっ ては、退職し、又は死亡した日現在。次 項において同じ。) において受けるべき 扶養手当の月額及びこれに対する地域手 当の月額の合計額を加算した額に、6月 <u>に支給する場合には100分の100、</u> 12月に支給する場合には100分の 105を乗じて得た額の総額
 - (2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間 勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務 職員の勤勉手当基礎額に、6月に支給す る場合には100分の47.5、12月 に支給する場合には100分の50を乗 じて得た額の総額

 $3 \sim 6$ (略)

附則

(給料月額の特例)

の適用については、これらの規定に定める給

料月額は、当該給料月額に、当該給料月額に 100分の1.82を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)をそれぞれ加算した額とする。この場合における次項及び附則第14項の規定の適用については、これらの規定中「その額に50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額」とあるのは、「その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額」とする。 料月額及び基準給料月額(以下この項において「給料月額等」という。)は、当該給料月額等に、当該給料月額等に100分の1.82を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)をそれぞれ加算した額とする。この場合における次項及び附則第14項の規定の適用については、これらの規定中「その額に50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額」とあるのは、「その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額」とする。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1 (第4条関係)

小学校中学校等教育職給料表

職員の	職務の級	1級	2級	特2級	3級	4級
区分	号給 \	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前		円	円	円	円	円
再任用	1	177, 200	193, 400	274, 900	303, 200	408, 500
短時間	2	178, 700	195, 500	-	305, 800	1
勤務職	3	180, 300				· ·
員以外	4	181, 800	199, 800			1
の職員	5	183, 400				i
	6	185, 300	ŕ			· 1
	7	187, 100				
	8	189,000	208, 200	-	-	· ·
	9	190, 700				
	10	192, 800	212, 800		,	· ·
	11	194, 800	-	-	-	
	12	196, 800				ł
	13	198, 800	219, 700	301, 300	330, 600	425, 200
	14	200, 900	221, 400	303, 100	332, 400	426,600
	15	203, 000	222, 900	304, 900	334, 200	428,000
	16	205, 100	224, 400	306,600	335, 900	429, 400
	17	207, 300	226, 100	308, 200	337, 600	430,600
	18	209, 400	227, 400	310, 400	339,600	431,900
	19	211,600	228,600	312, 500	341,600	433, 100
	20	213, 500	229, 900	314, 800	343,600	434, 400
	21	215, 700	231,600	316, 800	345,600	435, 500
	22	217, 300	233, 300	319,000	347, 200	436, 700
	23	218,800	235,000	321, 200	348, 800	438,000
	24	220, 300	236,600	323, 500	350, 300	439, 300

```
221, 800 | 238, 100
                      325, 700
                                351, 800 | 440, 600
25
   222, 900
             240, 100
                      327, 900
                                353,600
                                         441,800
26
27
   224,000
             242,000
                      330,000
                                355, 300
                                         442,800
28
   225, 200
             243, 900
                      332,000
                                357,000
                                         443,900
29
   226, 700
             245,600
                      334,000
                                358,600
                                         445, 100
   228, 200
30
             248,000
                      335, 400
                                360, 200
                                         445,900
31
   229, 700
             250, 400
                      336,800
                                361,800
                                         446,700
             252, 800
32
   231, 200
                      338, 400
                                363, 300
                                         447,600
   232, 500
             255, 200
                      339,900
                                         448,500
33
                                364,600
34
   234, 100
             257,600
                      341, 900
                                366, 100
                                         449,000
   235, 800
             259, 900
                      344,000
                                         449,500
35
                                367,600
   237, 200
             262, 100
                      345, 800
                                369, 300
                                         450,000
36
37
   238, 500
             264, 300
                      347,600
                                371,000
                                         450,500
   239, 900
             266, 500
                      349, 300
                                372, 500
                                         451,000
38
39
   241, 300
             268, 900
                      351,000
                                373,800
                                         451,500
40
   242, 700
             271,000
                      352,600
                                375, 200
                                         452,000
   244,000
             273, 300
                      354, 100
                                         452,500
                                376, 300
41
42
   245, 300
             275,600
                      355, 800
                                377, 700
                                         453,000
   246, 500
             277, 800
                      357, 400
43
                                379, 100
                                         453, 500
   247, 800
             279,900
                      359,000
                                380,600
                                         454,000
44
   249, 100
             282,000
                      360, 700
                                382,000
                                         454, 500
45
   250, 400
             284, 200
                      362, 400
                                383,600
                                         455,000
46
   251,600
             286, 300
                      363, 700
                                385, 100
                                          455, 500
47
   252, 700
             288, 200
                      365, 100
                                386,600
                                         456,000
48
   253, 800
                      366, 300
49
             290, 300
                                387, 900
                                          456, 500
50
   255, 100
             292,000
                      367, 800
                                389, 400
                                          457,000
51
   256, 400
             293, 800
                      369, 400
                                390,800
                                         457, 500
   257, 400
             295, 500
                      370,900
                                392, 100
                                         458,000
52
             296, 800
                      372, 300
53
   258, 500
                                393, 300
                                         458, 500
   259, 900
             298, 800
                      373,800
54
                                394,600
   260, 900
             300, 700
                      375, 300
                                395, 700
55
56
   261, 900
             302, 700
                      376, 700
                                396,800
57
   262, 900
             304, 700
                      378, 100
                                398,000
   263, 900
             306, 800
                      379, 500
                                399, 200
58
59
   264, 900
             309,000
                      380, 800
                                400, 400
60
   265, 900
             311, 200
                      382, 100
                                401,600
   266, 800
             313, 300
                      383,000
                                402,700
61
   267, 500
             315,600
                      384, 200
62
                                403,700
             317, 800
63
   268, 200
                      385, 300
                                405,000
   268, 800
             319, 900
                      386, 400
64
                                406, 200
65
   269, 500
             322,000
                      387, 200
                                407, 400
66
   270, 700
             323, 500
                      388, 300
                                408, 500
   271,800
             325,000
                      389, 300
                                409,600
67
   272, 900
             326, 500
                      390, 300
                                410,700
68
69
   274, 200
             328, 200
                      391, 400
                                411,700
70
   275, 600
             330, 200
                      392, 400
                                412,900
   276, 800
             332, 200
                      393, 500
                                414, 100
71
   278,000
             334, 100
                      394,600
72
                                415, 300
   278,800
             335, 900
73
                      395, 600
                                415,900
   279, 700
             337, 900
                      396, 700
74
                                416,700
75
   280, 700
             339, 800
                      397, 800
                                417, 400
76
   281, 700
             341, 700
                      398, 800
                                417,900
77
   282,600
             343, 400
                      399, 700
                                418, 200
   283, 600 345, 200
                      400,600
                                418,600
```

```
284, 700 | 346, 900 | 401, 600
                                 419,000
    285, 500
              348,600
                       402,600
                                 419, 400
81
    286, 300
              350, 400
                       403, 400
                                 419,700
82
    287, 100
              352, 100
                       404, 200
                                 420, 100
83
    287, 900
              353, 500
                       404, 900
                                 420,500
    288, 700
              355, 100
84
                       405, 700
                                 420,800
              356, 300
85
    289,600
                       406, 400
                                 421, 100
    290, 400
              357, 900
                       407, 200
86
                                 421,500
    291, 100
              359, 400
                       407, 900
                                 421,900
87
88
    291, 900
              360, 900
                       408,600
                                 422, 200
    292,800
              362, 200
                       409, 200
                                 422,500
89
90
    293, 700
              363, 500
                       409, 900
                                 422,800
91
    294,600
              364, 800
                       410, 400
                                 423, 100
92
    295, 300
              366, 200
                       411, 100
                                 423, 300
93
    295, 600
              367, 600
                       411,500
                                 423, 500
    296, 300
              368, 900
94
                       411,900
                                 423,800
    297,000
              370, 100
                       412, 200
                                 424, 100
95
    297, 700
              371, 200
96
                       412,500
                                 424, 300
              372, 200
    298, 400
                       412, 700
97
                                 424, 500
98
    299, 200
              373, 200
                       413,000
                                 424,800
    300,000
              374, 200
                       413, 300
                                 425, 100
99
              375, 100
100
    300, 700
                       413, 500
                                 425, 300
    301, 400
              375, 900
                       413, 700
                                 425, 500
101
102
    301,800
              376, 900
                       414,000
                                 425,800
    302, 200
              377, 800
                                 426, 100
103
                       414, 300
              378, 700
104
    302,600
                       414, 500
                                 426, 300
              379, 500
105
    302,800
                       414, 700
                                 426, 500
    303, 100
              380, 400
                       415,000
106
107
    303, 400
              381, 300
                       415, 300
    303,600
              382, 200
                       415, 500
108
    303, 800
              383,000
                       415,700
109
110
    304,000
              384,000
              384,900
111
    304, 300
              385,800
112
    304,600
              386, 400
113
    304, 800
              387, 300
114
    305,000
    305, 200
              388, 200
115
    305, 500
              389, 100
116
    305, 800
              389,900
117
    306,000
              390,600
118
119
    306, 300
              391, 400
120
    306,600
              392, 200
    306, 800
              392,800
121
122
    307,000
              393,600
              394, 300
    307, 200
123
              395,000
124
    307, 500
    307, 800
              395,600
125
126
              396, 300
127
              396,800
              397, 400
128
129
              398, 100
130
              398,700
131
              399, 200
132
              399, 700
```

	133		400,	000						
	134		400,	300						
	135		400,	600						
	136		400,	900						
	137		401,	200						
	138		401,	500						
	139		401,	800						
	140		402,	100						
	141		402,	400						
	142		402,	700						
	143		403,	000						
	144		403,							
	145		403,	500						
	146		403,	800						
	147		404,							
	148		404,	300						
	149		404,	500						
	150		404,	800						
	151		405,							
	152		405,	300						
	153		405,	500						
	154		405,							
	155		406,							
	156		406,	300						
	157		406,							
	158		406,							
	159		407,							
	160		407,	300						
	161		407,							
	162		407,							
	163		408,							
	164		408,							
	165		408,							
定年前		基準給料	I	合料		合料				合料
再任用		月額	月額	-	月額	-	月額		月額	har-
短時間		円		円		円		円		円
勤務職										
員		226, 200	272,	100	299,	100	325, 5	00	406,	600
/++: - -/-/-	·			_						

備考

- 1 この表は、小学校又は中学校に勤務する校長及び教員並びに教育委員会の定める指導主事に適用する。
- 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で教育委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

別表第2 (第4条関係)

高等学校等教育職給料表

職員の	職務の級	1級	2級	3級	4級
区分	号給 🔪	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前		円	円	円	円

1	177 200	210 700	227 600	410 700
$\begin{vmatrix} 1 \\ 2 \end{vmatrix}$	177, 200	219, 700	337, 600	418, 700
3	178, 700 180, 300	221, 400 222, 900	339, 600 341, 600	420, 500 422, 300
4	181, 800	224, 400	343,600	422, 300
5	183, 400	226, 100	345, 600	425, 400
6	185, 300	227, 400	347, 200	426, 900
7	187, 100	228, 600	348, 800	428, 700
8	189, 000	229, 900	350, 300	430, 500
9	190, 700	231, 600	351,800	432, 200
10	192, 800	233, 300	353, 800	434, 000
11	194, 800	235, 000	355, 800	435, 900
12	196, 800	236, 600	357, 700	437, 700
13	198, 800	238, 100	359,600	439, 400
14	200, 900	240, 100	361, 500	441, 300
15	203, 000	242, 000	363, 300	443, 100
16	205, 100	242,000	364, 900	i
17			-	445, 000
	207, 300	245, 600	366, 500	446, 700
18	209, 400	248, 000	368, 300	448, 500
19	211, 600	250, 400	370, 100	450, 300
20	213, 500	252, 800	371, 900	452, 100
21	215, 700	255, 200	373, 500	453, 700
22	217, 300	257, 600	375, 400	455, 400
23	218, 800	259, 900	377, 100	457, 300
24	220, 300	262, 100	378, 800	459,000
25	221, 800	264, 300	380, 100	460, 700
26	223, 000	266, 500	381, 900	462, 300
27	224, 200	268, 900	383, 700	463, 900
28	225, 500	271,000	385,600	465, 400
29	226, 800	273, 300	387, 400	466, 900
30	228, 300	275, 600	389, 200	468, 200
31	229, 900	277, 800	391, 100	469, 500
32	231, 300	279, 900	393,000	470,800
33	232, 700	282, 000	394, 600	472,000
34	234, 400	284, 200	396, 300	472, 700
35	236, 200	286, 300	397, 900	473, 400
36	237, 700	288, 200	399,600	474, 100
37	239, 100	290, 300	400,800	474, 700
38	240,600	292,000	402, 200	475, 400
39	242, 100	293, 800	403,600	476, 100
40	243,600	295, 500	405,000	476, 800
41	245,000	296, 800	406,600	477, 400
42	246, 300	298, 800	408,000	478, 100
43	247, 500	300, 700	409, 300	478,800
44	248,600	302, 700	410,700	479,500
45	249, 700	304, 700	412, 100	480, 100
46	250, 900	306, 800	413, 400	480,800
47	252, 100	309,000	414, 900	481,500
48	253, 100	311, 200	416, 400	482, 200
49	254, 200	313, 300	418,000	482,800
50	255, 500	315, 600	419, 400	483, 500
51	256, 700	317, 800	421,000	484, 200
52	258,000	319, 900	422, 500	484, 900
53	259, 100	322, 000	424, 200	485, 500
54	260, 300	323, 500	425, 700	,
-1	-,	-,	-,	l

再短期 動員 の職員 の職員

```
261, 600 | 325, 000 | 427, 300
55
    262, 600
              326, 500
                       428,900
56
57
    263, 700
              328, 200
                       430, 400
58
    264, 400
              330, 200
                       431,900
    265, 400
              332, 200
                       433, 100
59
60
    266, 400
              334, 100
                       434, 300
61
    267, 300
              335, 900
                       435, 500
              337, 900
62
    268, 100
                       436,800
    268, 900
              339, 900
63
                       438, 100
64
    269, 700
              341,800
                       439, 300
    270,800
65
              343, 500
                       440,500
    272, 100
              345, 500
                       441,700
66
67
    273, 400
              347, 500
                       442,900
    274, 700
              349, 500
                       444, 100
68
    275, 900
              351, 300
69
                       445, 300
                       446,500
 70
    277, 100
              353, 200
    278, 300
71
              355, 100
                       447,700
    279, 500
72
              357,000
                       448,900
73
    280, 500
              358, 600
                       450,000
74
    281, 500
              360, 500
                       450,600
75
    282, 500
              362, 300
                       451, 100
    283, 400
 76
              364, 200
                       451,600
77
    284, 300
              366, 000
                       452, 100
 78
    285, 200
              367, 700
                       452,700
79
    286, 100
              369, 300
                       453, 200
80
    287,000
              370, 900
                       453, 700
81
    287, 800
              372, 300
                       454, 200
82
    288, 900
              373, 800
                       454,800
83
    289, 900
              375, 200
                       455, 300
    290, 900
              376, 500
84
                       455, 800
              377, 600
85
    291, 900
                       456, 300
              379,000
86
    292, 900
87
    293, 900
              380, 400
88
    294, 900
              381,700
89
    296,000
              382,900
90
    297, 100
              384, 200
91
    298, 200
              385, 300
92
    299, 200
              386, 500
93
    299, 700
              387, 700
    300, 700
94
              388,800
95
    301,800
              390,000
96
    303,000
              391, 200
97
    304,000
              392,600
98
    305, 100
              393,600
99
    306, 100
              394,600
100
    307, 100
              395,600
101
    307, 900
              396, 500
              397, 500
102
    309,000
              398,600
103
    310,000
104
    311,000
              399, 700
    311,600
              400, 400
105
106
    312, 500
             401, 300
107 313, 300 402, 200
108 314, 100 403, 100
```

109	314, 800	403, 900	
110	315, 200	404, 800	
111	315,600	405, 600	
112	316, 100	406, 400	
113	316,600	407,000	
114	317,000	407, 700	
115	317, 500	408, 400	
116	317, 900	409, 100	
117	318, 400	409, 700	
118	318, 900	410, 200	
119	319, 300	410,600	
120	319,800	411,000	
121	320, 300	411, 300	
122	320, 700	411,600	
123	321, 200	411, 900	
124	321, 700	412, 100	
125	322, 300	412, 300	
126	322,600	412,600	
127	322, 900	412, 900	
128	323, 200	413, 100	
129	323, 400	413, 300	
130	323, 700	413,600	
131	324,000	413, 900	
132	324, 300	414, 100	
133	324, 500	414, 300	
134	324, 700	414, 600	
135	324, 900	414, 900	
136	325, 200	415, 100	
137	325, 500	415, 300	
138	325, 700	415, 600	
139	326,000	415, 900	
140	326, 300	416, 100	
141	326, 500	416, 300	
142	326, 700	416, 600	
143	327, 000	416, 900	
144	327, 200	417, 100	
145	327, 500	417, 300	
146	327, 700	417, 600	
147	328, 000	417, 900	
148	328, 300	418, 100	
149	328, 500	418, 300	
150	328, 700		
151	329, 000		
152	329, 300		
153	329, 500		
154	329, 700		
155	330,000		
156	330, 300		
157	330, 500		

定年前	基	準約	合料	基	準;	給米	斗差	長準	給	料	基準	給	料
再任用	月	額		月	額		J	割額			月額	į	
短時間			円			Р	9			円			田
勤務職													
員	2	35,	000	2	75,	, 30	0	332	2, 2	00	416	3, 6	600

備考

- 1 この表は、高等学校に勤務する校長、教員及び実習助手並びに教育委員会の定 める指導主事に適用する。
- 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で教育委員 会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算し た額とする。

第2条 浜松市教育職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

改正前	改正後					
(期末手当)	(期末手当)					
第33条 (略)	第33条 (略)					
2 期末手当の類け 期末手当其磁類に 6日	2 期末手当の類は 期末手当其磁類に100					

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>6月</u>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100</u> に支給する場合には100分の120、12 月に支給する場合には100分の125を 乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期 間におけるその者の在職期間の次の各号に 掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を 乗じて得た額とする。

 $(1) \sim (4)$ (略)

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前 項の規定の適用については、同項中「100 分の120」とあるのは「100分の 67.5」と、「100分の125」とある のは「100分の70」とする。

 $4 \sim 6$ (略)

(勤勉手当)

第36条 (略)

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、教育 委員会規則で定める基準に従って定める割 合を乗じて得た額とする。この場合におい 分の122.5を乗じて得た額に、基準日以 前6箇月以内の期間におけるその者の在職 期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各 号に定める割合を乗じて得た額とする。

 $(1) \sim (4)$ (略)

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前 項の規定の適用については、同項中「100 分の122.5」とあるのは、「100分の 68.75」とする。

 $4 \sim 6$ (略)

(勤勉手当)

第36条 (略)

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、教育 委員会規則で定める基準に従って定める割 合を乗じて得た額とする。この場合におい て、支給する勤勉手当の額の次の各号に掲げ る職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各 号に掲げる額を超えてはならない。

- (1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間 勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手 当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日 現在(退職し、又は死亡した職員にあっ ては、退職し、又は死亡した日現在。次 項において同じ。)において受けるべき 扶養手当の月額及びこれに対する地域手 当の月額の合計額を加算した額に、6月 に支給する場合には100分の100、 12月に支給する場合には100分の 105を乗じて得た額の総額
- (2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間 勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務 職員の勤勉手当基礎額に、6月に支給す る場合には100分の47.5、12月 に支給する場合には100分の50を乗 じて得た額の総額

て、支給する勤勉手当の額の次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各 号に掲げる額を超えてはならない。

- (1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間 勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手 当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日 現在(退職し、又は死亡した職員にあっ ては、退職し、又は死亡した日現在。次 項において同じ。)において受けるべき 扶養手当の月額及びこれに対する地域手 当の月額の合計額を加算した額に<u>100</u> 分の102.5を乗じて得た額の総額
- (2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間 勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務 職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の</u> 48.75を乗じて得た額の総額

 $3 \sim 6$ (略)

 $3 \sim 6$ (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附則

(施行期日等)

- 1 この条例は、令和5年12月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年 4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の浜松市教育職員の給与に関する条例(以下「改正後の条例」という。)及び附則第5項の規定による改正後の浜松市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の規定は、令和5年4月1日から適用する。

(給与の内払)

3 改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の浜松市教育職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による

給与の内払とみなす。

(教育委員会規則への委任)

4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定 める。

(浜松市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の一部改正)

浜松市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例(令和4年浜松市条例 第35号)の一部を次のように改正する。

改正前 改正後 附 則

附 則

- 第20条 暫定再任用職員(暫定再任用短時間 勤務職員を除く。以下この条において同じ。) の給料月額は、当該暫定再任用職員が新教育 職員給与条例第6条に規定する定年前再任 用短時間勤務職員(以下この条において「定 年前再任用短時間勤務職員」という。)であ るものとした場合に適用される新教育職員 給与条例第4条第1項に定める給料表の定 年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる給 料月額のうち、当該暫定再任用職員の属する 職務の級に応じた額とする。
- 2 暫定再任用短時間勤務職員の給料月額は、 当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再 任用短時間勤務職員であるものとした場合 に適用される新教育職員給与条例第4条第 1項に定める給料表の定年前再任用短時間 勤務職員の項に掲げる給料月額のうち、当該 暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の 級に応じた額に、勤務条件条例第2条第3項 の規定により定められた当該暫定再任用短 時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規 定する勤務時間で除して得た数を乗じて得 た額(その額に1円未満の端数を生じたとき は、これを切り捨てた額)とする。

- 第20条 暫定再任用職員(暫定再任用短時間 勤務職員を除く。以下この条において同じ。) の給料月額は、当該暫定再任用職員が新教育 職員給与条例第6条に規定する定年前再任 用短時間勤務職員(以下この条において「定 年前再任用短時間勤務職員」という。) であ るものとした場合に適用される新教育職員 給与条例第4条第1項に定める給料表の定 年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基 準給料月額のうち、当該暫定再任用職員の属 する職務の級に応じた額とする。
- 2 暫定再任用短時間勤務職員の給料月額は、 当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再 任用短時間勤務職員であるものとした場合 に適用される新教育職員給与条例第4条第 1項に定める給料表の定年前再任用短時間 勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、 当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職 務の級に応じた額に、勤務条件条例第2条第 3項の規定により定められた当該暫定再任 用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項 に規定する勤務時間で除して得た数を乗じ て得た額(その額に1円未満の端数を生じた ときは、これを切り捨てた額)とする。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

議案(2)の参考資料

- 第 160 号議案 令和5年度浜松市一般会計補正予算(第7号)
- 第 161 号議案 令和5年度浜松市と畜場・市場事業特別会計補正予算(第2号)
- 第 162 号議案 令和5年度浜松市中央卸売市場事業特別会計補正予算(第2号)
- 第 163 号議案 令和5年度浜松市小型自動車競走事業特別会計補正予算(第1号)
- 第 164 号議案 令和5年度浜松市駐車場事業特別会計補正予算(第3号)
- 第 165 号議案 令和5年度浜松市病院事業会計補正予算(第2号)
- 第 166 号議案 令和5年度浜松市水道事業会計補正予算(第3号)
- 第 167 号議案 令和5年度浜松市下水道事業会計補正予算 (第3号)
- 第 168 号議案 浜松市議会の議員に対する議員報酬及び期末手当の支給並びに費用弁償条例 の一部改正について

この条例は、特別職報酬等審議会の答申を踏まえ、市議会議員に支給する期末手当を改定するものであります。

第 169 号議案 浜松市特別職の給与に関する条例の一部改正について

この条例は、特別職報酬等審議会の答申を踏まえ、特別職に支給する期末手当を改定するものであります。

第 170 号議案 浜松市職員の給与に関する条例の一部改正について

この条例は、人事委員会による職員の給与等に関する報告及び勧告を踏ま え、公民給与の較差の解消を図るため、職員に支給する給料月額、初任給調 整手当、期末手当及び勤勉手当を改定するほか、所要の整備を行うものであ ります。

第 171 号議案 浜松市教育職員の給与に関する条例の一部改正について

この条例は、人事委員会による職員の給与等に関する報告及び勧告を踏ま え、公民給与の較差の解消を図るため、教育職員に支給する給料月額、期末 手当及び勤勉手当を改定するほか、所要の整備を行うものであります。 令 和 5 年

第4回 市議会定例会

議案(2)の説明資料

目 次

第	168	号議案	浜松市議会の議員に対する議員報酬及び期末手当の支給並びに 費用弁償条例の一部改正について ··················	155
第	169	号議案	浜松市特別職の給与に関する条例の一部改正について	156
第	170	号議案	浜松市職員の給与に関する条例の一部改正について	157
第	171	号議案	浜松市教育職員の給与に関する条例の一部改正について	159

人事課

浜松市議会の議員に対する議員報酬及び期末手当の支給並びに費用弁償条例 の一部改正について

(提案理由)

浜松市特別職報酬等審議会(令和5年10月26日)の答申を踏まえ、議員に支給する期末手当の額について改定を行うため、条例の一部を改正するものです。

(改正内容)

議員の期末手当について、次のとおり改定を行うものです。

1 令和5年度の期末手当の支給割合

6.	月	12	月	合計		
現行	改正案	現行	改正案	現行	改正案	
2. 3425	-	2. 3425	<u>2. 4425</u>	4. 685	<u>4. 785</u>	

2 令和6年度以降の期末手当の支給割合

6.	月	12	月	合計			
現行	改正案	現行	改正案	現行	改正案		
2. 3425	<u>2. 3925</u>	2. 3425	<u>2. 3925</u>	4. 685	<u>4. 785</u>		

(施行期日)

この条例は、令和5年12月1日から施行するものです。ただし、令和6年度以降の期末手当の改定は、令和6年4月1日から施行するものです。

人事課

浜松市特別職の給与に関する条例の一部改正について

(提案理由)

浜松市特別職報酬等審議会(令和5年10月26日)の答申を踏まえ、市長、副市長 その他の特別職に支給する期末手当の額について改定を行うため、条例の一部を改正す るものです。

(改正内容)

市長、副市長その他の特別職の期末手当について、次のとおり改定を行うものです。

1 令和5年度の期末手当の支給割合

6.	月	12	月	合計		
現行	改正案	現行	改正案	現行	改正案	
2. 3425	-	2. 3425	<u>2. 4425</u>	4. 685	<u>4. 785</u>	

2 令和6年度以降の期末手当の支給割合

6.	月	12	月	合計		
現行	改正案	現行	改正案	現行	改正案	
2. 3425	<u>2. 3925</u>	2. 3425	<u>2. 3925</u>	4. 685	<u>4. 785</u>	

(施行期日)

この条例は、令和5年12月1日から施行するものです。ただし、令和6年度以降の期末手当の改定は、令和6年4月1日から施行するものです。

浜松市職員の給与に関する条例の一部改正について

(提案理由)

人事委員会による職員の給与等に関する報告及び勧告(令和5年9月29日)を踏ま え、公民給与の較差の解消を図るため、一般職の職員に支給する給料月額、初任給調整 手当、期末手当及び勤勉手当の改定を行うとともに、これに関係する所要の整備を実施 するため、条例の一部を改正するものです。

(改正内容)

1 給料月額の改定

行政職給料表及び医療職給料表において、公民給与の較差(0.80%)の解消を図るため、初任給を始め若年層に重点を置いて、給料月額の引上げを行うものです。

2 医師に対する初任給調整手当の改定

	現行	改正案	引き上げ額
最高支給限度額 (月額)	414,800 円	415,600 円	800 円

3 期末手当及び勤勉手当の改定

(1) 職員

- (ア) 令和5年12月に支給する期末手当の支給割合を0.05月分引き上げ、
 - 1. 25月分とし、勤勉手当の支給割合を0. 05月分引き上げ、1. 05月分とするものです。
- (イ) 令和6年度以降の6月及び12月に支給する期末手当の支給割合をそれぞれ
 - 0.025月分引き上げ、1.225月分とし、勤勉手当の支給割合をそれぞれ
 - 0.025月分引き上げ、1.025月分とするものです。
- (2) 定年前再任用短時間勤務職員
 - (ア) 令和5年12月に支給する期末手当の支給割合を0.025月分引き上げ、
 - 0. 7月分とし、勤勉手当の支給割合を 0. 025月分引き上げ、 0. 5月分と するものです。
 - (イ) 令和6年度以降の6月及び12月に支給する期末手当の支給割合をそれぞれ 0.0125月分引き上げ、0.6875月分とし、勤勉手当の支給割合をそれ ぞれ0.0125月分引き上げ、0.4875月分とするものです。

(職員の期末手当及び勤勉手当の支給割合)

年度	手当	6月		12	月	合計		
	十日	現行	改正案	現行	改正案	現行	改正案	
5 年度	期末	1.2	_	1.2	<u>1. 25</u>	2. 4	<u>2. 45</u>	
	勤勉	1.0	_	1.0	<u>1. 05</u>	2. 0	<u>2. 05</u>	
	合計	2.2	_	2. 2	<u>2. 3</u>	4. 4	<u>4. 5</u>	
0 K K	期末	1.2	<u>1. 225</u>	1.2	<u>1. 225</u>	2. 4	<u>2. 45</u>	
6年度以降	勤勉	1.0	<u>1. 025</u>	1.0	<u>1. 025</u>	2. 0	<u>2. 05</u>	
	合計	2.2	<u>2. 25</u>	2.2	<u>2. 25</u>	4. 4	<u>4. 5</u>	

(定年前再任用短時間勤務職員の期末手当及び勤勉手当の支給割合)

年度	手当	6月		12 月		合計	
平 及	十目	現行	改正案	現行	改正案	現行	改正案
	期末	0. 675	_	0. 675	<u>0. 7</u>	1. 35	<u>1. 375</u>
5年度	勤勉	0. 475	_	0. 475	<u>0. 5</u>	0.95	<u>0. 975</u>
	合計	1. 15	_	1. 15	<u>1. 2</u>	2. 3	<u>2.35</u>
0 左左	期末	0. 675	0. 6875	0. 675	0. 6875	1. 35	1. 375
6 年度 以降	勤勉	0. 475	0. 4875	0.475	0. 4875	0.95	<u>0. 975</u>
以降	合計	1. 15	<u>1. 175</u>	1. 15	<u>1. 175</u>	2. 3	<u>2.35</u>

4 所要の整備

定年前再任用短時間勤務職員の給料表における給料月額を「基準給料月額」と規定し、 条例中の関連箇所の記載を改めるものです。

(施行期日等)

この条例は、令和5年12月1日から施行するものです。ただし、令和6年度以降の期末手当及び勤勉手当の改定は、令和6年4月1日から施行するものです。

なお、1の改定については、令和5年4月1日から適用するものです。

また、4の改正を、浜松市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例(令和4年浜松市条例第35号)においても実施するものです。

浜松市教育職員の給与に関する条例の一部改正について

(提案理由)

人事委員会による職員の給与等に関する報告及び勧告(令和5年9月29日)を踏まえ、公民給与の較差の解消を図るため、教育職員に支給する給料月額、期末手当及び勤勉手当の改定を行うとともに、これに関係する所要の整備を実施するため、条例の一部を改正するものです。

(改正内容)

1 給料月額の改定

小学校中学校等教育職給料表及び高等学校等教育職給料表において、公民給与の較差(0.80%)の解消を図るため、初任給を始め若年層に重点を置いて、給料月額の引上げを行うものです。

2 期末手当及び勤勉手当の改定

(1)職員

- (ア) 令和5年12月に支給する期末手当の支給割合を0.05月分引き上げ、
 - 1. 25月分とし、勤勉手当の支給割合を0. 05月分引き上げ、1. 05月分とするものです。
- (イ) 令和6年度以降の6月及び12月に支給する期末手当の支給割合をそれぞれ
 - 0.025月分引き上げ、1.225月分とし、勤勉手当の支給割合をそれぞれ
 - 0.025月分引き上げ、1.025月分とするものです。

(2) 定年前再任用短時間勤務職員

- (ア) 令和5年12月に支給する期末手当の支給割合を0.025月分引き上げ、
 - 0. 7月分とし、勤勉手当の支給割合を 0. 0 2 5月分引き上げ、 0. 5月分と するものです。
- (イ) 令和6年度以降の6月及び12月に支給する期末手当の支給割合をそれぞれ 0.0125月分引き上げ、0.6875月分とし、勤勉手当の支給割合をそれ ぞれ0.0125月分引き上げ、0.4875月分とするものです。

(職員の期末手当及び勤勉手当の支給割合)

年度	手当	6月		12 月		合計	
十段	十 十 日	現行	改正案	現行	改正案	現行	改正案
	期末	1. 2	_	1.2	<u>1. 25</u>	2. 4	<u>2. 45</u>
5年度	勤勉	1. 0	_	1.0	<u>1. 05</u>	2. 0	<u>2. 05</u>
	合計	2. 2	_	2. 2	<u>2.3</u>	4. 4	<u>4. 5</u>
0 F F	期末	1. 2	1. 225	1. 2	1. 225	2. 4	<u>2. 45</u>
6 年度 以降	勤勉	1. 0	<u>1. 025</u>	1. 0	<u>1. 025</u>	2. 0	<u>2. 05</u>
以降	合計	2. 2	<u>2. 25</u>	2. 2	<u>2. 25</u>	4. 4	<u>4. 5</u>

(定年前再任用短時間勤務職員の期末手当及び勤勉手当の支給割合)

年度	手当	6月		12 月		合計	
十段		現行	改正案	現行	改正案	現行	改正案
	期末	0.675	_	0.675	<u>0. 7</u>	1. 35	<u>1. 375</u>
5年度	勤勉	0. 475	-	0. 475	<u>0. 5</u>	0. 95	<u>0. 975</u>
	合計	1. 15	_	1. 15	<u>1. 2</u>	2. 3	<u>2.35</u>
0.左座	期末	0. 675	0. 6875	0. 675	0. 6875	1. 35	1. 375
6 年度 以降	勤勉	0. 475	0.4875	0. 475	0. 4875	0. 95	0.975
	合計	1. 15	<u>1. 175</u>	1. 15	<u>1. 175</u>	2. 3	<u>2. 35</u>

3 所要の整備

定年前再任用短時間勤務職員の給料表における給料月額を「基準給料月額」と規定し、 条例中の関連箇所の記載を改めるものです。

(施行期日等)

この条例は、令和5年12月1日から施行するものです。ただし、令和6年度以降の 期末手当及び勤勉手当の改定は、令和6年4月1日から施行するものです。

なお、1の改定については、令和5年4月1日から適用するものです。

また、3の改正を、浜松市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例(令和4年浜松市条例第35号)においても実施するものです。

令和5年度

補正予算の参考資料

一般会計補正予算(第7号)等 (第4回市議会定例会)

令和5年11月

浜 松 市

目 次

1	令和5年度11月補正予算編成の基本方針	163頁
2	令和5年度会計別予算額調	165頁
3	令和5年度一般会計予算款別構成比調	166頁
4	令和 5 年度一般会計予算性質別分析調	168頁
5	令和5年度11月補正予算案の概要	169頁

1 令和5年度 11月補正予算編成の基本方針

今回の補正予算は、人事委員会による職員の給与等に関する報告及び勧告を踏まえ、浜松市職員の給与に関する条例等の一部改正に伴う人件費等を追加するものです。

2 令和5年度 会計別予算額調

	会 計 別	補正前の額	補正額	計	備考
	加 △ 弘	千円 413, 780, 000	千円	千円	
_ 特	般 会 計 別 会 計	232, 321, 693	976, 557	414, 756, 557 232, 323, 094	
14	か 云 司	232, 321, 093	1, 401	232, 323, 094	
	国民健康保険事業	76, 938, 000	_	76, 938, 000	
	母子父子寡婦福祉資金貸付事業	231, 000	_	231, 000	
	介護保険事業	75, 284, 000	-	75, 284, 000	
	後期高齢者医療事業	11, 455, 000	-	11, 455, 000	
	と畜場・市場事業	372, 000	360	372, 360	
	農業集落排水事業	195, 000	1	195, 000	
	中央卸売市場事業	747, 000	831	747, 831	
	育英事業	79, 000	-	79, 000	
	学童等災害共済事業	6, 000	_	6, 000	
	小型自動車競走事業	20, 499, 000	0	20, 499, 000	
	駐車場事業	335, 693	210	335, 903	
	公債管理	46, 180, 000	-	46, 180, 000	
計	(一般会計+特別会計)	646, 101, 693	977, 958	647, 079, 651	
企	業会計	87, 518, 714	42, 899	87, 561, 613	
	病院事業	26, 790, 624	10, 182	26, 800, 806	
	水道事業	21, 635, 910	20, 545	21, 656, 455	
	下水道事業	39, 092, 180	12, 172	39, 104, 352	
	総計	733, 620, 407	1, 020, 857	734, 641, 264	

3 令和5年度 一般会計予算款別構成比調

歳 入

款別			補正額	計		備考
1 市 税	千円 149, 700, 000	% 36. 31	千円 -	千円 149, 700, 000	% 36. 09	
2 地方譲与税	3, 635, 000	0.88	-	3, 635, 000	0. 88	
3 利子割交付金	65, 000	0.02	-	65, 000	0. 01	
4 配当割交付金	824, 000	0.20	-	824, 000	0. 20	
5 株式等譲渡所得割交付金	703, 000	0. 17	-	703, 000	0. 17	
6 分離課税所得割交付金	145, 000	0.04	-	145, 000	0. 03	
7 法人事業税交付金	2, 060, 000	0.50	-	2, 060, 000	0. 50	
8 地方消費税交付金	20, 229, 000	4. 91	-	20, 229, 000	4. 88	
9 ゴルフ場利用税交付金	92,000	0.02	-	92,000	0. 02	
10 環境性能割交付金	629, 000	0. 15	-	629, 000	0. 15	
11 軽油引取税交付金	5, 746, 000	1. 39	-	5, 746, 000	1. 38	
12 国有提供施設等所在市町 村助成交付金	342,000	0.08	-	342,000	0. 08	
13 地方特例交付金	1, 287, 537	0.31	1	1, 287, 537	0. 31	
14 地方交付税	33, 521, 947	8. 13	1	33, 521, 947	8. 08	
15 交通安全対策特別交付金	398, 000	0.10	-	398,000	0. 10	
16 分担金及び負担金	741, 325	0.18	-	741, 325	0.18	
17 使用料及び手数料	4, 257, 778	1. 03	_	4, 257, 778	1. 03	
18 国庫支出金	86, 236, 861	20. 78	140, 084	86, 376, 945	20.83	
19 県支出金	21, 559, 737	5. 22	-	21, 559, 737	5. 20	
20 財産収入	625, 865	0. 15	_	625, 865	0. 15	
21 寄 附 金	2, 978, 000	0.67	_	2, 978, 000	0.72	
22 繰 入 金	26, 543, 148	6. 44	_	26, 543, 148	6. 40	
23 繰 越 金	6, 778, 630	1.58	836, 473	7, 615, 103	1.84	
24 諸 収 入	9, 927, 172	2. 41	_	9, 927, 172	2. 39	
25 市 債	34, 754, 000	8. 33	_	34, 754, 000	8. 38	
歳入合計	413, 780, 000	100.00	976, 557	414, 756, 557	100.00	

歳 出

款別	補正前の	額	補正額	計		備考
1 議 会 費	千円 962, 894	% 0. 23	千円 4,877	千円 967, 771	% 0. 23	
2 総 務 費	38, 904, 502	9. 40	159, 144	39, 063, 646	9. 42	
3 民 生 費	122, 429, 696	29. 59	57, 616	122, 487, 312	29. 53	
4 衛 生 費	60, 504, 765	14. 62	38, 251	60, 543, 016	14. 60	
5 労 働 費	439, 311	0. 11	910	440, 221	0. 11	
6 農林水産業費	6, 370, 748	1. 54	11, 263	6, 382, 011	1. 54	
7 商 工 費	9, 870, 220	2. 39	10, 361	9, 880, 581	2. 38	
8 土 木 費	48, 081, 905	11. 62	54, 415	48, 136, 320	11.61	
9 消 防 費	12, 592, 550	3. 04	101, 129	12, 693, 679	3. 06	
10 教 育 費	65, 318, 409	15. 79	538, 591	65, 857, 000	15. 88	
11 災害復旧費	12, 000, 000	2. 90	_	12, 000, 000	2. 89	
12 公 債 費	36, 205, 000	8. 75	_	36, 205, 000	8. 73	
13 予 備 費	100,000	0.02	_	100,000	0. 02	
歳 出 合 計	413, 780, 000	100.00	976, 557	414, 756, 557	100.00	

4 令和5年度 一般会計予算性質別分析調

性質別	補正前の額		補正額	計		備考
1 人 件 費	千円 78, 675, 665	% 19. 01	千円 976, 197	千円 79, 651, 862	% 19. 20	
2 扶 助 費	85, 807, 400	20. 74	-	85, 807, 400	20. 69	
3 公 債 費	36, 124, 620	8. 73	-	36, 124, 620	8. 71	
4 物 件 費	60, 088, 142	14. 52	_	60, 088, 142	14. 49	
5 維持補修費	12, 190, 339	2. 95	-	12, 190, 339	2. 94	
6 補助費等	20, 443, 980	4. 94	-	20, 443, 980	4. 93	
7 積 立 金	2, 678, 590	0.65	_	2, 678, 590	0.64	
8 出資金・貸付金	203, 880	0.05	_	203, 880	0.05	
9 繰 出 金	25, 574, 760	6. 18	360	25, 575, 120	6. 17	
10 投資的経費	82, 811, 867	20. 01	-	82, 811, 867	19. 97	
(1) 補助事業	47, 657, 188	11. 52	_	47, 657, 188	11. 49	
(2) 単独事業	21, 557, 679	5. 21	-	21, 557, 679	5. 20	
(3) 国直轄事業	1, 597, 000	0. 38	-	1, 597, 000	0.39	
(4) 災害復旧費	12, 000, 000	2. 90	_	12, 000, 000	2. 89	
11 公営企業会計支出金	9, 180, 757	2. 22	_	9, 180, 757	2. 21	
(1) 出資金・貸付金	874, 700	0. 21	-	874, 700	0. 21	
(2) 負担金・補助金	8, 306, 057	2. 01	-	8, 306, 057	2.00	
## H	413, 780, 000	100.00	976, 557	414, 756, 557	100.00	

5 令和5年度 11月補正予算案の概要

今回の補正予算は、人事委員会による職員の給与等に関する報告及び勧告を踏まえ、浜松市職員 の給与に関する条例等の一部改正に伴う人件費等を追加するものです。

1 給与改定の内容

(1) 給料表の改定

公民較差(0.80%)を解消するため、初任給及び若年層に重点を置いて給料月額を引上げ

(2) 期末・勤勉手当の改定(期末・勤勉手当の引上げ) 再任用職員以外の職員の支給割合を 0.10 月分引上げ(年間 4.40 月→4.50 月) 再任用職員の支給割合を 0.05 月分引上げ(年間 2.30 月→2.35 月)

(3) 特別職期末手当の改定

0.10月分引上げ(年間4.685月⇒4.785月)

2 適用時期

令和5年4月1日

3 補正額

(単位:千円)

	会計別	補正前の額	補正額	計	人件費 補正額	備考
<u> </u>	般会計	413, 780, 000	976, 557	414, 756, 557	976, 197	と畜繰出金 360
特	別会計	232, 321, 693	1, 401	232, 323, 094	1, 793	
	と畜場・市場事業	372, 000	360	372, 360	360	
	中央卸売市場事業	747, 000	831	747, 831	831	
	小型自動車競走事業	20, 499, 000	0	20, 499, 000	392	積立金△392
	駐車場事業	335, 693	210	335, 903	210	
	その他	210, 368, 000	ı	210, 368, 000	ı	
計	(一般会計+特別会計)	646, 101, 693	977, 958	647, 079, 651	977, 990	
企	業会計	87, 518, 714	42, 899	87, 561, 613	42, 899	
	病院事業	26, 790, 624	10, 182	26, 800, 806	10, 182	
	水道事業	21, 635, 910	20, 545	21, 656, 455	20, 545	
	下水道事業	39, 092, 180	12, 172	39, 104, 352	12, 172	
	総計	733, 620, 407	1, 020, 857	734, 641, 264	1, 020, 889	